

府中町 第3次地域福祉計画



令和5(2023)年3月

府中町

はじめに

府中町では、平成25(2013)年に「府中町地域福祉計画」(第1次計画)、平成30(2018)年に「府中町第2次地域福祉計画」を策定し、「ともに学び ともに支え助け合い 安心して暮らせるまち 府中町」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に努めてまいりました。

全国的に、少子高齢化や核家族化が進み、それに伴う社会問題もますます深刻化しており、国においては、地域共生社会の実現に向けた法改正や制度の整備が進められています。

府中町においても、高齢化率の上昇や核家族世帯の増加が顕著になってきており、地域でのつながりの重要性が増す一方、隣近所との付き合いなどの地域での交流の希薄化を感じる人が多くなっています。

更には、新型コロナウイルス感染症の脅威が、地域コミュニティの衰退に拍車をかけており、地域における人と人とのつながりの大切さが再認識されています。

このように地域福祉を取り巻く環境が変化する中、地域福祉にかかる活動状況や課題、ニーズを把握するために町民の皆さまにアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、地域福祉にかかわる方々が参画する府中町地域福祉計画策定委員会において審議を重ねていただき、地域で暮らす全ての人々が尊重され、その人らしく自立した生活ができる社会を目指して、「府中町第3次地域福祉計画」を策定しました。

第3次計画では、第2次計画の基本理念を継承し、町民すべてが主体となって、一人ひとりの参画のもとに地域福祉の取組をさらに発展させていくこととし、新たに、「成年後見制度利用促進基本計画」、並びに「地方再犯防止推進計画」を包含することにより、これらと一体的に取り組むことで、効果的な施策の推進を図ってまいります。

引き続き町民の皆さま、関係機関・団体の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、府中町地域福祉計画策定委員会の委員の皆さま、町民アンケートやワークショップにご協力いただいた方々、並びに計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和5(2023)年3月



府中町長 佐藤 信治

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間	4
5 計画の策定方法	5
(1) 計画策定の進め方の基本 -住民参加・参画-	5
(2) 計画策定の体制	5
(3) アンケート調査の実施	6
(4) ワークショップの開催	7
(5) パブリックコメントの実施	8
第2章 府中町の現状と課題	9
1 統計データ	9
(1) 人口・世帯	9
(2) 子どもの状況	12
(3) 高齢者の状況	13
(4) 障害者の状況	14
(5) ボランティアの状況	14
2 第2次計画の評価	15
基本目標1 地域ネットワークの構築	15
基本目標2 適切なサービス提供	16
3 アンケート調査から見える現状	19
4 ワークショップから見える現状	28
5 府中町の地域福祉における課題	29
第3章 府中町第3次地域福祉計画	31
1 基本理念	31
2 基本目標	32
3 施策の体系	33
4 SDGsとの関連	34
5 基本施策の展開	35
基本目標1 地域で支え合えるまちづくり	35
基本目標2 安心してサービスを受けることができる仕組みづくり	37
重層的支援体制の整備(重層的支援体制整備事業実施計画)	
権利擁護の取組の推進(成年後見制度利用促進基本計画)	
基本目標3 地域で安心して暮らせるまちづくり	43
基本目標4 地域福祉について学ぶきっかけづくり	46
6 評価指標	47

第4章 再犯防止・更生支援(府中町再犯防止推進計画).....	48
1 制度を取り巻く背景と現状	48
2 刑法犯検挙者等に係る全国、広島県及び広島東警察署管区の状況.....	48
3 取組の方向性.....	49
第5章 計画の推進体制.....	52
1 計画の推進体制.....	52
2 計画の進捗管理・評価.....	52
資料編.....	53

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

まず「福祉」と聞くと、高齢者や障害者、子ども、子育てに悩む人、経済的に不安を感じながら生活している人など、社会的弱者と呼ばれる人たちが受けるサービスというイメージがあるかもしれませんが。

しかし、本来「福祉」という言葉は、「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉であり、人々が安心して生活できるように最低限の幸福と社会的援助を提供するという理念を表しています。

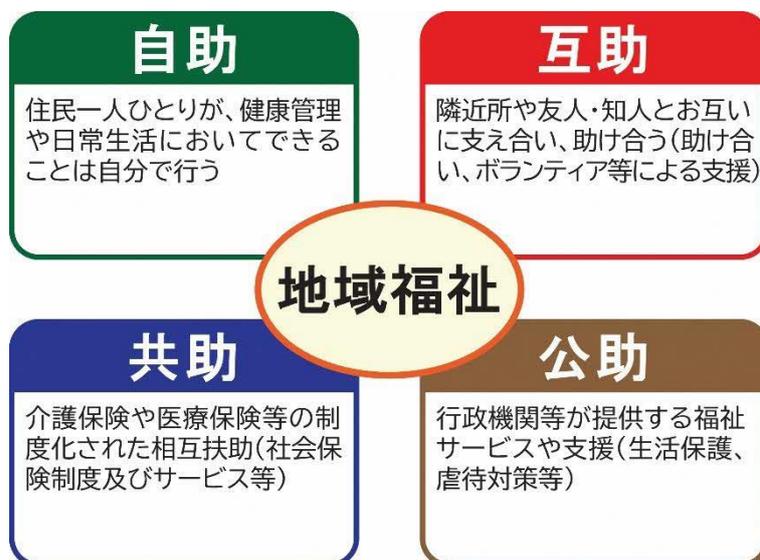
地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、住民や行政、社会福祉関係者がそれぞれ福祉の担い手であり受け手となるような仕組みづくりを考え、協力して地域社会の課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉は、制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政・関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

近年、私たちを取り巻く環境は大きく変容しており、少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立、既存の福祉サービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題等、地域における様々な生活課題が多く発生する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場のどちらにもなり得る時代となっています。

地域福祉の役割分担である、住民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助(互助・共助)、公的な制度(公助)の連携によって解決していく「地域福祉の推進」によって、さまざまな生活課題を解決し、誰もが安心して、生きがいを持って生活していく地域社会の実現が必要です。

【「自助」「互助」「共助」「公助」の関係性】



2 計画策定の趣旨

府中町では、平成25(2013)年に「府中町地域福祉計画」、平成30(2018)年に「府中町第2次地域福祉計画」を策定し、「ともに学び ともに支え助け合い 安心して暮らせるまち 府中町」を基本理念として掲げ、地域福祉の推進に取り組んできました。

地域住民の抱える生活課題は、多様で複雑化・複合化してきており、地域社会における人と人とのつながりが希薄化する中で、地域から孤立している世帯等に対して、支援が届きにくくなってきています。

少子高齢化の進展や貧困の連鎖、ひきこもりの人とその親の8050問題、家族等の世話のため自分の時間が持てない子どもたち(ヤングケアラー)の問題等々、高齢者、障害者、子育て、生活困窮などの問題が絡み合い、これまでの属性に応じた制度・施策だけでは対応が困難な状況が生じています。

そのような状況のなか、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

人口減少社会においても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、人と人とのつながりを大切にするとともに、地域全体で支え合い、誰もが健康で文化的な生活が営めるよう、地域福祉の推進・充実を図ることが必要です。

第1次計画、第2次計画では、制度によるサービスを利用するだけでなく、子どもから高齢者まで、障害などの有無にとらわれず、住み慣れた地域に住む住民間の関係を大切にし、お互いに支え助け合う関係や仕組みをつくりあげるための継続した取組を行ってきました。

第2次計画の計画期間が終了するにあたり、これまでの成果や残る課題等を整理・検証して本町における地域福祉の実情や課題を把握し、包括的な支援体制の整備や権利擁護の推進等、今後の地域福祉に関する推進方法と具体的施策を定めるため、第3次計画を策定しました。

3 計画の位置づけ

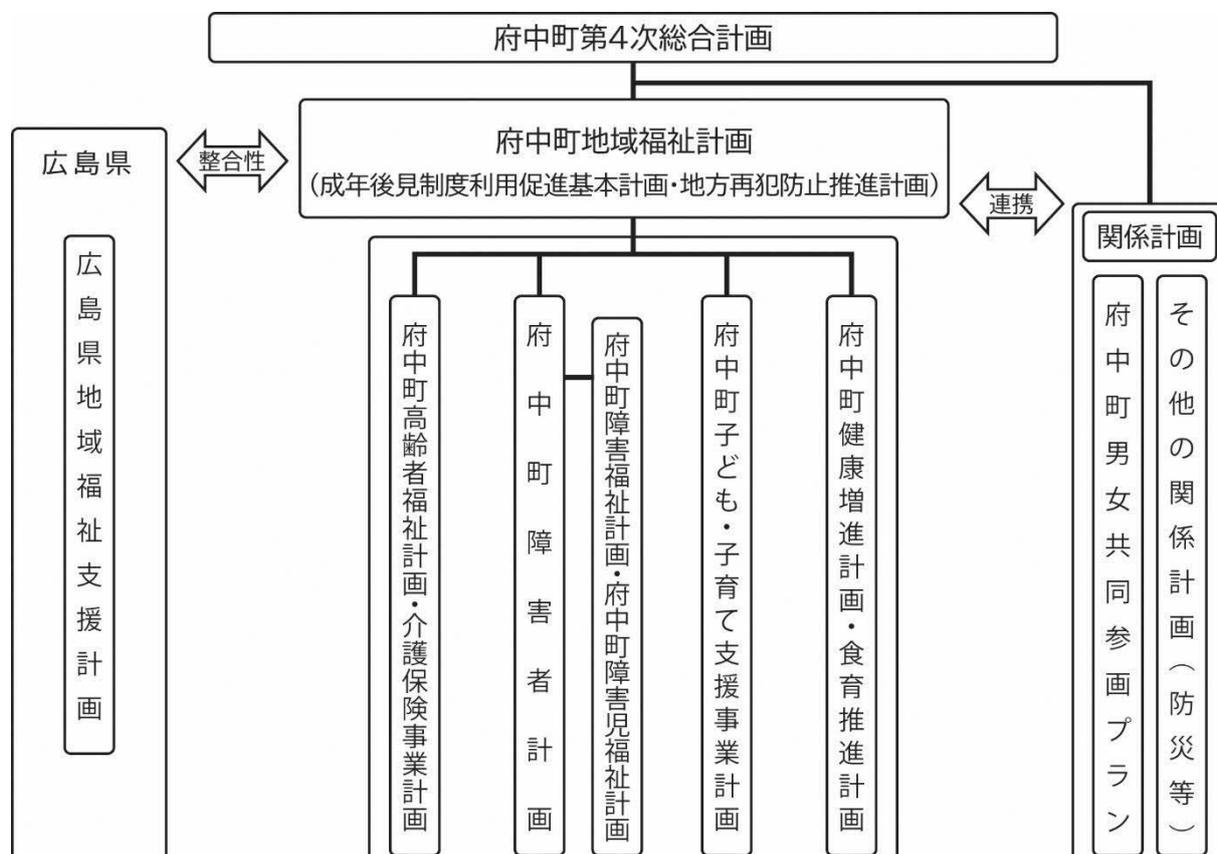
本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」に該当し、本町の最上位計画である「府中町第4次総合計画」の分野計画として、地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本理念、基本的な施策の方向性を定めるものです。

市町村地域福祉計画の策定については、平成30(2018)年度4月の改正社会福祉法の施行により策定が努力義務化されました。

社会福祉法には、盛り込むべき事項として、「①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべきこと」、「②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること」、「③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関すること」、「④地域福祉に関する活動への住民の参加に関すること」、「⑤包括的な支援体制の整備に関すること」が掲げられており、福祉分野における高齢者、子ども・子育て、障害者、健康増進等の各個別計画の基盤となる「上位計画」として位置づけられています。

また、防犯や防災、まちづくり、男女共同参画等、地域福祉の推進において関連がある分野の計画との連携も図っています。

なお、国は市町村に対し、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めることとしています。この二つの計画は、国の策定手引きにより、高齢者・障害者に対する支援制度及び生活困窮者への就労・住居確保支援など政策的に関連深い地域福祉計画と一体的に策定することが認められているため、包含して策定しています。



4 計画期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)
府中町総合計画	第4次計画 (H28~R7)											
府中町地域福祉計画	第1次計画 (H25~H29)		第2次計画 (H30~R4)				府中町第3次地域福祉計画 (R5~R9)					
府中町地域福祉活動計画	第1次計画 (H27~H30)			第2次計画 (R6~)								
府中町高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第6期計画 (H27~H29)		第7期計画 (H30~R2)			第8期計画 (R3~R5)			第9期計画 (R6~R8)			
府中町障害者計画	第3次計画 (H28~R5)								第4次計画 (R6~)			
府中町障害福祉計画	第4期計画 (H27~H29)		第5期計画 (H30~R2)			第6期計画 (R3~R5)			第7期計画 (R6~R8)			
府中町障害児福祉計画	第1期計画 (H30~R2)			第2期計画 (R3~R5)			第3期計画 (R6~R8)					
府中町子ども・子育て 支援事業計画	第1期計画 (H27~R1)				第2期計画 (R2~R6)							
府中町健康増進計画・食育 推進計画	第2次計画 (H26~R6)											
府中町男女共同参画 プラン	第2次 計画 (H24~H28)	第3次計画 (H29~R3)					第4次計画 (R4~R8)					

※  は、今後策定予定の計画

5 計画の策定方法

(1) 計画策定の進め方の基本 -住民参加・参画-

社会福祉法第107条において、地域福祉計画の策定にあたっては、「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業を営業者」、「社会福祉に関する活動を行う者」の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められています。

また、地域福祉は、地域に関するすべてのものが主役となって進めていく必要があることから、本計画の策定にあたっては、地域住民、社会福祉関係団体・事業者、関係機関等の参加・参画により幅広く意見を聴き、その意向を反映した計画としていくことを基本とし、次の方法で策定を進めました。

《住民参加・参画の手法》

本計画の策定を住民参加・参画により進めるために、次の取組を行いました。

- 地域福祉計画策定委員会へ委員として参画
- アンケートの実施
- ワークショップの開催
- 計画案に対するパブリックコメントの実施

(2) 計画策定の体制

① 「府中町地域福祉計画策定委員会」の設置・運営

学識経験者、福祉関係者、教育関係者、各種団体代表者、その他町長が地域福祉の推進のために特に必要と認める者から構成される「地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案の検討を進めました。

② 「推進員グループ」の設置

本町の組織が一体となって地域福祉計画を策定するため、関係分野担当部署の職員で構成される推進員グループを設置し、ワークショップに出席するとともに、適切な助言と円滑な進行の支援をしました。

[推進員グループ]

・高齢者福祉関係	高齢介護課高齢者福祉係
・生活困窮者関係	福祉課生活福祉係
・障害者福祉関係	福祉課障害者福祉係
・児童福祉関係	子育て支援課子ども家庭係
・健康づくり関係	健康推進課保健予防係
・男女共同参画関係	自治振興課人権推進室
・地域福祉関係	社会福祉協議会地域福祉課 地域福祉係

(3) アンケート調査の実施

地域福祉を推進するためには、地域の特性と住民のくらしや福祉の課題をとらえ、それに対応した取組や施策が必要であることから、くらしの実態と福祉に関するニーズを調査するため町民アンケート、町内会長アンケート、民生委員・児童委員アンケート、中学生アンケートを行い、計画策定のための基礎資料としました。

町民アンケート	
調査対象	府中町に住む18歳以上の町民(無作為抽出)
調査期間	令和4(2022)年4月22日(金)～5月13日(金)
調査方法	郵送により調査票を送付、返信用封筒により回収。
配布数	2,000
回収数(回収率)	1,125 (56.3%)
町内会長アンケート	
調査対象	町内会長
調査期間	令和4(2022)年4月22日(金)～5月13日(金)
調査方法	郵送により調査票を送付、返信用封筒により回収。
配布数	67
回収数(回収率)	58 (86.6%)
民生委員・児童委員アンケート	
調査対象	民生委員・児童委員
調査期間	令和4(2022)年4月22日(金)～5月18日(水)
調査方法	毎月実施されている各地区定例会で調査票を配布、回収。
配布数	100
回収数(回収率)	95 (95.0%)
中学生アンケート	
調査対象	町立中学校の2年生
調査期間	令和4(2022)年4月22日(金)～6月3日(金)
調査方法	学校を通じ調査票を配布、学校で回収。
配布数	395
回収数(回収率)	354 (89.6%)

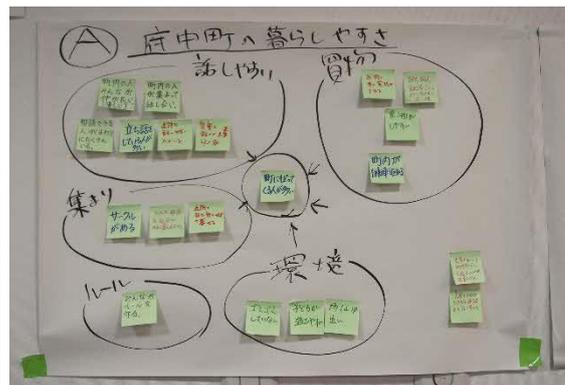
(4) ワークショップの開催

地域の住民、関係団体等によるワークショップで自由な意見交換を行い、身近な生活課題を抽出し、その解決に向けた取組みや施策など推進方法について検討しました。

[ワークショップの概要]

第1回	日 時	令和4(2022)年5月22日(日) 10:00~12:00
	場 所	くすのきプラザ 1階 ギャラリー
	参加者数	30名
	テ ー マ	○情報提供 ○府中町のイメージ ○他の町にはあるが府中町にはないもの、他の町にはないが府中町にあるもの
第2回	日 時	令和4(2022)年6月26日(日) 10:00~12:00
	場 所	くすのきプラザ 1階 ギャラリー
	参加者数	26名
	テ ー マ	○導入解説 ・幸福度No.1の府中町の生活課題の洗い出し ・暮らしやすさ暮らしにくさをピックアップするための視点 ○府中町の暮らしやすさ ○府中町の暮らしにくさ
第3回	日 時	令和4(2022)年7月24日(日) 10:00~12:00
	場 所	くすのきプラザ 1階 ギャラリー
	参加者数	23名
	テ ー マ	○導入解説 ・アンケート結果説明 ○なぜ意識が希薄になるのか? ○意識化させる対策について ○府中町のこれからの必要なものを考える
第4回	日 時	令和4(2022)年8月27日(土) 10:00~12:00
	場 所	くすのきプラザ 1階 ギャラリー
	参加者数	29名
	テ ー マ	○地域福祉の実践とは ○これからの府中町の地域福祉を提案する ○まとめ





(5) パブリックコメントの実施

計画案について広く意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和5年1月26日(木)から令和5年2月24日(金)まで
計画案の閲覧場所	町ホームページ、福祉課、役場2階ロビー、マイ・フローラ南交流センター(府中南交流センター)
意見提出方法	窓口提出、郵送、FAX、電子メール
周知方法	町ホームページに掲載、広報ふちゅうに掲載
結果	意見提出者数:1人、1団体 意見件数:5件

第2章 府中町の現状と課題

1 統計データ

(1) 人口・世帯

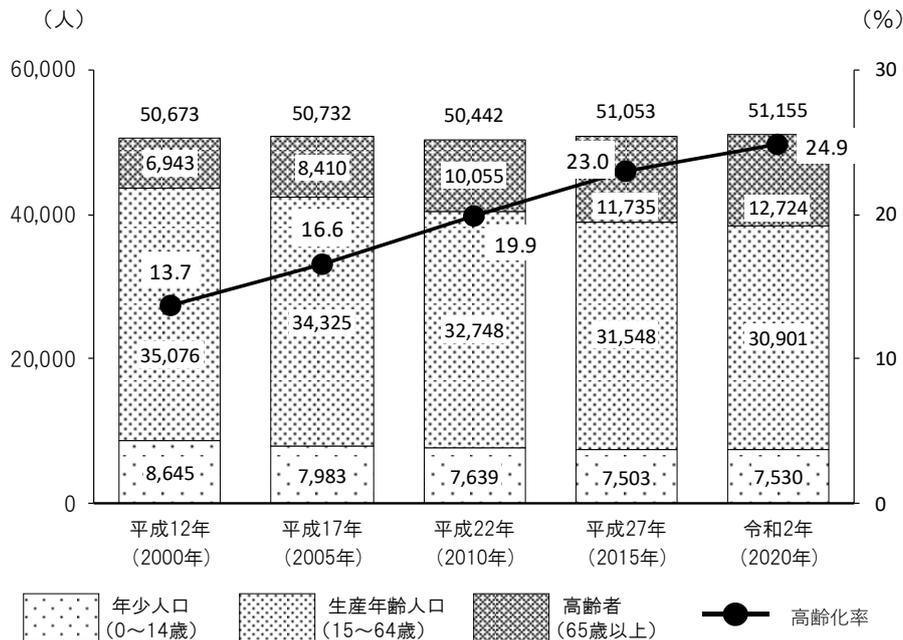
① 年齢3区分別人口と高齢化率

本町の総人口は平成22(2010)年以降増加し続けており、年齢3区分別構成は、令和2(2020)年で年少人口(0～14歳)が14.7%、生産年齢人口(15～64歳)が60.4%、高齢者人口(65歳以上)が24.9%となり、全国や広島県平均と比べて若い層の占める割合が高くなっています。

年齢区分別にみると、年少人口(0～14歳)は平成12(2000)年から平成27(2015)年まで減少し続けて令和2年に微増しています。生産年齢人口(15～64歳)は平成12年から令和2年まで減少の一途をたどっています。

65歳以上の人口と高齢化率は、年々増加し続けており、今後も少子高齢化が進行すると予想されます。

図 年齢3区分別人口構成

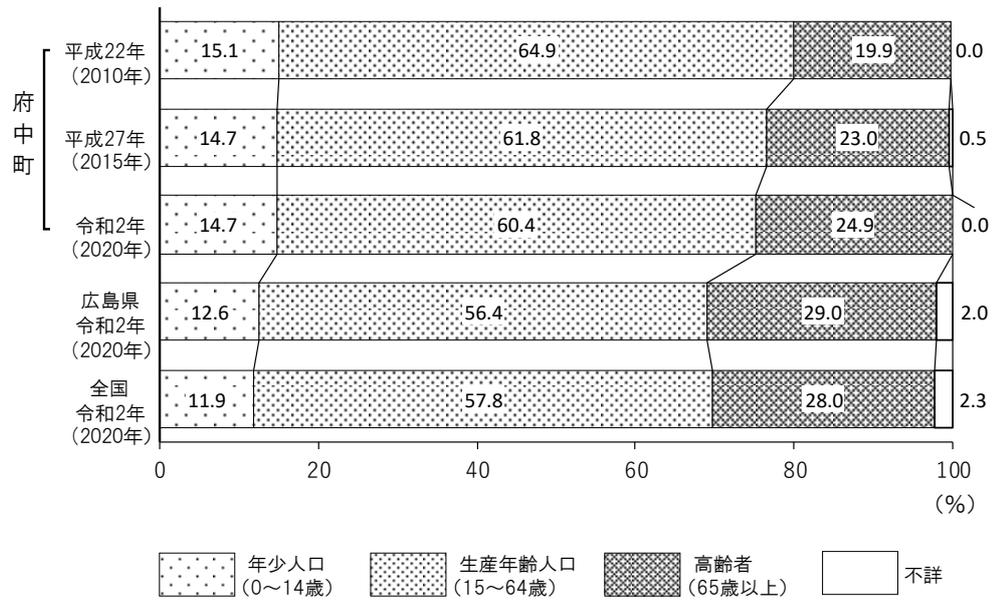


※年齢不詳は人数が少ないため、年齢不詳の数値はグラフに表示しておりません。そのため、「年少人口」「生産年齢人口」「高齢者」を足しても、総人口に合わない場合があります。

資料：国勢調査(各年10月1日時点)

高齢化率：総人口に対する、65歳以上の高齢者の人口の割合のことをいいます。

図 年齢3区分別人口構成(広島県、全国比較)

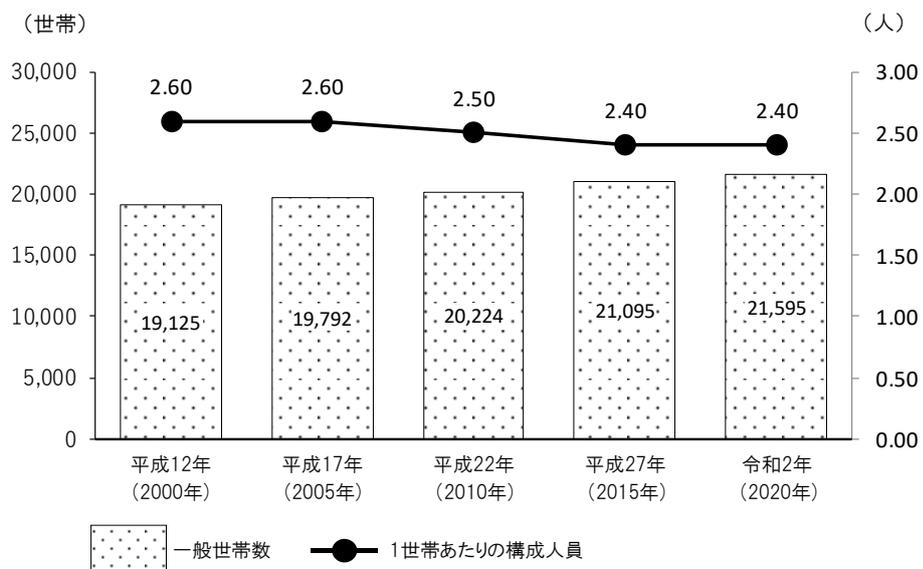


資料:国勢調査(各年10月1日時点)

② 一般世帯数の推移

一般世帯数と1世帯あたりの構成人員数の推移をみると、一般世帯数は平成12(2000)年の19,125世帯から年々増加傾向にあります。1世帯あたりの構成人員は、平成12年の2.60人から令和2(2020)年の2.40人に減少しており、世帯規模が年々縮小しています。

図 一般世帯数と1世帯あたりの構成人員の推移



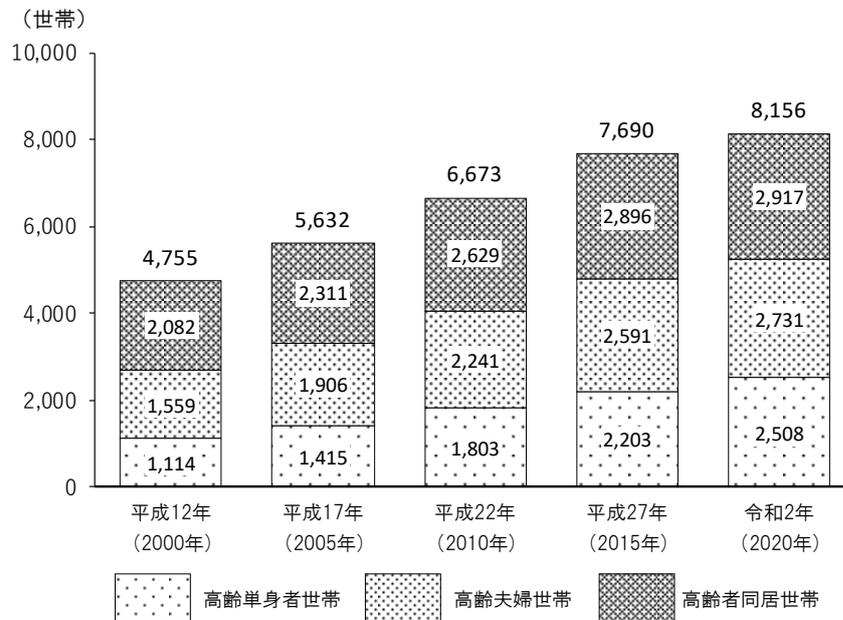
一般世帯： 学生寮や老人ホームなどの施設に入所していない一般的な世帯をいいます。

資料:国勢調査(各年10月1日時点)

③ 高齢者(65歳以上)のいる世帯数の推移

65歳以上の高齢者のいる世帯数の推移をみると、平成12(2000)年の4,755世帯から令和2(2020)年の8,156世帯へと年々増加しています。高齢単身者世帯、高齢夫婦世帯、高齢者同居世帯のいずれも、年々増加傾向にあります。特に高齢単身者世帯の増加率が高くなっています。

図 高齢者のいる世帯数の推移



65歳以上世帯員がいる世帯：平成17(2005)年以前は「65歳以上の親族のいる一般世帯」を、平成22(2010)年以降は「65歳以上の世帯員がいる一般世帯」をいいます。

高齢単身者世帯：65歳以上の一人のみの一般世帯をいいます。

高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

高齢者同居世帯：65歳以上世帯員がいる世帯のうち、高齢単身者世帯、高齢夫婦世帯を除いた世帯をいいます。

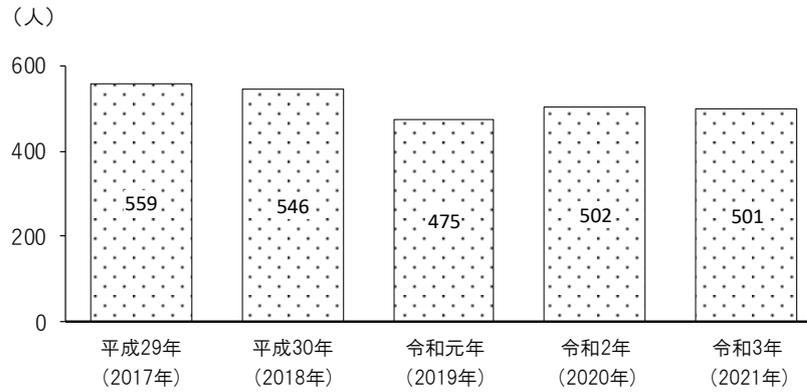
資料：国勢調査(各年10月1日時点)

(2) 子どもの状況

① 出生数の推移

本町の出生数は、平成29(2017)年の559人がピークで、令和元(2019)年までは減少していましたが、その後は増加・横ばいになっています。

図 出生数の推移

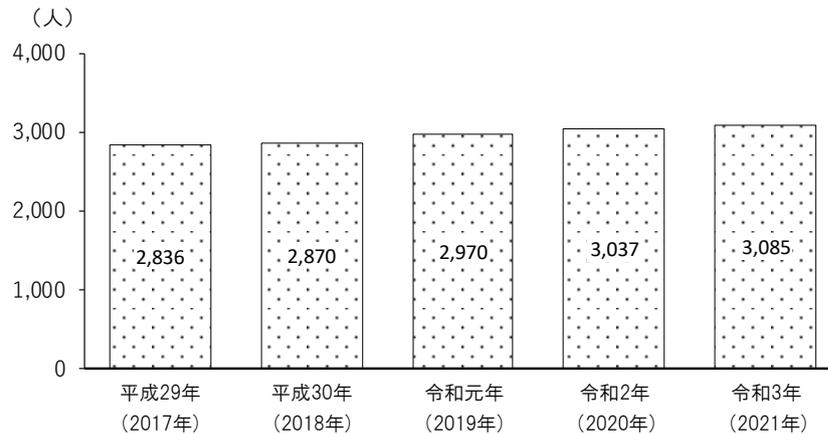


資料：広島県人口移動統計調査 市区町別人口、世帯数及び人口動態(年報)

② 小学校児童数の推移

本町における小学校児童数は、平成29(2017)年の2,836人から令和3(2021)年の3,085人へと増加傾向にあります。

図 小学校児童数の推移

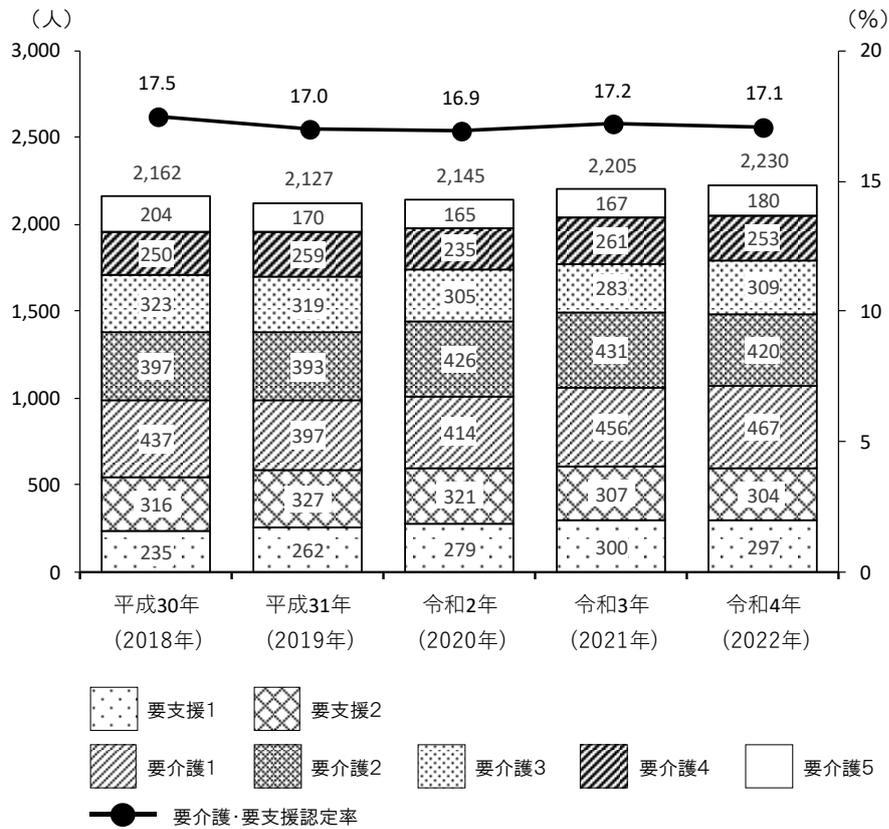


資料：広島県教育委員会ホームページ(各年5月1日時点)

(3) 高齢者の状況

要介護・要支援認定者数は平成31(2019)年から年々増加傾向にあります。要介護・要支援認定率は横ばいになっています。平成30(2018)年から令和4(2022)年の各認定区分の増減率をみると、要支援1の増加率が最も高くなっています。

図 高齢者の状況



資料：介護保険事業状況報告(各年3月31日時点)

表 要介護・要支援認定率

市町	要介護・要支援認定率		市町	要介護・要支援認定率	
	要介護・要支援認定率	軽度者認定率		要介護・要支援認定率	軽度者認定率
広島市	18.9%	9.7%	安芸高田市	23.7%	10.7%
呉市	18.2%	10.5%	江田島市	20.2%	8.8%
竹原市	19.7%	9.5%	府中町	17.1%	8.2%
三原市	19.6%	9.9%	海田町	16.8%	8.1%
尾道市	21.1%	9.7%	熊野町	14.9%	6.8%
福山市	20.6%	12.2%	坂町	17.4%	7.0%
府中市	22.3%	10.0%	安芸太田町	23.4%	9.7%
三次市	23.3%	11.6%	北広島町	23.6%	11.4%
庄原市	23.0%	9.1%	大崎上島町	21.9%	9.3%
大竹市	17.4%	9.6%	世羅町	21.7%	8.9%
東広島市	16.3%	8.8%	神石高原町	25.1%	12.5%
廿日市市	17.9%	9.7%	県計	19.4%	10.1%

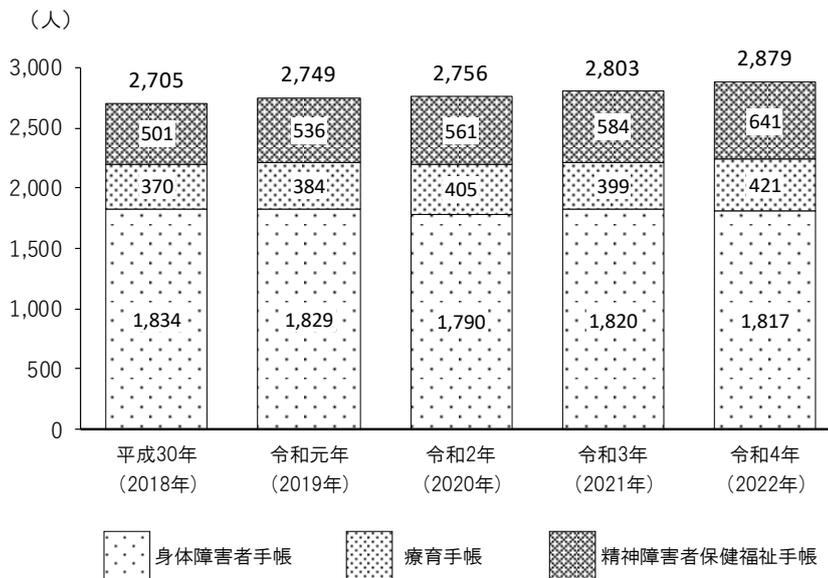
※要介護・要支援認定率＝第1号被保険者数に占める第1号被保険者の要介護・要支援認定者数の割合
 ※軽度者認定率＝第1号被保険者数に占める要支援1、2及び要介護1の要介護・要支援認定者数の割合

資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告（令和4年3月31日時点 暫定値）

(4) 障害者の状況

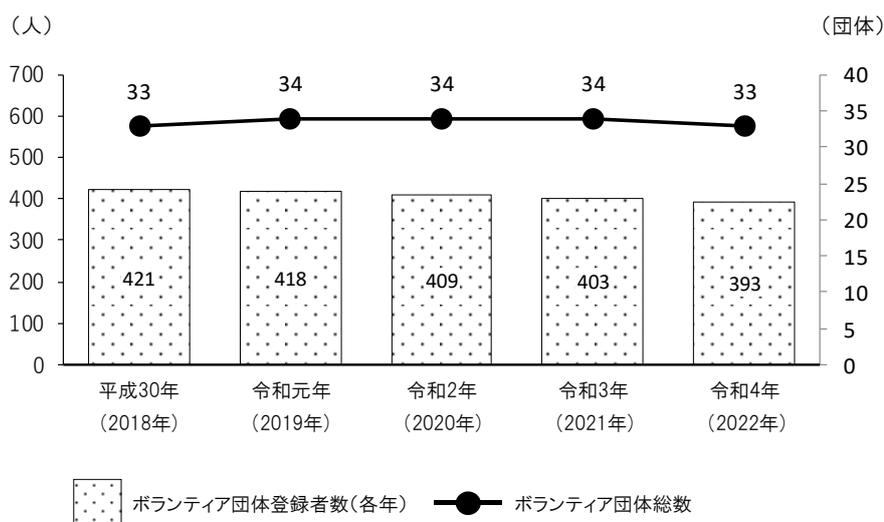
障害者手帳等の交付状況をみると、各手帳交付者数の合計は、平成30(2018)年の2,705人から増加し続け、令和4(2022)年では2,879人となっています。

各手帳の交付の増減率をみると、身体障害者手帳が-0.9%、療育手帳が13.8%、精神障害者保健福祉手帳が27.9%となっており、精神障害者保健福祉手帳の交付が最も増加しています。



(5) ボランティアの状況

府中町ボランティア協議会へのボランティア団体登録者数の推移をみると、平成30(2018)年以降、減少傾向にあります。ボランティア団体総数は、横ばいで推移しています。



2 第2次計画の評価

第2次計画の各取組を基本目標、基本施策ごとに評価、検証しました。

基本目標1 地域ネットワークの構築			
基本施策1-1 地域ネットワーク構築のための住民の主体的な活動に対する支援			
【第2次計画策定時の内容】 ○地域からの要望に応じ、場所の提供、ファシリテーターの派遣等、勉強会やワークショップ等の開催を支援します。			
指標	平成29年度	令和4年度	第2次計画目標 (令和4年度)
お住まいの地域や環境について、「近所づきあいや助け合いなどの近隣環境が良好である」(町民アンケート)	44.3%	44.3% (未達成)	50.0%
【評価】 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、勉強会やワークショップを開催することができず、地域住民のネットワークづくり等のための活動の把握、要望に応じた支援は実施できませんでした。目標については、新型コロナ等の社会情勢の影響で地域の関わりが希薄化しており、横ばいの結果となり、達成できませんでした。住民の主体的な活動に対する支援が課題として残っています。			
基本施策1-2 地域活動への参加等に対するポイント制度の拡充			
【第2次計画策定時の内容】 ○登録ボランティア等に対し、意向調査を実施します。			
指標	平成29年度	令和4年度	第2次計画目標 (令和4年度)
府中町福祉ボランティアポイント制度への登録ボランティア数	14人	28人 (未達成)	470人
府中町福祉ボランティアポイント制度のポイント対象となる活動	福祉施設等における活動に限定	福祉施設等以外での活動の追加なし (未達成)	福祉施設等以外での活動を追加
【評価】 登録ボランティア等に対する意向調査の実施ができず、ニーズ等の把握ができませんでした。目標については、新型コロナウイルス感染症感染拡大によりボランティア活動が制限されたこと、65歳以上の高齢者が、令和2(2020)年度から実施している「高齢者いきいき活動ポイント事業」の対象者へ移行していることなどの要因により、「府中町福祉ボランティア事業」の登録者数増加や対象となる活動の拡充ができませんでした。 今後はボランティアポイント制度全体としての周知・拡大が課題となります。			

基本目標2 適切なサービス提供

基本施策2-1 民生委員・児童委員等関係機関についての情報提供の充実

【第2次計画策定時の内容】

○民生委員・児童委員や町社協と連携し、啓発活動に取り組みます。

指標	平成29年度	令和4年度	第2次計画目標 (令和4年度)
町社協を知っている人の割合 (町民アンケート)	21.6%	26.5% (未達成)	30.0%
自分の居住地域を担当している 民生委員・児童委員を知って いる人の割合 (町民アンケート)	23.8%	23.1% (未達成)	30.0%

【評価】

社協だより「ふれあい府中」や広報ふちゅう、町ホームページやポスター掲示等により周知を図り、民生委員・児童委員や府中町社会福祉協議会と連携した啓発活動に取り組みました。目標については、町社協や民生委員・児童委員について知っている人の割合が若年層で低く、達成できませんでした。若年層に対する社会福祉協議会、民生委員・児童委員の周知・啓発や、若年層が知るきっかけづくりが課題となっています。

基本施策2-2 サービス利用手続きについての情報提供の充実

【第2次計画策定時の内容】

○ホームページの内容を、利用手続きの分かりやすさの観点から見直すとともに、情報がより活用されるよう周知に努めます。

指標	平成29年度	令和4年度	第2次計画目標 (令和4年度)
町の保健福祉情報の入手先として「町のホームページや広報紙」を選択する人の割合 (町民アンケート)	46.3%	48.2% (未達成)	60.0%
サービス利用経験者のうち、不都合や不満を感じたことがある人の割合 (町民アンケート)	29.3%	11.6% (達成)	25.0%

【評価】

令和3(2021)年10月25日に町ホームページのリニューアルを実施し、スマートフォンからの閲覧に配慮するなど、利用者が知りたい情報を見つけやすいデザインとしました。目標については、情報の入手先として最も選ばれているのが「ホームページや広報」ですが、窓口で直接情報を得る人が多く達成できませんでした。一方、福祉サービスの利用に関して不都合、不満を感じる利用者の割合は減少させることができました。ホームページや広報、窓口の他、新たな情報提供手法も含め、福祉サービスの適切な情報提供が課題となっています。

基本施策2-3 避難行動要支援者に対する施策の周知

【第2次計画策定時の内容】

○避難行動要支援者に対する施策について、広報紙等で積極的に情報発信します。

指標	平成29年度	令和4年度	第2次計画目標 (令和4年度)
避難行動要支援者名簿制度について賛同できるとする人の割合(町民アンケート)	43.5%	43.2% (未達成)	50.0%

【評価】

平成30年7月豪雨等の災害を受け住民の災害に対する関心が高まる中、広報ふちゅうや町ホームページ、防災出前講座等により、情報を発信し、理解が深まるよう、周知に努めました。目標については、避難行動要支援者名簿制度の理解を深めるための周知や、個人情報取り扱いの説明がしっかりできておらず、達成できませんでした。制度の周知と避難行動要支援者名簿を活用した支援体制の整備が課題となっています。

基本施策2-4 生活困窮者に対する支援の継続実施

【第2次計画策定時の内容】

○町のどの部署の窓口で受けた相談からでも生活困窮者を把握し、必要な支援につなげることができるよう、関係各課の連携の強化、職員のスキルアップに努めます。

○生活困窮者自立支援法に基づく支援メニューの実施に向け、未実施事業の整備を行います。

指標	平成29年度	令和4年度	第2次計画目標 (令和4年度)
生活困窮者自立支援制度に関する連絡会議の定期的な実施	1回	1回※ (平成30年から年1回実施) (達成)	1回
生活困窮者に対する就労支援の実施	—	実施 (平成30年から実施) (達成)	実施

※平成30年(1回)、令和元年(1回)、令和2年(1回)、令和3年(1回)

【評価】

平成30(2018)年度より、「生活保護受給者等就労自立促進事業」を広域連携により実施しています。

令和4(2022)年9月には「府中町らしごと自立応援センター」を開設し、生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援を一体的に行うことにより、包括的な相談支援、継続的な支援体制の強化を図りました。

また、連絡会議を毎年定期的の実施し、関係各課の連携の強化を図ることができました。

生活困窮者等の複合化した課題を有する人に対する相談支援体制の整備が今後の課題となっています。

基本施策2-5 高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりに関する施策、関係機関連携について、個別計画により適正に実施

【第2次計画策定時の内容】

- 高齢者に関することは、「府中町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」により実施します。
- 障害者に関することは、「府中町障害者計画」、「府中町障害福祉計画」により実施します。
- 子育て支援に関することは、「府中町子ども・子育て支援事業計画」により実施します。
- 健康づくりに関することは、「府中町健康増進計画・食育推進計画」により実施します。

【評価】

高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康づくりに関する施策については、各個別計画、分野別計画により、個々の施策、事業の進行や目標の達成度を管理・評価し、適切に実施しています。各計画の実施状況・成果の管理が課題です。

基本施策2-6 福祉分野での広域連携の推進

【第2次計画策定時の内容】

- 「連携中枢都市圏制度」による広島市との事業連携等を活用し、生活困窮者自立支援法による任意事業の拡充を図ります。

指標	平成29年度	令和4年度	第2次計画目標 (令和4年度)
生活困窮世帯の子どもに対する「学習支援事業」への参加者	4人/年	0人/年※ (未達成)	8人/年
住居のない生活困窮者に対する「一時生活支援事業」の実施	—	実施 (平成30年から実施) (達成)	実施

※平成30年(1人/年)、令和元年(0人/年)、令和2年(2人/年)、令和3年(0人/年)

【評価】

平成30(2018)年度から、住居のない生活困窮者に対する「一時生活支援事業」を広島市との事業連携により開始しました。

生活困窮世帯の子どもに対する「学習支援事業」や「生活保護受給者就労自立促進事業」を広域連携により実施しています。目標については、学習支援事業対象者への事業周知は継続していますが、参加者がいない年度もあり、達成できませんでした。住居のない生活困窮者への支援は継続実施しています。

今後も福祉分野における広域連携を継続することが課題です。

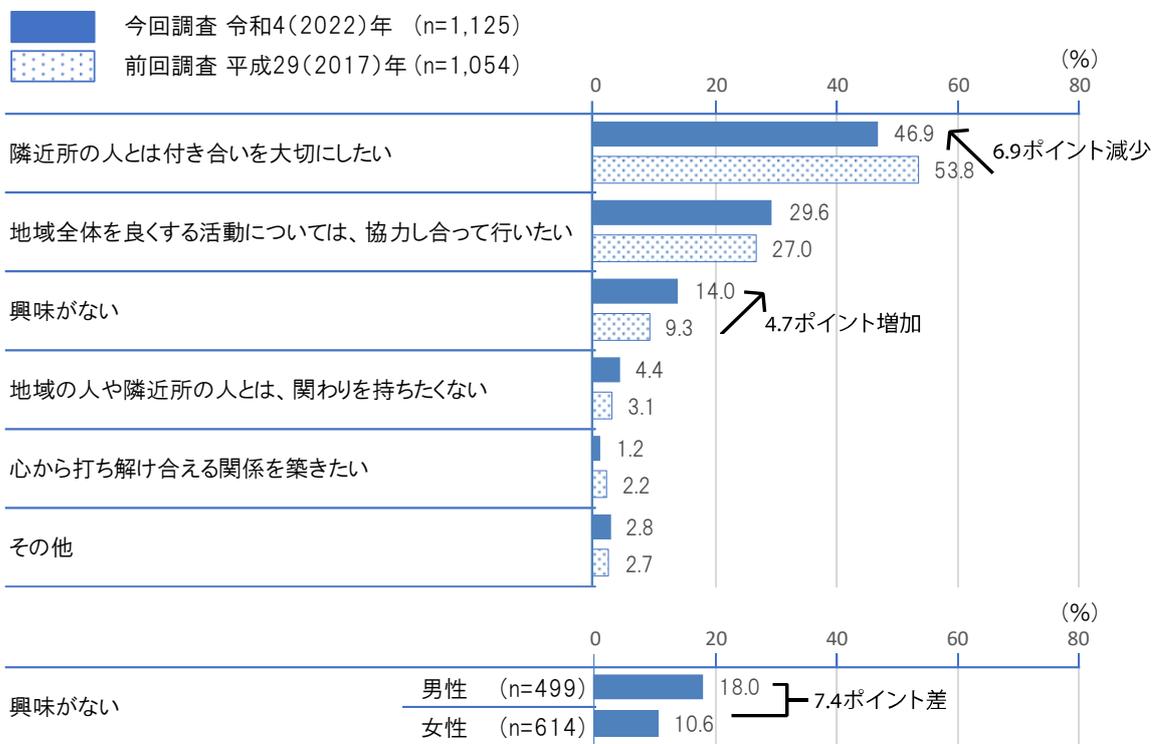
3 アンケート調査から見える現状

※無回答については表示していないため、割合を合計しても100%にならない場合があります。

○近所付き合いを大切にしたいという気持ちはあるが、地域の人との関わりの希薄化傾向がみられる。

「隣近所の人とは付き合いたい」が46.9%と最も高く、半数近くになっています。しかし、前回調査と比較すると、「隣近所の人とは付き合いたい」は6.9ポイント減少しています。また、「興味がない」は4.7ポイント増加しており、地域の人との関わりの希薄化がうかがえます。

町民アンケート	あなたは地域の人との関わりあいについて、どのようにお考えですか。 (単回答)
---------	---



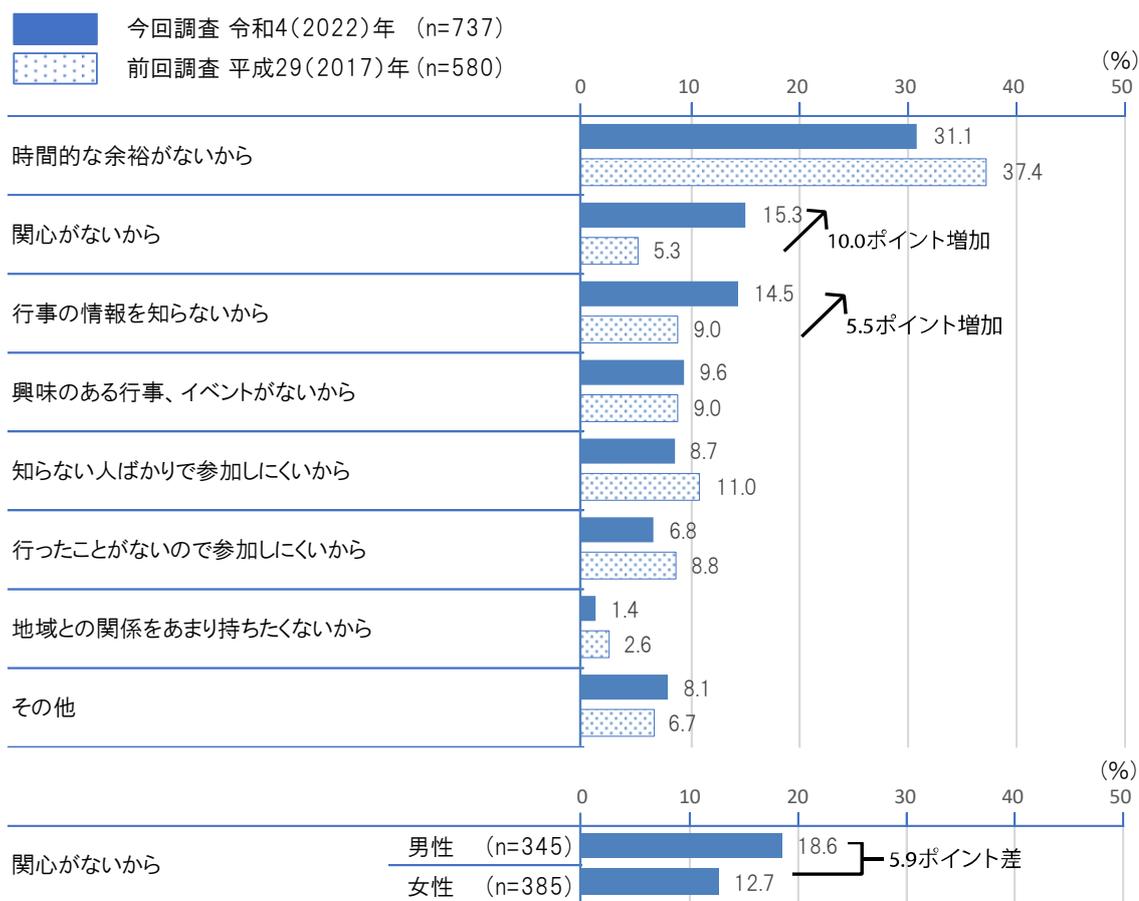
○地域の行事に参加しない要因は、「時間的な余裕がない」、「関心がない」、「情報を知らない」から。

「時間的な余裕がないから」が31.1%と最も高く、次いで「関心がないから」(15.3%)、「行事の情報を知らないから」(14.5%)となっています。

前回調査と比較すると、「関心がないから」は10.0ポイント、「行事の情報を知らないから」は、5.5ポイント増加しています。

地域の行事、地域活動等に「あまり参加していない」もしくは「まったく参加していない」を選択した方のみ回答

町民アンケート 参加されない理由をお聞かせください。(単回答)



○地域活動への参加について、半数近くは意欲がある。

「内容によっては参加したい」が46.9%と最も高く、次いで「おそらく断る」(18.9%)、「わからない」(11.1%)となっています。半数近くの人が「内容によっては参加したい」としていることから、参加を促すような内容の検討、検証が求められます。

「おそらく断る」は前回調査と比較すると、4.3ポイント増加しています。また、年齢階級別でみると、「内容によっては参加したい」の割合は、20歳代から30歳代の間で18.9ポイントと大幅に増加しています。

町民アンケート	今後、地域活動への参加の依頼があった場合、あなたはどうしますか。 (単回答)
---------	---

		人数(人)	全体	積極的に参加したい	内容によっては参加したい	友人や知人か参加を誘う	当番制なら参加する	おそらく断る	その他	わからない	無回答
前回調査 平成29(2017)年	人数(人)	1,054	48	531	96	83	154	18	102	22	
	割合(%)	100	4.6	50.4	9.1	7.9	14.6	1.7	9.7	2.1	
今回調査 令和4(2022)年	人数(人)	1,125	55	528	65	116	213	13	125	10	
	割合(%)	100	4.9	46.9	5.8	10.3	18.9	1.2	11.1	0.9	
性別	男性	人数(人)	499	32	228	27	46	98	5	60	3
		割合(%)	100	6.4	45.7	5.4	9.2	19.6	1.0	12.0	0.6
	女性	人数(人)	614	23	295	37	70	114	8	61	6
		割合(%)	100	3.7	48.0	6.0	11.4	18.6	1.3	9.9	1.0
年齢別	20歳未満	人数(人)	10	1	2	2	0	2	0	3	0
		割合(%)	100	10.0	20.0	20.0	0	20.0	0	30.0	0
	20歳代	人数(人)	92	2	28	8	7	28	0	18	1
		割合(%)	100	2.2	30.4	8.7	7.6	30.4	0	19.6	1.1
	30歳代	人数(人)	142	3	70	10	10	31	2	16	0
		割合(%)	100	2.1	49.3	7.0	7.0	21.8	1.4	11.3	0
	40歳代	人数(人)	175	8	88	11	16	33	0	19	0
		割合(%)	100	4.6	50.3	6.3	9.1	18.9	0	10.9	0
50歳代	人数(人)	217	9	102	12	23	40	4	26	1	
	割合(%)	100	4.1	47.0	5.5	10.6	18.4	1.8	12.0	0.5	
60歳代	人数(人)	172	3	89	6	27	24	3	19	1	
	割合(%)	100	1.7	51.7	3.5	15.7	14.0	1.7	11.0	0.6	
70歳代	人数(人)	200	16	105	10	22	29	0	16	2	
	割合(%)	100	8.0	52.5	5.0	11.0	14.5	0	8.0	1.0	
80歳代以上	人数(人)	111	12	43	5	11	26	4	7	3	
	割合(%)	100	10.8	38.7	4.5	9.9	23.4	3.6	6.3	2.7	
世帯構成別	単身世帯	人数(人)	151	2	52	5	11	60	2	17	2
		割合(%)	100	1.3	34.4	3.3	7.3	39.7	1.3	11.3	1.3
	夫婦のみ世帯	人数(人)	341	24	176	17	33	44	4	41	2
		割合(%)	100	7.0	51.6	5.0	9.7	12.9	1.2	12.0	0.6
	親子2世代世帯	人数(人)	525	27	261	39	58	82	5	49	4
		割合(%)	100	5.1	49.7	7.4	11.0	15.6	1.0	9.3	0.8
親子孫3世代世帯	人数(人)	60	2	28	3	5	13	0	9	0	
	割合(%)	100	3.3	46.7	5.0	8.3	21.7	0	15.0	0	
その他	人数(人)	41	0	10	1	7	13	2	8	0	
	割合(%)	100	0	24.4	2.4	17.1	31.7	4.9	19.5	0	

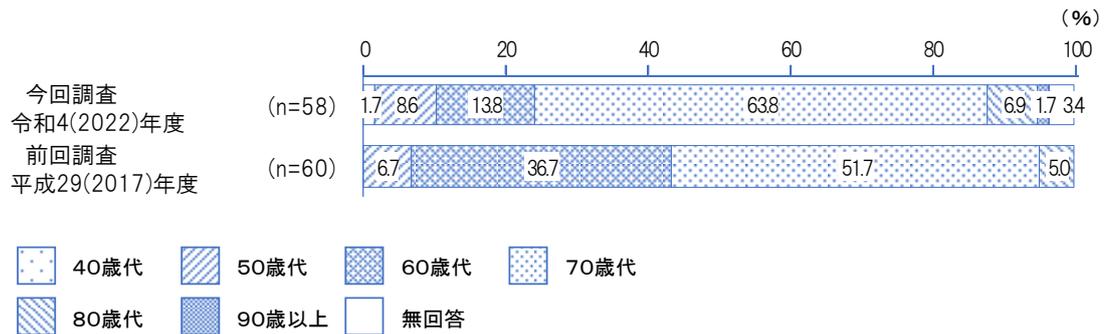
最も割合の高い回答

○町内会長の高齢化と就任期間の長期化が起こっている。

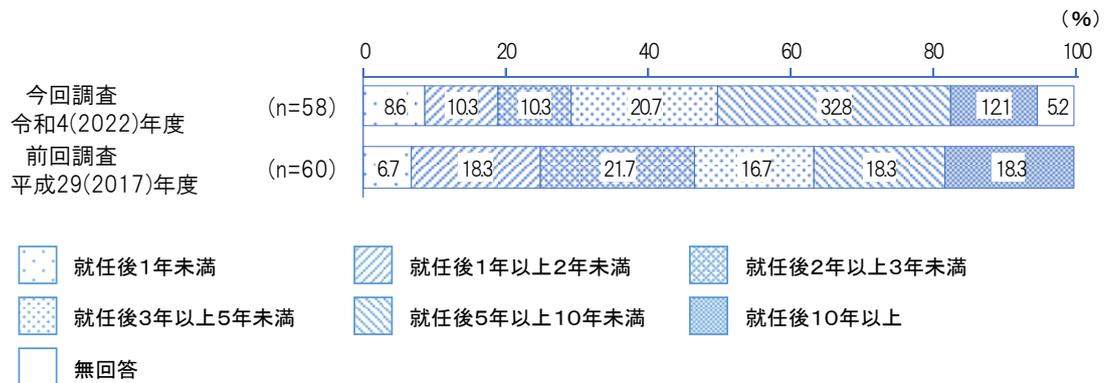
前回調査と比較すると、「60歳代」が22.9ポイント減少し、「40歳代」「50歳代」が3.6ポイント増加していますが、それ以上に「70歳代」が12.1ポイント増加しています。70歳代の町内会長の就任期間を見ると、継続して町内会長に就任している人が多いことがわかります。

町内会長アンケート	あなたの年齢をお答えください。(単回答) あなたが町内会長に就任されたのはいつ頃ですか。(単回答)
-----------	--

【年齢】



【就任時期(期間)】



【70歳代の町内会長の就任期間】

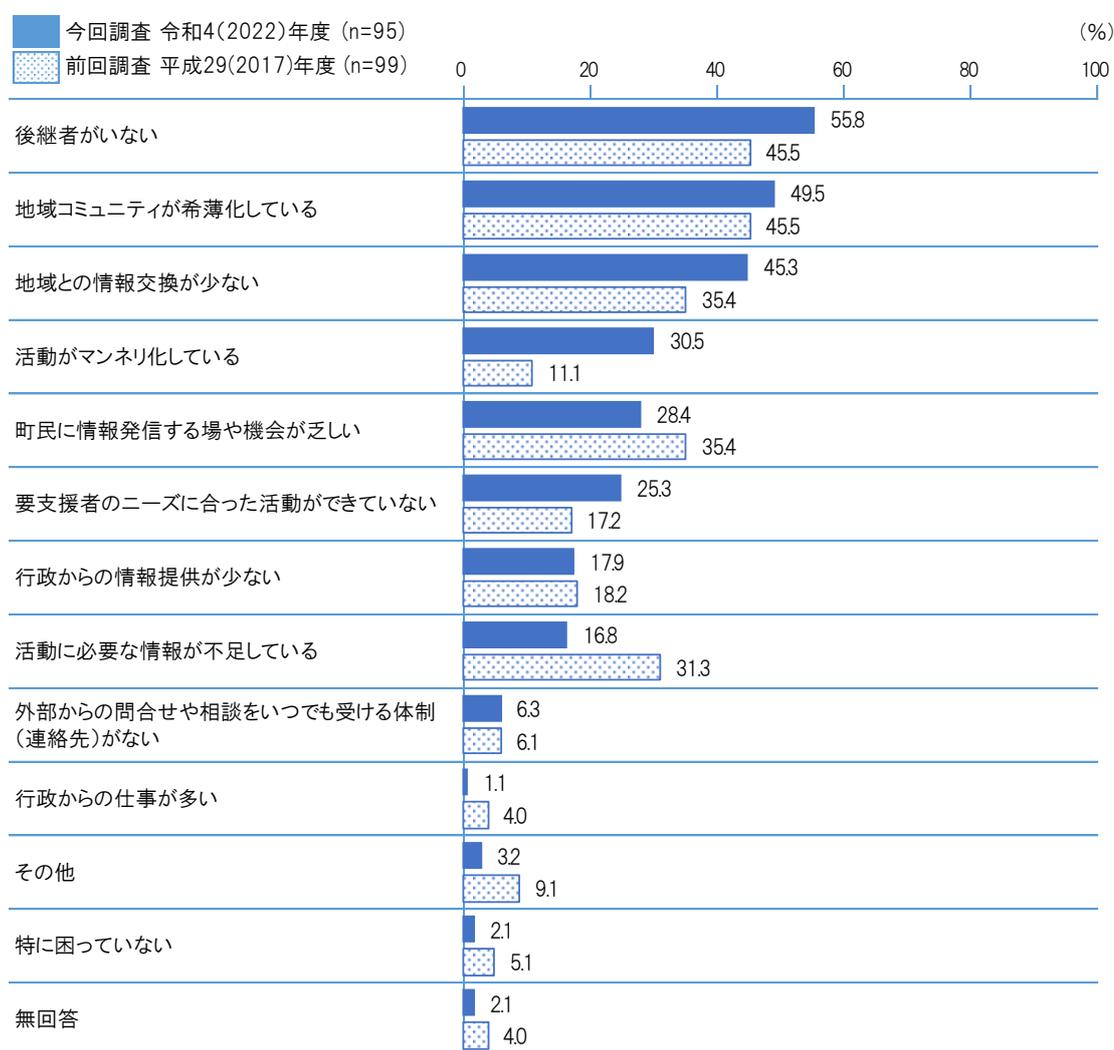
	就任後1年未満	就任後1年以上2年未満	就任後2年以上3年未満	就任後3年以上5年未満	就任後5年以上10年未満	就任後10年以上	合計
人数(人)	1	4	4	8	15	5	37
割合(%)	2.7	10.8	10.8	21.6	40.5	13.5	100

○民生委員・児童委員の後継者不足が問題。

活動を行う上で困っていることとして、「後継者がいない」が55.8%と最も高く、次いで「地域コミュニティが希薄化している」(49.5%)、「地域との情報交換が少ない」(45.3%)となっています。

前回調査と比較すると、「活動がマンネリ化している」は19.4ポイント、「後継者がいない」は10.3ポイント、「地域との情報交換が少ない」は9.9ポイント、「要支援者のニーズに合った活動ができていない」は8.1ポイント増加しています。反対に「活動に必要な情報が不足している」は14.5ポイント、「町民に情報発信する場や機会が乏しい」は7.0ポイント減少しています。

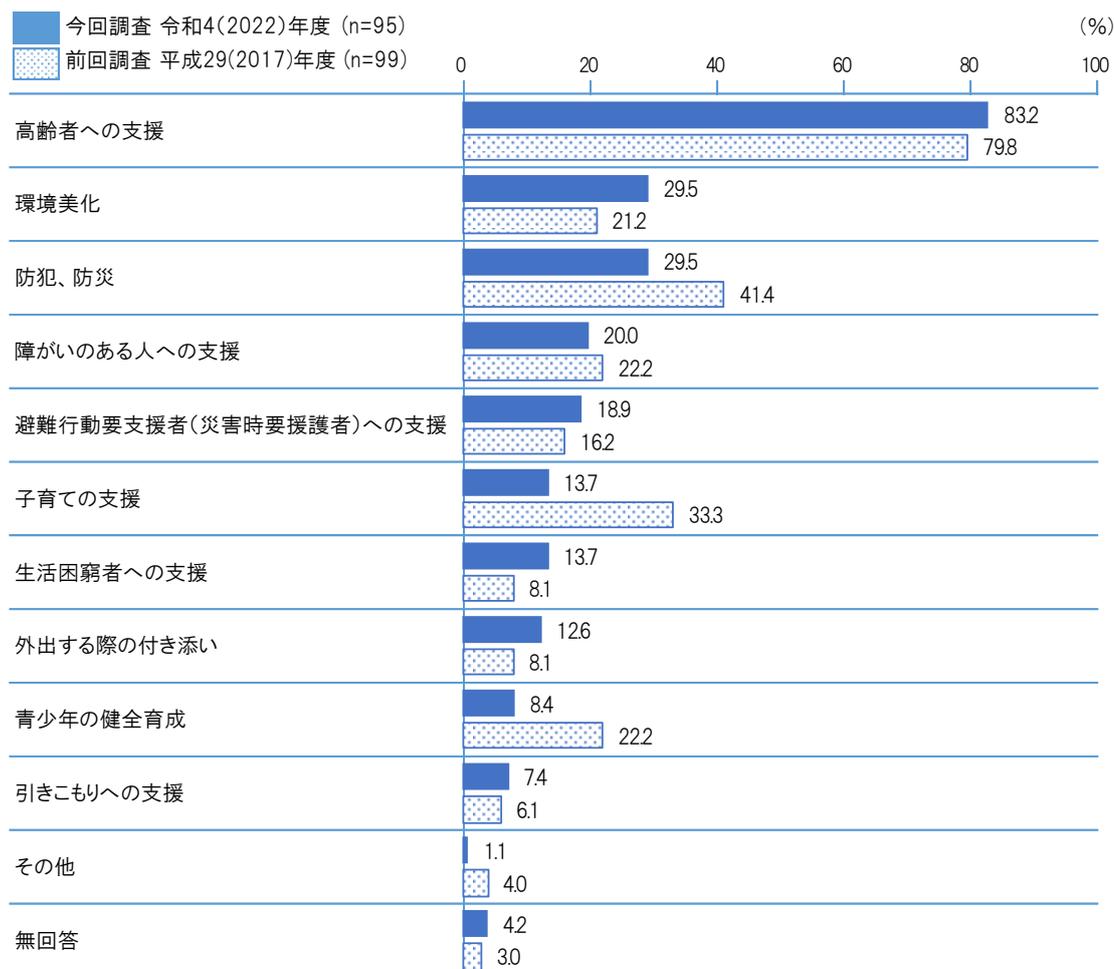
民生委員・児童委員 アンケート	あなたが活動を行う上で困っていることは何ですか。(複数回答)
--------------------	--------------------------------



○民生委員・児童委員が受ける町民の要望で最も多いのが「高齢者への支援」。

民生委員・児童委員に対する町民の要望で多いものは、前回調査では「高齢者への支援」が79.8%と最も高くなったのですが、今回調査ではそれを上回る83.2%となりました。また、この割合は、2番目に割合の高い「環境美化」と「防犯、防災」(ともに29.5%)よりも53.7ポイント高くなっています。

民生委員・児童委員 アンケート	町民の要望で多いものは何ですか。(複数回答)
--------------------	------------------------



○“地域での見守りや助け合い”が重点的に取り組むべきこと。

「誰もが安心して暮らせる府中町にしていくために、地域と行政が重点的に取り組むべきこと」として、町民、町内会長、民生委員・児童委員に対する3つのアンケートのすべてで「地域での見守りや助け合い」が上位3項目以内に入っています。

町民アンケート 町内会長アンケート 民生委員・児童委員アンケート	誰もが安心して暮らせる府中町にしていくために、地域と行政が重点的に取り組むべきことは何だと思えますか。(複数回答)
--	---

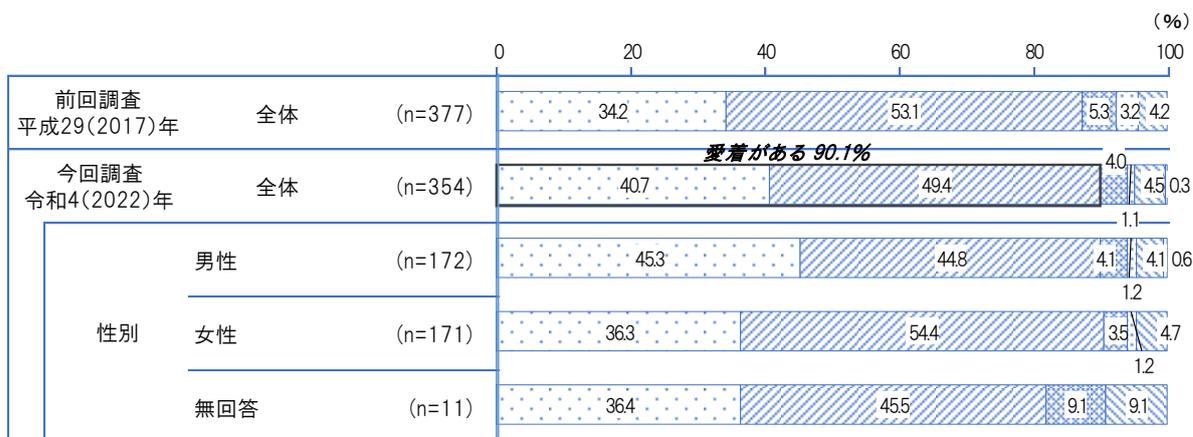
■町民アンケート、町内会長アンケート、民生委員・児童委員アンケートでの回答で割合の高い上位3項目

対象	回答	割合
町民アンケート	子育て支援の充実	36.0%
	地域での見守りや助け合い	34.7%
	高齢者支援の充実	32.8%
町内会長アンケート	地域での見守りや助け合い	55.2%
	防災・防犯体制の充実	41.4%
	高齢者支援の充実	37.9%
民生委員・児童委員アンケート	地域での見守りや助け合い	55.8%
	生きがいつくり・社会参加の促進	26.3%
	地域活動やボランティアに取り組む人材の育成	21.1%

○中学生の地域の愛着度は90%以上。

自分が住んでいる地域に愛着がある人(「とても愛着がある」と「ある程度愛着がある」の合計)の割合は、90.1%になります。これは、前回調査(平成29(2017)年)よりも2.8ポイント高くなっています。

中学生アンケート	あなたはお住まいの地域に愛着がありますか。(単回答)
----------	----------------------------

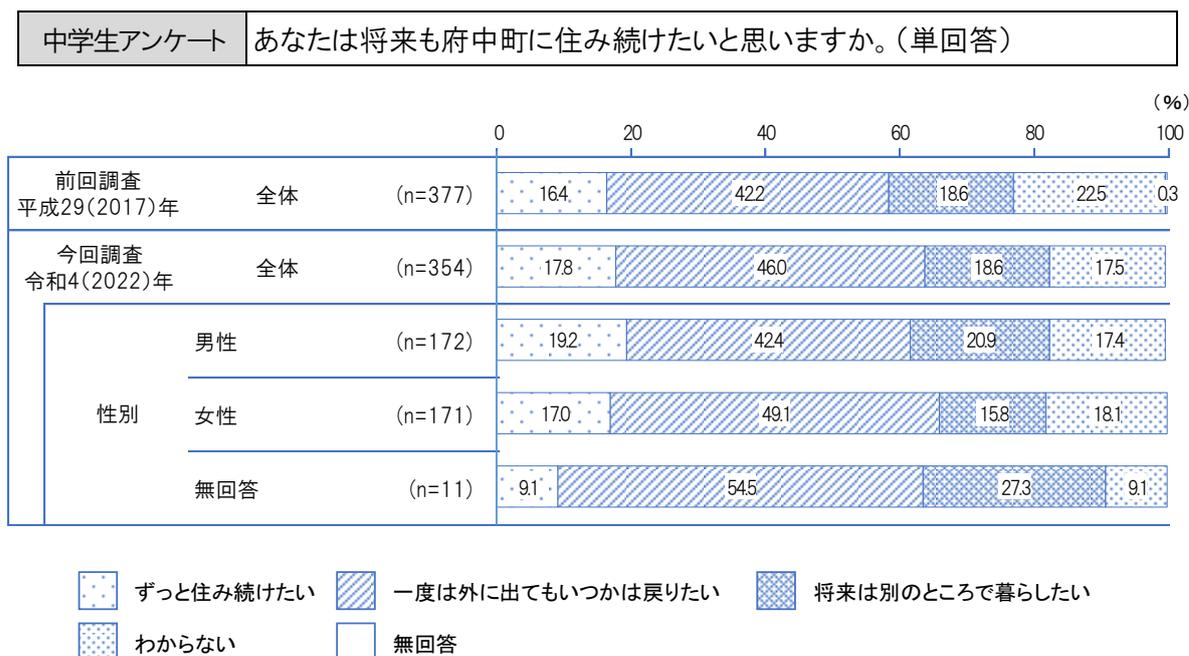


とても愛着がある
 ある程度愛着がある
 あまり愛着がない
 まったく愛着がない
 わからない
 無回答

○中学生の63.8%が、「ずっと住み続けたい」もしくは「一度は外に出てもいつかは戻りたい」と回答。

「将来も府中町に住み続けたいと思う人」の割合は、「ずっと住み続けたい」が17.8%、「一度は外に出てもいつかは戻りたい」が46.0%となっています。「将来は別のところで暮らしたい」では男性が20.9%、女性が15.8%と女性に比べ男性が5.1ポイント高くなっています。

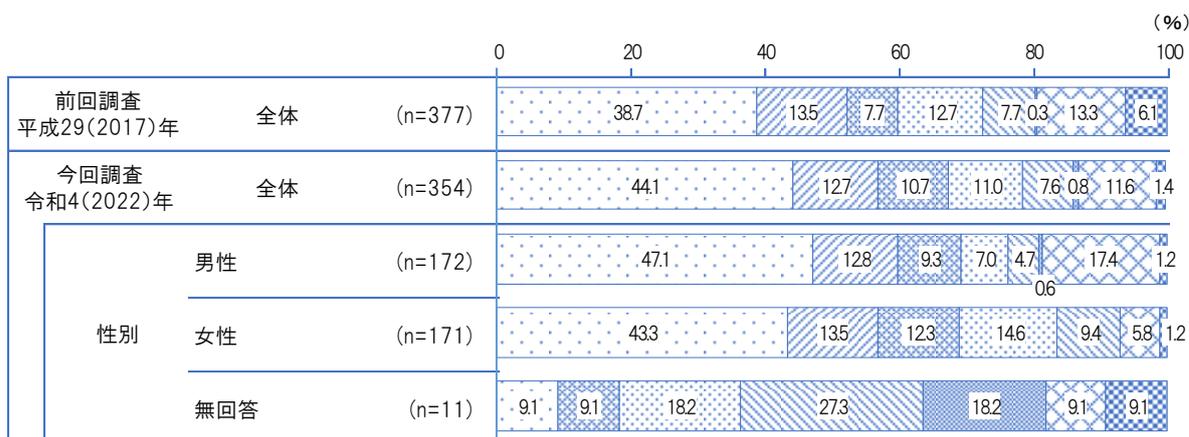
「ずっと住み続けたい」と「一度は外に出てもいつかは戻りたい」のどちらも前回調査よりも高くなっています。



○住民同士の“支え合い”“助け合い”の活動の機会が必要。

地域の福祉を充実させるために必要なことは、「住民同士が支え合い、助け合う活動の機会を増やす」が44.1%と最も高くなっており、前回調査と比較すると、5.4ポイント増加しています。半数近くの人に地域福祉を充実させる重要な要素であると認識されている「住民同士が支え合い、助け合う活動の機会を増やす」ことを今後、推進していくことが求められます。

中学生アンケート	あなたの住む地域の福祉をより充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(単回答)
----------	---



-  住民同士が支え合い、助け合う活動の機会を増やす
-  地域の住民が集まって交流する機会を増やす
-  住民が福祉に関心を持ち、福祉のまちづくりの一員であることを意識する
-  地域に暮らす住民が生活していて困っていることをもっと知る
-  高齢者や子どもなど異なる世代が集まって交流する機会を増やす
-  その他
-  特に必要ない
-  無回答



「ともに学び ともに支え助け合い 安心して暮らせるまち 府中町」の実現に向け、地域の住民、関係団体等と地域福祉について考え、課題解決に向けた意見交換等を行いました。

ワークショップの1回から3回までは、本町のイメージや“暮らしやすさ”、“暮らしにくさ”などについて話し合いました。また、その内容を踏まえ、4回目のワークショップでは、本町の地域福祉を推進するために「できたらいいな。」と思われる活動等のアイデアを出していただき、参加者でそのアイデアを共有しました。

本町の「暮らしやすさ」、「暮らしにくさ」で挙げられた意見を「環境」「活動、イベント」「社会関係性」「子育て・教育」「行政サービス・福祉サービス等」「安全・安心」「交通・移動」「買い物」に分類し要約すると下表のようになります。

分類	府中町の暮らしやすさ	府中町の暮らしにくさ
環境	・自然豊かで、公園(遊具)、施設、学校などが充実している。 ・町がコンパクト。	・公園、施設の使い勝手の悪さ。 ・安らげる喫茶店が少ない。 ・車、坂道、狭い道路が多い。
活動、イベント	・様々な活動(サロン、公民館活動など)がある。 ・ボランティアやスポーツのグループが多い。	・ボランティアが高齢化している。
社会関係性	・人が優しい	・地域のつながりが少ない。
子育て・教育	・子育て支援が充実している。	・学校の整備が追い付いていない。 ・子どもを安価で預かってもらえる場所がない。
行政サービス・福祉サービス等	・相談しやすい。 ・助成金、いきいきポイント制度などの行政支援がある。	・相談体制が不十分。 ・町内放送を含め、情報が届きにくい。
安全・安心	・犯罪が少ない。 ・医療施設がある。	・歩道(交差点や見守りを含む)での安全性が不十分。 ・避難場所が少ない。
交通・移動	・交通手段が豊富。	・交通機関の利便性が悪い。
買い物	・買い物がしやすい。	・買い物が不便。

上表をみると、「交通手段・交通機関」や「買い物」など要因となる項目が同じでも、住んでいる環境や立場、とらえ方により、「暮らしやすさ」にも「暮らしにくさ」にもつながることがわかります。

地域福祉を考えていくうえで、特定の地域、人だけが幸せになるのではなく、“すべての地域と人の幸せ”と“幸せな暮らしをみんなで支えるまちづくり”が不可欠要素となります。

本町にあるものや住みやすさについては、“恵まれた環境にある”と実感しながらも「どのような状況であれば・・・」「どのような使い方をすれば・・・」さらに本町の良さを引き出すことができるのか、本町にないものや暮らしにくさについては、行政支援を受けながらも持てる環境のなかで課題をどのように解決していくことができるのかなどを地域全体で考えていくことが必要になります。

また、本町の地域福祉を推進していくために必要な活動では、「気軽に相談できる場」「学習の場」「憩いの場」「交流の場」の創出が多く挙げられました。

いずれも「場づくり」が共通しており、「場所」の物理的環境と「人」の人的環境の双方をいかに整えていくのが課題となります。

5 府中町の地域福祉における課題

これまで第2章で示してきた「統計データ」「第2次計画の評価」「アンケート調査結果」「ワークショップの結果」などから見えてきた、今後取り組むべき課題をまとめました。

課題1 地域での支え合いと助け合い、その機会の提供が必要

アンケート・ワークショップの結果から、福祉に関する制度や地域の民生委員・児童委員の情報発信や啓発活動が十分でないことがわかり、情報発信の手法を改善することが必要になります。

また、地域活動への参加意欲があるにもかかわらず地域とのつながりの希薄化がみられることから、住民が地域活動へ参加したくなるように活動内容の検討・周知が必要です。

就任期間の長期化や後継者不足などの問題が生じている町内会長や民生委員・児童委員の新たな担い手確保も同様に若年層や地域の団体企業等の多様な主体への働きかけが必要です。

課題解決の要点	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動における情報発信 ○住民の主体的な活動に対する支援 ○福祉サービスの適切な情報提供 ○地域住民が活動しやすい環境づくり ○自宅以外の居場所づくり ○担い手のニーズと福祉活動のマッチング ○住民が興味を持てるような内容の活動づくり ○ボランティアポイント制度の周知
第3次計画における課題解決に向けた取組	基本施策 1-1 適切な情報提供や発信 1-2 地域福祉の担い手の育成・支援と社会資源の開発

課題2 多様化する課題に対応した仕組みが必要

ワークショップでの「相談体制が不十分」といった意見から、高齢者、障害、子育て、生活困窮など複雑化・複合化した生活課題を抱える人に対して包括的に対応できる窓口がない、または必要な支援が届いていないという現状が伺えます。第2次計画の評価から、福祉サービス利用者の不満の割合は減少していますが、新たな支援体制の構築など、更なる行政の福祉サービスの質の向上が必要です。

課題解決の要点	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的な相談・支援体制の充実 ○生活困窮者に対する支援の継続実施 ○新たな福祉課題に対応した支援 ○広島広域都市圏による広域連携の活用 ○福祉分野におけるデジタル化の推進
第3次計画における課題解決に向けた取組	基本施策 2-1 重層的支援体制の整備 2-2 権利擁護の取組の推進 2-3 誰一人取り残さない福祉サービスが行き届くまち

課題3 様々なリスクに対し誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要

平成30年7月豪雨以降、災害時の対応についての関心は高まっており、災害時の要配慮者などに対する支援体制が課題となっています。同様に、新型コロナウイルス感染症への対応など、感染症に対する体制整備も課題です。

また、地域のつながりが希薄化する中で、地域が担っていた犯罪に対する取組というものが低くなってきており、防犯意識の強化や関係団体の連携強化が重要となります。

さらに、統計データから本町は高齢化率が進行しているが要介護・要支援認定率が県内においては低く、高齢者の主体的な活動が期待できます。そのためには高齢者でも外出しやすい環境を整えることが必要です。

課題解決の要点	<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害や感染症などの非常時における体制づくり ○避難行動要支援者名簿制度についての周知 ○高齢者の出かけるきっかけと環境づくり ○生活インフラの整備 ○見守り支援における普段からの関係づくり
第3次計画における課題解決に向けた取組	基本施策 3-1 安全・安心に生活できる環境づくり 3-2 誰もが外出しやすいまちづくり 3-3 心身の健康づくりの支援

課題4 若年層が地域福祉に関わる機会の創出が必要

中学生の地域愛着度が高い、「将来も府中町に住み続けたい」「一度は外に出ても戻ってきたい」という回答が多い、というアンケート結果と、高齢化率が県内で2番目に低く若年層の占める割合が高いという統計データは本町の長所と言えます。

これは地域福祉の担い手不足や関わり希薄化といった町が抱える課題に対して、次世代の担い手を育成する土壌があると言え、この長所を活かし、若年層に対し地域福祉に関心を持ってもらうことが重要です。

課題解決の要点	<ul style="list-style-type: none"> ○交流のきっかけと場所の創出 ○多世代間交流の促進 ○地域と教育現場の協力
第3次計画における課題解決に向けた取組	基本施策 4-1 学校や地域における地域福祉の啓発の推進



第3章 府中町第3次地域福祉計画

1 基本理念

ともに学び ともに支え助け合い 安心して暮らせるまち 府中町

少子高齢化や核家族化が急速に進行する中、価値観やライフスタイルの多様化が進み、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

家族や地域におけるつながりや支えあいの機能が弱まり、複雑で多様な課題を抱えた個人や家庭が地域社会から孤立することにより、孤独・孤立、引きこもり、貧困、虐待といった問題が深刻化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会的孤立や経済的困窮、地域での様々な活動の縮小などの問題が顕著になっています。

このような社会状況の中で、行政による分野別の支援では対応が困難な複合化・複雑化した課題が増加しており世代や分野ごとの縦割りなどを越え、多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が必要となっています。

本計画では、本町の最上位計画である「府中町第4次総合計画」で掲げる将来像を基本とし、第1次計画、第2次計画で掲げてきた基本理念を継承し、お互いに助け合い、誰もが人を大切に、安心して暮らせるまちを地域全体でつくり、支えあって行く、すなわち本町における「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進していきます。



2 基本目標

基本理念の実現を目指し、計画を効果的に推進していくため、次の基本目標を定めて地域福祉の推進を図ります。

基本目標 1 地域で支え合えるまちづくり

住民一人ひとりが「我が事」として、福祉の課題に対する意識・関心を高めるとともに、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくための方策や課題解決ができるよう意識の醸成を図ります。

また、誰もが福祉等に関する必要な情報を得られるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、互いに支え合い、助け合えるようなまちづくりに取り組みます。

基本目標 2 安心してサービスを受けることができる仕組みづくり

地域社会を取り巻く環境の変化により多様化・複雑化する生活課題に「包括的」「重層的」に対応するため、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず受け止める窓口体制の整備や関係機関の連携を促進し、適切かつ円滑な支援につなげます。

また、必要な支援が届いていない人に対しては、誰一人として福祉サービスから取り残されないよう、広域連携の活用やデジタル化の推進等新たな技術の導入など、利用者にとって安心してサービスを受けることができる仕組みづくりを目指します。

基本目標 3 地域で安心して暮らせるまちづくり

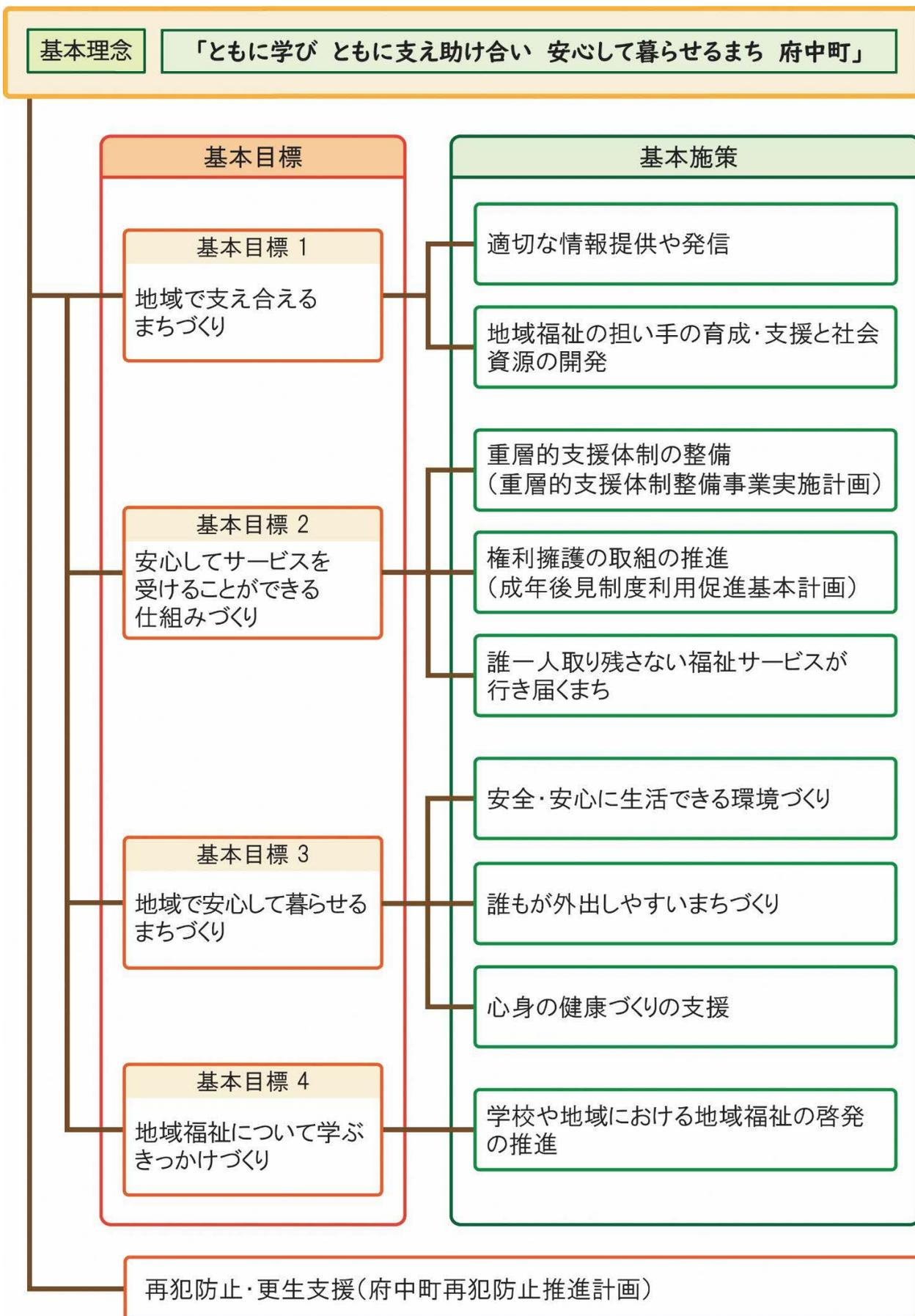
誰もが、住み慣れた地域で、安全に安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

町全体で道路や公共施設等のユニバーサルデザイン化や交通機関等の環境整備を進めるとともに、自然災害等の経験を活かした平常時・災害時を問わない要配慮者への支援体制の整備、地域の力を活用した防犯対策の強化、様々な感染症の発生時に住民の健康や生活を守るための柔軟かつ速やかな対応策の構築などに取り組みます。

基本目標 4 地域福祉について学ぶきっかけづくり

若年層に対する地域や福祉に関心をもってもらえるような環境づくりや、生涯学習の推進などを通じて、住民が地域福祉について触れ、学習する機会を提供し、住民一人ひとりが地域に関心を持ち、福祉に対する理解を深め、「福祉の受け手であると同時に担い手でもある」という意識を醸成し、様々な地域福祉活動が継続的に実践できる福祉のまちづくりを目指します。

3 施策の体系



4 SDGsとの関連

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「SDGs(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた令和12(2030)年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本町の地域福祉を推進していきます。

【SDGsの17のゴール】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【本計画と特に関連があるゴール】



1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



8 働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

5 基本施策の展開

基本目標1 地域で支え合えるまちづくり



人とのつながりが健康をつくることは、さまざまな研究で明らかになっています。また、地域福祉を推進していくためには、地域での“支え合い”“助け合い”が必要であると認識されていることがアンケートの結果からわかりました。住民一人ひとりが「我が事」として、地域で支え合い、共に自分らしい生活ができるまちづくりに取り組みます。

基本施策1-1 適切な情報提供や発信

【施策の方向性】

福祉課題等を抱え情報を必要としている人などに、情報入手のしづらさなどから更なる負担をかけることがないよう、また、いち早く情報を入手し適切なサービス利用につなげられるよう、情報の内容、情報提供方法などを継続的に検討・改善し、“入手しやすい”“わかりやすい”情報の提供をしていきます。

【行政の取組】

実施内容	推進主体
効果的な情報発信 ○目的や年代、ニーズを考慮し、広報媒体と速報性の高いソーシャルメディアを活用します。また、ユニバーサルデザインに配慮するなど、わかりやすく効果的な情報発信に努めるとともに、「声の広報」や外国人住民向け多言語対応など、ニーズに対応した情報発信に努めます。	政策企画課 福祉課
福祉サービスや事業者情報の提供の充実 ○利用目的に応じて、子ども・子育て支援、高齢者や障害福祉サービス、介護保険制度など福祉サービスやサービス提供事業者に関する情報周知に努め、ガイドブックや冊子を作成して提供します。	福祉課 子育て支援課 高齢介護課 健康推進課 保険年金課
地域での情報提供 ○自治会・町内会や民生委員・児童委員などを通じた、地域での情報共有や提供（お知らせやチラシ）の充実を図ります。	福祉課 自治振興課
ボランティアポイント制度等の周知 ○多様な媒体等（町ホームページ、広報、各活動への訪問による説明等）を活用し、ボランティアポイント制度（福祉ボランティアポイント・高齢者いきいき活動ポイント）の周知を図ります。	福祉課 高齢介護課
地域活動に関する情報の発信 ○多様な媒体等（町ホームページ、広報等）やSNSなどのICT（情報通信技術）の活用により地域活動に関する情報の効果的な提供に取り組みます。	福祉課 子育て支援課 高齢介護課 健康推進課 保険年金課 自治振興課
○情報が届きにくい高齢者等には、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて情報提供を行うなど、きめ細かい配慮に努めます。	福祉課

基本施策1-2 地域福祉の担い手の育成・支援と社会資源の開発

【施策の方向性】

地域で起きている課題を住民自らが「自分のこと」として捉え、「自分に何ができるのか」を考え、行動に移すことで、住民一人ひとりが地域福祉の担い手となります。このことは社会資源開発にも通じる重要な視点であることから、地域福祉の意識を醸成し、担い手の育成と支援に取り組みます。

【行政の取組】

実施内容	推進主体
地域福祉の担い手が活動しやすい環境の整備 ○障害のある人の意思疎通の円滑化を図るため、手話・要約筆記・点訳・音訳の各ボランティア団体において奉仕員として活動できる人材を確保・育成します。	福祉課
○地域福祉の担い手となる民生委員・児童委員、自治会・町内会の組織・活動のために必要な支援を、関係機関と連携しながら担い手の確保と育成に努めます。	福祉課
○地域コミュニティ活動の推進を図ることを目的に、町内会の活動や集会施設整備に対し補助を行います。	自治振興課



町民のみなさんに期待すること

町民アンケートの調査結果、ワークショップで出された意見を基に、町民のみなさんに期待することを掲載しています。

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 自分のできる範囲で地域活動やボランティア活動に参加しましょう。
- 地域活動やボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げましょう。
- 地域活動やボランティア活動に若い世代や転入者が参加しやすいように、声をかけてあげるなど配慮しましょう。



基本目標2 安心してサービスを受けることができる仕組みづくり



介護、介護予防、障害者支援、子育て、防災、安全などのサービスが充実し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。そのためには、地域と行政、関係機関が連携して、支援を必要としている人に、重層的なサービスが提供されることが必要です。

複雑化・複合化しているニーズに対応できるように、福祉サービスの提供について関係する組織・団体等で情報を共有し、共に課題を解決する仕組みを構築していきます。

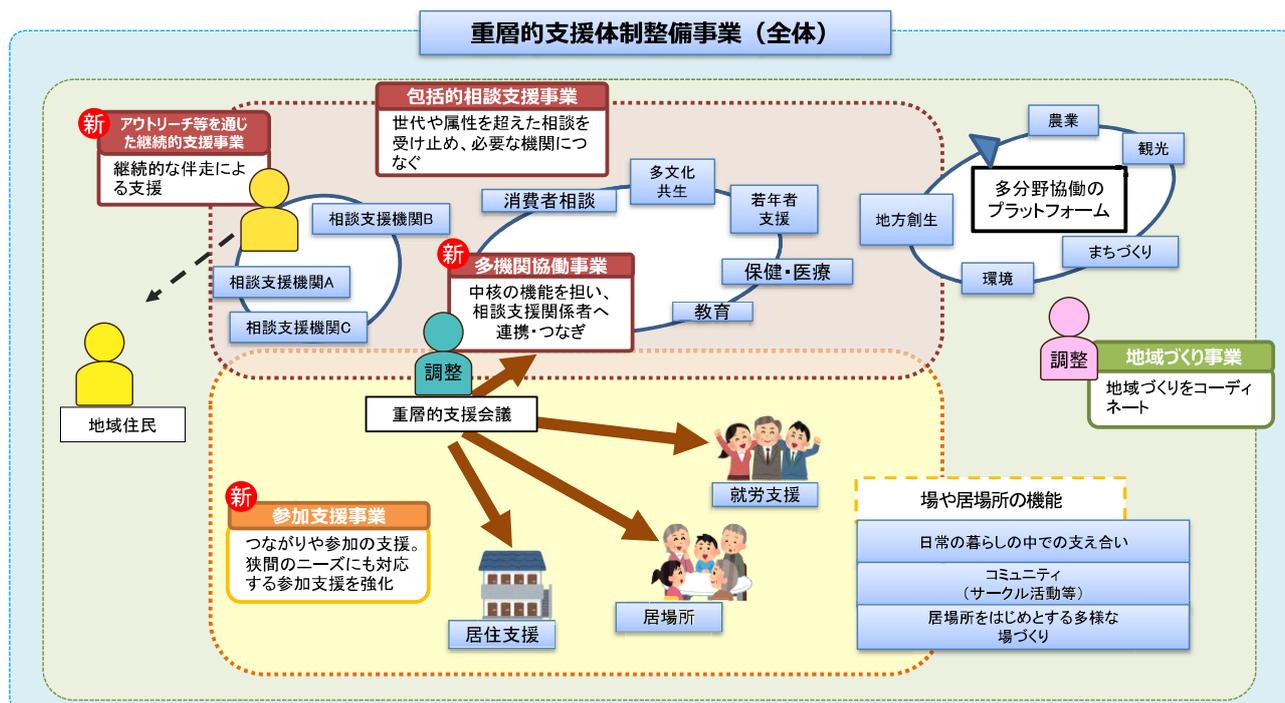
基本施策2-1 重層的支援体制の整備(重層的支援体制整備事業実施計画)

【重層的支援体制整備事業とは】

様々な社会問題が深刻化する中、一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど)や、世帯全体が孤立している状態など、住民が抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では対応しきれないケースも増加しています。

そのような中、生まれた地域共生社会という概念に基づいて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3(2021)年4月より実施されることになった新たな事業が「重層的支援体制整備事業」です。

重層的支援体制整備事業では、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性や世代を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。重層事業を適切かつ効果的に実施するため、本施策は社会福祉法第106条の5における「重層的支援体制整備事業実施計画」として、本計画に包含して策定するものです。



資料:厚生労働省ホームページ掲載資料

【施策の方向性】

重層的支援体制整備事業は、包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業、地域づくり事業から構成されます。

本町においては、各事業を通じて、既存の相談支援等の取組を維持しつつ、町全体として一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指していきます(設置形態:基本型)。

令和4年度から令和6年度までを重層的支援体制整備事業への移行準備事業として、庁内体制の整備を行い、令和7年度より重層的支援体制整備事業に取り組んでいきます。

【実施体制】

- 高齢、障害、子育て、生活困窮分野の行政及び支援関係機関において、相談者の属性や世代に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、相談を受けた機関だけでは解決が難しい事案は、重層的支援会議等の連携を図りながら、複合化・複雑化したニーズに対応ができる包括的な支援体制を整備します。
- 重層的支援体制整備事業に当たっては、各事業において効果的な手法を検討し、目的の達成に向け必要と判断されるものについては委託等により、画一的な行政手法に捉われない柔軟な方法を取り入れます。
- 高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援事業が行政及び委託事業者によって実施されており、いずれの機関に相談があっても、町全体で受け止める相談体制を一層充実します。

【行政の取組】(重層的支援体制整備事業における実施事業)

実施内容	推進主体
包括的相談支援事業 ○高齢、障害、子育て、生活困窮等、いずれの機関に相談があっても、町全体で受け止める相談体制を構築し、それぞれが連携・協働して支援を行います。	福祉課 高齢介護課 子育て支援課 健康推進課
多機関協働事業(新規事業) ○重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進め、包括的な相談支援体制の構築を支援します。また、単独の支援機関では対応が難しい事案に対して、支援関係機関の役割分担や支援の方向性について調整を行います。	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(新規事業) ○複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に、アウトリーチ等を実施し、必要な支援を届けます。また、各種会議や支援関係機関との連携を通じて、潜在的なニーズを把握します。	
参加支援事業(新規事業) ○既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用及び開発を行い、社会とのつながりを作るための支援を行います。	

<p>地域づくり事業</p> <p>○世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行い、地域住民の創意や主体性を支援し、住民同士の顔の見える関係性や気にかける関係性を醸成します。</p>	<p>福祉課 高齢介護課 子育て支援課 健康推進課</p>
<p>重層的支援会議及び支援会議</p> <p>○重層的支援会議は、多機関協働事業において実施し、支援関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議です。町職員のほか、相談業務・サービス提供者、保健・医療、教育、就労支援等の関係者など、事案に応じて出席者を調整し、効果的な支援策の検討、進捗管理等を図ります。</p>	
<p>○地域において支援関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事案の情報の共有を行うことで、支援や相談を早期に実施できるよう、社会福祉法第106条の6の規定に基づく支援会議を活用するなど、連携を強化します。</p>	

基本施策2-2 権利擁護の取組の推進(成年後見制度利用促進基本計画)

【成年後見制度とは】

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、選任された支援者(成年後見人等)により、法律面や生活面で支援する制度です。

成年後見制度は大きく分けて、“法定後見制度”と“任意後見制度”の2つの種類があります。

【成年後見制度利用促進基本計画とは】

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度ですが、これまで十分に活用されている状況とは言えません。しかし、高齢化の進行等により、成年後見制度の重要性は今後一層高まることを見込まれ、成年後見制度の利用促進を図るため、平成28(2016)年5月に成年後見制度利用促進法が施行されました。

本町においても認知症高齢者や障害者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、今後、成年後見制度の利用が増加すると見込まれることから、成年後見制度利用促進法の趣旨及び第14条の規定を踏まえ、本計画に包含して成年後見制度利用促進基本計画を策定することとします。

成年後見制度利用促進基本計画は、本町に住む高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、意思決定支援など成年後見制度に対する取組を継続的・体系的に実施していくため策定するものです。

【施策の方向性】

支援を必要とする人に包括的な支援が行き届く地域社会を実現するため、支援を必要とする人を早期に支援につなぐ仕組みづくりや、本人の意思が尊重され安心して暮らすことのできる地域づくりに向けた施策を推進します。

【行政の取組】

実施内容	推進主体
成年後見制度の受け手・担い手への周知・啓発と支援 ○広報ふちゅうや町ホームページ、パンフレット等、多様な媒体を利用し、成年後見制度の周知・啓発を推進します。成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、町長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。	福祉課 高齢介護課
地域連携ネットワークの整備 ○権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるために、地域の見守り体制と各種相談窓口等とのネットワーク体制を構築し、地域連携による円滑な支援を行います。 ○地域連携ネットワークの中核機関について、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき整備・運営方針について検討を行います。	福祉課 高齢介護課

基本施策2-3 誰一人取り残さない福祉サービスが行き届くまち

【施策の方向性】

SDGsの概念にも共通する、“誰一人取り残さない”という社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)の理念のもと、誰にでも適正な福祉サービスが提供され、安心して生活できるまちづくりを推進します。

【行政の取組】

実施内容	推進主体
民生委員・児童委員、府中町社会福祉協議会等の情報発信 ○社協だより「ふれあい府中」や広報ふちゅう、町ホームページやポスター掲載等、多様な媒体を利用し、民生委員・児童委員、府中町社会福祉協議会等の情報を発信します。	福祉課
福祉サービス等の利用促進 ○高齢者が可能な限り住み慣れた町で生きがいを持って自立した日常生活を営むことができるよう支援します。	高齢介護課
○障害のある人や児童を支援するサービスと地域での生活の支援を推進します。	福祉課
○「子育て家庭を支える環境づくり」や「健やかな育ちを支える環境づくり」など、子育てに関する様々な支援を推進します。	子育て支援課
福祉分野におけるデジタル化の推進 ○相談対応や申請手続きのオンライン化などデジタル化の導入を推進します。 また、スマホアプリによる健康増進事業などにも取り組みます。	福祉課 高齢介護課 子育て支援課 健康推進課 保険年金課
○高齢者に対するスマホ教室など、情報格差是正に向けた支援の取組を推進します。	高齢介護課
支援に資する職員のスキルアップ ○関係各課の連携を強化するとともに、研修等による職員のスキルアップを計画的に実施します。	福祉課 高齢介護課 子育て支援課 健康推進課 保険年金課
福祉分野での広域連携の推進 ○福祉分野での広域連携に積極的に参加し、本町単独では実施が難しい事業に取り組みます。 ○他市町の好事例、先進事例を積極的に本町の施策に反映させるよう努めます。	福祉課 高齢介護課 子育て支援課 健康推進課 保険年金課



町民のみなさんに期待すること

町民アンケートの調査結果、ワークショップで出された意見を基に、町民のみなさんに期待することを掲載しています。

- 回覧板や広報紙などの情報を確認しましょう。
- 町内放送が聞こえにくい人などに情報を伝えてあげましょう。
- 交流の場や相談窓口を活用しましょう。
- 地域での要支援者の見守りに努め、成年後見制度などの利用が必要な人がいる場合、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会へ情報を提供しましょう。
- 権利擁護の仕組みにはどのようなものがあるか、制度について理解を深めましょう。
- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう。
- 民生委員・児童委員などの活動を理解し、協力しましょう。
- 社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう。
- 社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう。



基本目標3 地域で安心して暮らせるまちづくり



高齢者や障害者など、災害時に自ら避難することが困難で支援が必要な人を地域で助け合うためには、「自助」「互助」「共助」の力を高めていくことが大切です。日頃から防災・防犯に関する啓発を行うとともに、地域でのつながりを深めるなど、災害や防犯力に強い福祉のまちづくりを展開します。

また、感染症対策や外出しやすい環境の整備、健康の維持・増進などに取り組み、心身ともに健やかで安心して暮らせるまちづくりを推進します。

基本施策3-1 安全・安心に生活できる環境づくり

【施策の方向性】

防災、防犯、感染防止を推進し、安全・安心に生活できる環境づくりを目指します。

【行政の取組】

実施内容	推進主体
平常時の支援体制 ○認知症の高齢者などが地域で安心・安全な生活が送れるように、地域の見守り支援体制を構築します。	高齢介護課
災害対策の推進 ○広報ふちゅうや町ホームページ、パンフレット等、多様な媒体を利用し、避難行動要支援者に対する施策について積極的に情報発信します。	福祉課 危機管理課
避難行動要支援者への支援体制の整備 ○災害時等における高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への支援を行います。また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を行います。 ○民生委員・児童委員や地域の活動団体などの避難支援等関係者との情報共有体制を整備するとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した避難訓練の実施を促進します。	福祉課 高齢介護課 子育て支援課 危機管理課
防犯対策の強化 ○住民、警察、防犯組合連合会、地域の団体と連携しながら、出前講座の実施や、イベント・広報チラシ等による啓発活動を通じて、地域防犯力の強化に取り組みます。 ○振り込め詐欺をはじめとする、特に高齢者を狙う犯罪や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、住民に対する啓発や相談活動の充実に努めます。 ○防犯パトロールに取り組む関係団体や関係機関との連携強化に努めます。	自治振興課
感染症対策の推進 ○新型コロナウイルス等への感染を防ぐため、通いの場や各家庭で行えるセルフケアの方法等に関して、町ホームページや広報誌等を通じて周知、啓発を行います。 ○パンデミックの発生などの非常時に、柔軟かつ速やかに対応できる体制を構築します。	健康推進課 健康推進課 危機管理課

基本施策3-2 誰もが外出しやすいまちづくり

【施策の方向性】

高齢者の健康づくりには出かけるきっかけと場所が重要な要素になります。

また、買い物行動は、外出、会話、意思決定、選択など社会的、身体的な機能を使う機会となるため、特に高齢者にとっては日常的な買い物行動を通して、健康な暮らしに必要な食糧調達をするだけでなく、健康に暮らすための生活機能の維持につながります。

誰もが安心して暮らせる環境をつくるため、自家用車などでの移動が困難な人でも外出しやすいまちづくりを関係機関と協力しながら推進します。

【行政の取組】

実施内容	推進主体
利用しやすい交通機関の整備の検討 ○年齢や地域に格差なく、住民の日常生活において誰もが「おでかけ」しやすい地域公共交通ネットワークを構築します。	都市整備課
ユニバーサルデザインの考え方に基づく環境の整備 ○道路や公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進し、移動空間等の質の向上を図ります。	都市整備課 管財課

基本施策3-3 心身の健康づくりの支援

【施策の方向性】

健康管理や生活習慣病の発症予防・重症化の防止、日常的な疾病の対処などとともに、若い時からの生活習慣病予防やライフステージに応じた健康づくり、健康リテラシーの向上のための啓発活動・教育、孤立や孤独の防止、自殺予防など多岐にわたる支援の取組を推進します。

【行政の取組】

実施内容	推進主体
健康に対する意識の向上と取組への支援 ○生活習慣病予防や自殺予防対策、食育の推進等により、いつまでも健やかに生活することができるように啓発と支援に取り組んでいきます。	健康推進課



町民のみなさんに期待すること

町民アンケートの調査結果、ワークショップで出された意見を基に、町民のみなさんに期待することを掲載しています。

- 日頃から防災意識を高め、避難場所や避難経路を確認しましょう。
- 防災グッズや食料・飲料水などの備えをしましょう。
- 防災訓練に参加しましょう。
- 自分たちで住みよい・安全な地域にしていこうとする意識を持ちましょう。
- 地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供をしましょう。
- 日頃から防犯意識を高めましょう。
- 外出や移動の際はお互いに協力しましょう。
- 手洗い、手指消毒、うがいを励行し、感染症予防に努めましょう。



基本目標4 地域福祉について学ぶきっかけづくり



住民一人ひとりが年齢や性別、障害の有無、国籍、人種、習慣等の違いを尊重し、認め合い、つながりあう「世代間共生・多文化共生」が実現できるよう、学校教育や社会教育等の様々な場や機会を通じて継続的な地域福祉の啓発を進めます。

そして、様々な人が地域福祉に関心を持ち、地域活動の担い手になれるよう、地域福祉人材の育成に取り組みます。

基本施策4-1 学校や地域における地域福祉の啓発の推進

【施策の方向性】

子どもから高齢者まで本町の福祉について学びあう場をつくり、高齢者や障害、子育てに関する理解を深め、自ら行動を起こせる人材の育成に努め、学校、地域、関係団体との連携を推進します。

【行政の取組】

実施内容	推進主体
地域福祉の啓発の推進 ○教育機関や福祉事業者と連携を図り、児童生徒に対して福祉施設を身近に感じる機会(社会見学等)を設けて、福祉への理解・福祉意識の向上を図ります。	福祉課



町民のみなさんに期待すること

町民アンケートの調査結果、ワークショップで出された意見を基に、町民のみなさんに期待することを掲載しています。

- 自分が住む地域の状況に関心を持ちましょう。
- 自分たちで住みよい地域にしていこうとする意識を持ちましょう。
- 福祉に対する理解を深めましょう。
- 福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加しましょう。



6 評価指標

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたって、進捗状況を測る指標を次のとおり設定します。本指標は策定年度、計画期間との整合を図り、現状を令和4年度現在、目標を令和9年度までのものとします。

◆基本目標1 地域で支え合えるまちづくり

	指標	現状	目標
1	まち記者による情報発信回数(広報ふちゅうへの記事掲載)	4回	10回
2	府中町公式SNSを活用した情報発信回数	不定期	1回以上/月
3	高齢者いきいき活動ポイント事業参加率 (高齢者人口に対する参加者の割合)	25.8%	30%
4	民生委員・児童委員の定員充足率(人数/定員)	90% (99/110)	100%
5	手話奉仕員養成研修修了者数	4人	10人

◆基本目標2 安心してサービスを受けることができる仕組みづくり

	指標	現状	目標
1	重層的支援会議または支援会議の開催による支援件数	—	10件
2	成年後見制度を知っている人の割合(アンケート調査)	39.2%	50%
3	基幹相談支援センターの設置	未設置	1か所
4	健康マイレージ制度アプリ利用者数	—	3,000人
5	広島広域都市圏連携協約に基づく「生活困窮世帯学習支援事業」対象者への制度周知	100%	100%

◆基本目標3 地域で安心して暮らせるまちづくり

	指標	現状	目標
1	避難行動要支援者名簿のうち、優先度の高い人に対する個別避難計画作成の割合	—	100%
2	認知症サポーター・ステップアップ講座修了(登録)者数	—	60人
3	地域公共交通の利用しやすさに対する満足度(アンケート調査)	72%	75%
4	健康だと感じる人の割合(アンケート調査)	63.8%	79%

◆基本目標4 地域福祉について学びきっかけづくり

	指標	現状	目標
1	小学生・中学生を対象とした福祉体験学習の実施回数	1回/年	1回以上/年

第4章 再犯防止・更生支援(府中町再犯防止推進計画)

1 制度を取り巻く背景と現状

近年、県内における刑法犯検挙者が減少傾向にある一方で、再犯者の割合は継続して5割を超えており、再犯防止対策は極めて重要な課題になっています。犯罪をした人等の中には、立ち直りに向けた様々な課題を抱えており、刑事手続終了後も受刑による社会との隔絶も重なるなど、様々な生活上の困難、生きづらさを抱えている人も少なくありません。

こうした中、犯罪をした人等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と社会の構成員として受け入れることの住民の理解の促進を図ることで、誰一人取り残さない、安全で安心なやさしいまちづくりを実現していくことが必要になっています。

平成28(2016)年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国では平成29(2017)年に、同法を受け「再犯防止推進計画」が策定されました。「再犯の防止等の推進に関する法律」の第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧告して、都道府県及び市町村における「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されています。

また、生活困窮者に対する就労や住居確保の支援などで地域福祉との政策的なつながりがあることを踏まえ、本町においては、地域福祉計画の基本理念である「ともに学び ともに支え助け合い 安心して暮らせるまち 府中町」を目指し、この章を「地方再犯防止推進計画」として位置づけ、地域福祉の推進と一体的に施策を進めます。

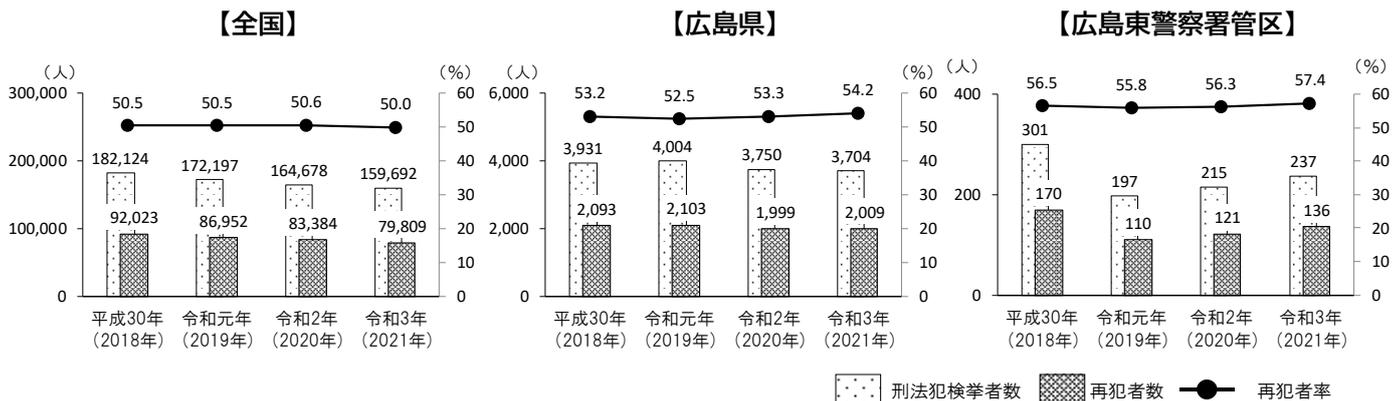
2 刑法犯検挙者等に係る全国、広島県及び広島東警察署管区の状況

刑法犯の検挙者数(少年を除く)は、令和3(2021)年は全国で159,692人、広島県で3,704人、広島東警察署管区では237人となっており、平成30(2018)年と比較すると、広島東警察署管区は全国と広島県に比べ減少幅が大きくなっています。

一方、刑法犯による検挙者のうち、再犯者の割合(以下、「再犯者率」という。)をみると、広島県と広島東警察署管区は、令和元(2019)年から増加し続けています。また、再犯者率は令和3(2021)年では全国が50.0%、広島県が54.2%、広島東警察署管区が57.4%となっており、広島東警察署管区は全国より7.4ポイント、広島県より3.2ポイント高くなっています。

このような状況を踏まえ、安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策を推進することが必要不可欠になります。

刑法犯検挙者数中の再犯者数・再犯者率の推移



3 取組の方向性

(1) 関係機関・団体との連携

犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、支援機関だけでなく犯罪をした人等を取り巻く地域全体が連携して取り組んでいく必要があります。

関係機関・団体と連携し、再犯の防止と更生支援を推進します。

実施内容	推進主体
○府中町保護司会、府中町更生保護女性会と連携し、再犯の防止と更生支援を推進します。	自治振興課

【関係機関・団体】

府中町保護司会 : 本町の保護司で構成される団体で、保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動などの更生保護に取り組んでいます。更生保護とは、犯罪や非行をした人を地域の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動です。

府中町更生保護女性会 : 更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。犯罪予防活動、子育て支援活動や社会奉仕活動など、幅広い活動を行っています。

(2) 就労に向けた相談・支援

不安定な就労が再犯のリスクになっていることは明らかになっています。しかし、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、犯罪をした人等の中には、障害を抱えていて、就労や就労定着が難しい人が少なからずいることなどの課題があります。

犯罪をした人等が地域社会において安定した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、就労に向けた支援を行います。

実施内容	推進主体
○関係部署、関係機関が連携し、相談・支援体制を強化します。	福祉課
○生活保護受給者等就労自立促進事業、就労準備支援事業や障害者就労支援事業など、既存の取組を生かし、相談者の就労支援をします。	自治振興課

(3) 住居の確保

適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための基盤となるものです。住宅確保要配慮者(低所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等)に関するさまざまな取組を生かし、関係機関と連携しながら、住居の確保を支援します。

実施内容	推進主体
○広報ふちゅうや町ホームページ、パンフレット等、多様な媒体を利用し、公営住宅の募集状況などの情報を発信、提供します。	建築課
○離職等により住宅を失う恐れのある生活困窮者に対して、早期の生活再建を図るため、賃貸住宅の家賃相当(上限有)の生活困窮者住居確保給付金を支給します。	福祉課

(4) 学校等と連携した取組の実施

我が国では、ほとんどの者が高等学校等に進学する一方で、令和元(2019)年に新たに少年院に收容された者の24.4%、新たに刑事施設に收容された者の34.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、令和元年に新たに少年院に收容された者の40.1%、新たに刑事施設に收容された者の23.9%が高等学校を中退している状況にあります(出典:地方再犯防止推進計画策定の手引き/法務省(令和3年3月))。このことから、学校をはじめとした関係機関が、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況に応じ、様々な取組を実施していくことが重要です。児童生徒における、非行や問題行動の未然防止に向けた取組や、非行等に至った児童生徒のための支援体制等の構築を目指します。

実施内容	推進主体
○道徳教育や薬物乱用など非行防止のための教育を推進します。	学校教育課
○児童生徒が、違法行為又は違法の疑いがある行為を行った場合、学校は警察と連携を図り、学校としての指導を行っていきます。	学校教育課
○青少年育成に関して、子ども・若者育成支援強調月間(11月)に合わせ、青少年の健全育成に向けた巡回活動等に取り組みます。	社会教育課
○小中学校へのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切な相談支援を行います。	学校教育課
○悩みを抱える0歳から18歳までの子どもと保護者に対する電話相談や、不登校を理由とする児童生徒の就学の中断を防ぐための家庭教育支援チームによる電話相談など、児童生徒の非行の未然防止を含めた相談支援を行います。	子育て支援課 社会教育課
○問題を抱える児童生徒に対し、学校・こども家庭センター・警察等と情報共有を行い、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課 学校教育課

(5) 広報・啓発活動の推進

立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行を生み出さない地域社会を築くため、犯罪をした人等の社会復帰を支援する活動への理解を促進するための広報・啓発活動を推進します。

実施内容	推進主体
○「社会を明るくする運動」強調月間等における啓発活動を推進します。	自治振興課 社会教育課
○犯罪をした人等を支援する活動を広報ふちゅうや町ホームページを活用し周知します。	自治振興課

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 地域福祉計画策定委員会

本計画策定のために設置した地域福祉計画策定委員会は、引き続き計画の進捗管理や評価を行います。各基本施策の取組について取組状況を把握し、社会情勢の変化等、必要に応じて計画の評価、見直しを行い、随時公表します。

(2) 庁内の推進体制

地域福祉を推進していくためには、福祉・保健分野のみならず、教育や人権、防災・防犯、交通など、さまざまな分野との横断的な連携・協力が必要となります。そのため、関係各課が所管事業について地域福祉を推進する視点で取り組むとともに、計画の進行状況・課題の共有を図りながら、計画を推進します。

(3) 地域の推進体制

地域福祉は、地域住民が中心となって推進していくものです。地域の多様な生活課題やニーズに対応するため、地域住民をはじめとした、自治会・町内会、民生委員・児童委員、福祉関係機関・団体、福祉サービス事業者、ボランティアなどと協力し、計画を推進します。

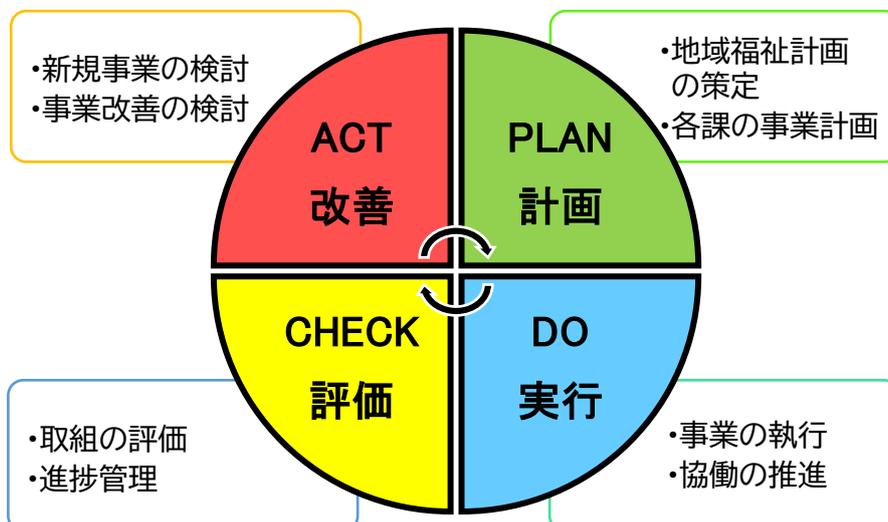
(4) 計画の周知

計画の周知の方法として、広報ふちゅうやホームページ等で計画内容を公表します。また、本町の取組を多くの住民に知ってもらうため、SNSや動画配信サービスなどの新しい手法を取り入れるなどして、本計画の積極的な周知・啓発を図ります。

2 計画の進捗管理・評価

計画の進捗管理にあたっては、計画の実効性を高めるため、PDCAサイクルによる管理を行います。5年の計画期間を1つの大きなサイクルとし、年度ごとに取組の実績把握・進捗管理・改善を行います。

計画最終年度には、アンケート調査とワークショップを実施します。



1 地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく府中町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び見直し並びに地域福祉の推進における必要な検討を行うため、府中町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び見直し並びに地域福祉の推進に関する調査及び研究
- (2) 地域福祉計画に記載する内容に関する事項
- (3) その他地域福祉計画の策定及び見直し並びに地域福祉の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、12名以内の委員をもって構成し、委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 各種団体代表者
- (5) その他町長が地域福祉の推進のために特に必要と認める者

2 委員の任期は、町長が委員を委嘱した日から当該委嘱に係る委員会において策定の検討を行う地域福祉計画の計画期間の末日の属する年度の前年度の11月30日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成29年1月4日から施行する。

2 地域福祉計画策定委員会委員名簿

設置要綱第3条 第1項の区分		団体等		氏名
第1号	学識経験者	大学	比治山大学現代文化学部 マスコミュニケーション学科 教授	副委員長 山田 知子
		福祉専門学校	学校法人古沢学園都市学園大グループ 福祉リソースカレッジ広島 校長	山口 浩二
第2号	福祉関係者	社会福祉協議会	社会福祉法人府中町社会福祉協議会 事務局長	倉崎 誠一郎
			府中町地域包括支援センター 所長	三浦 輝美
		民生委員・児童委員	府中町民生委員児童委員協議会 連合会 会長	鎌田 克己
		福祉団体	社会福祉法人福祉の郷 理事長	委員長 米田 操
			みなみの風保育園 園長	稲野 敦夫
第3号	教育関係者	教育委員会	府中町教育委員会 管理主事(兼)指導主事	山口 誠
第4号	各種団体 代表者	町内会	府中町北部町内会連合会	小田 賢太郎
			府中町南部町内会連合会	高橋 祥子
		子育て支援グループ	おもちゃ広場「てぶくろ」代表	清水 信代
第5号	その他町長が 地域福祉の推 進のために特 に必要と認め る者	労働者代表	日本労働組合総連合会広島県連合会 広島地域協議会	金子 哲二

3 地域福祉計画策定委員会開催経緯

期日		内容
令和4年	3月28日	【第1回 府中町地域福祉計画策定委員会】 1.開会 2.町長あいさつ 3.委員自己紹介 4.事務局紹介 5.委員長選出 6.委員長あいさつ 7.議題 (1)「府中町第3次地域福祉計画」の策定方針について (2)「府中町第2次地域福祉計画」の進捗状況について (3)「府中町第3次地域福祉計画」の策定について (4)アンケートについて (5)ワークショップについて 8.その他 9.閉会
	11月9日	【第2回 府中町地域福祉計画策定委員会】 1.開会 2.議題 (1)府中町第3次地域福祉計画に関するアンケート調査報告書について (2)府中町第3次地域福祉計画ワークショップの結果報告について (3)府中町第3次地域福祉計画の骨子案について 3.閉会
	12月14日	【第3回 府中町地域福祉計画策定委員会】 1.開会 2.議題 (1)府中町第3次地域福祉計画素案について (2)府中町第3次地域福祉計画に関するパブリックコメントの実施について 3.閉会
令和5年	3月8日	【第4回 府中町地域福祉計画策定委員会】 1.開会 2.議題 (1)府中町第3次地域福祉計画に関するパブリックコメントの結果について (2)府中町第3次地域福祉計画(案)について 3.閉会

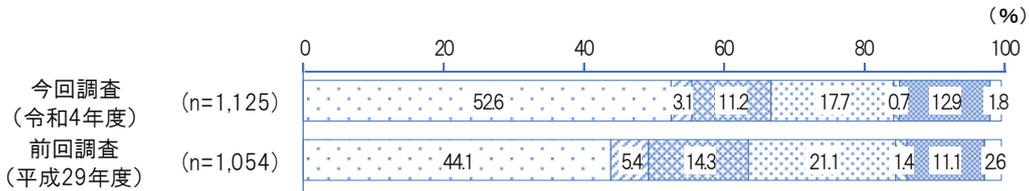
府中町婦人会	子育て支援グループ おもちゃ広場「てぶくろ」
府中町女性会	民生委員児童委員協議会連合会
府中町北部町内会連合会	府中町社会福祉協議会
府中町南部町内会連合会	地域福祉計画策定委員会
府中南小学校PTA	福祉課
府中東小学校PTA	子育て支援課
府中北小学校PTA	健康推進課
府中緑ヶ丘中学校	自治振興課
府中中学校	

5 アンケート調査の結果(町民・町内会長アンケート)

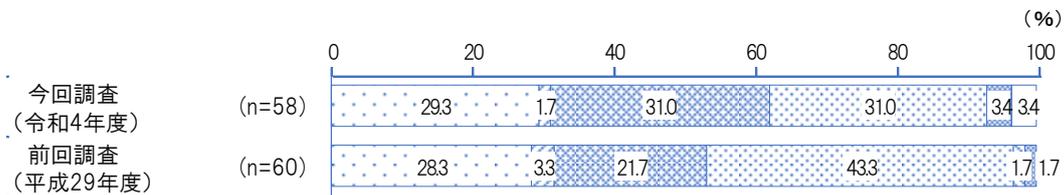
地域生活及び福祉課題について

○ あなたが「お住まいの地域」と言われて、感じるのはどの範囲ですか。

町民アンケート

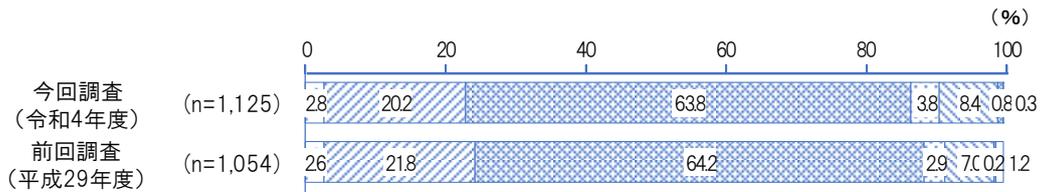


町内会長アンケート

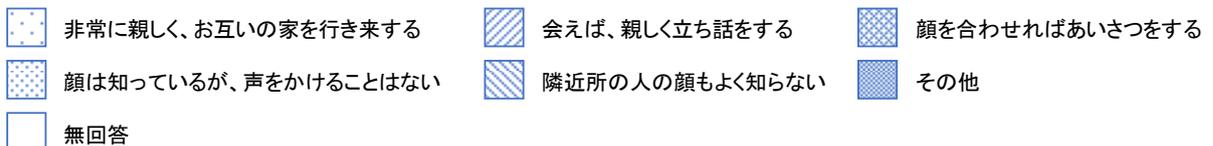
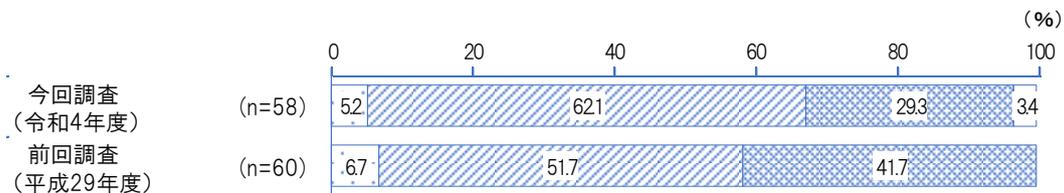


○ あなたは普段、近所の方とどの程度のお付き合いをされていますか。

町民アンケート

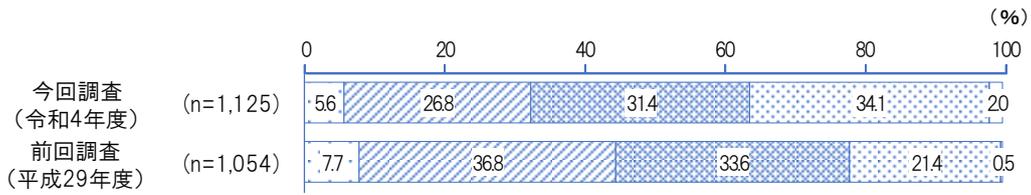


町内会長アンケート

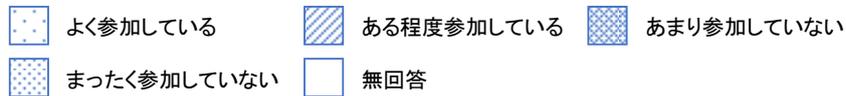
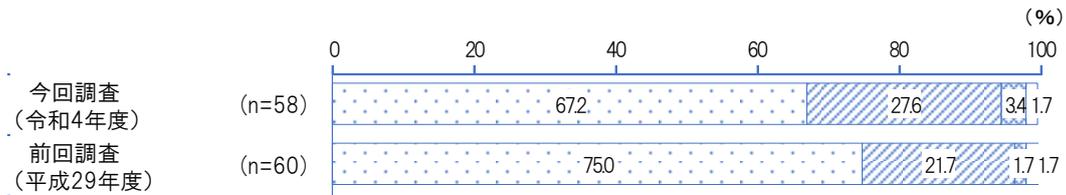


○ あなたは地域の行事、地域活動等への参加経験がありますか。

町民アンケート



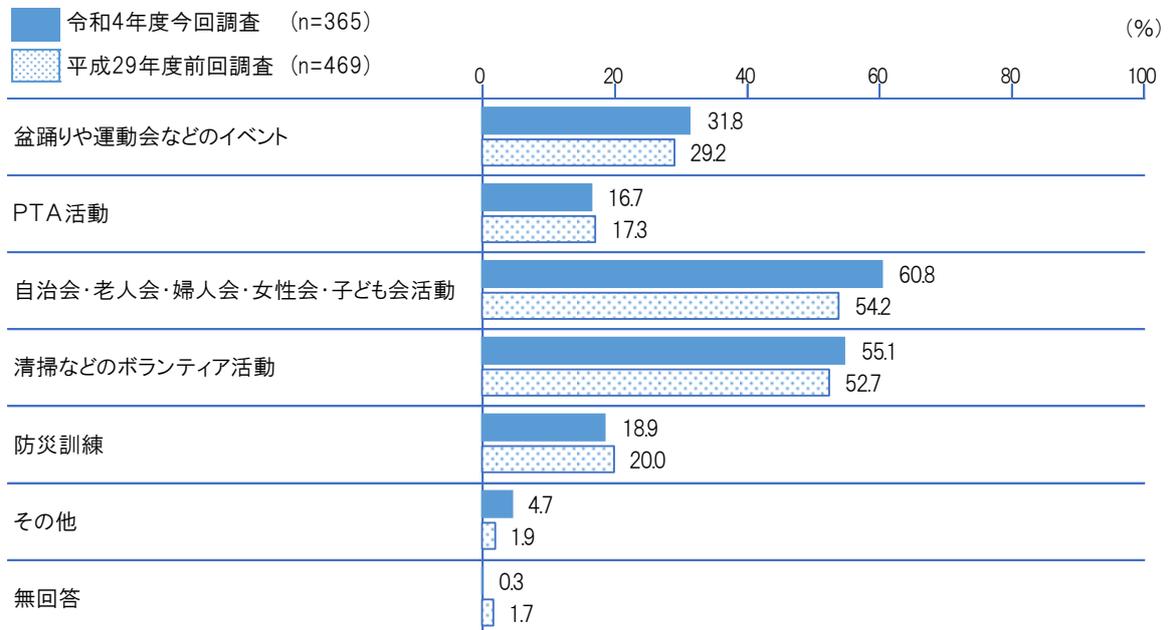
町内会長アンケート



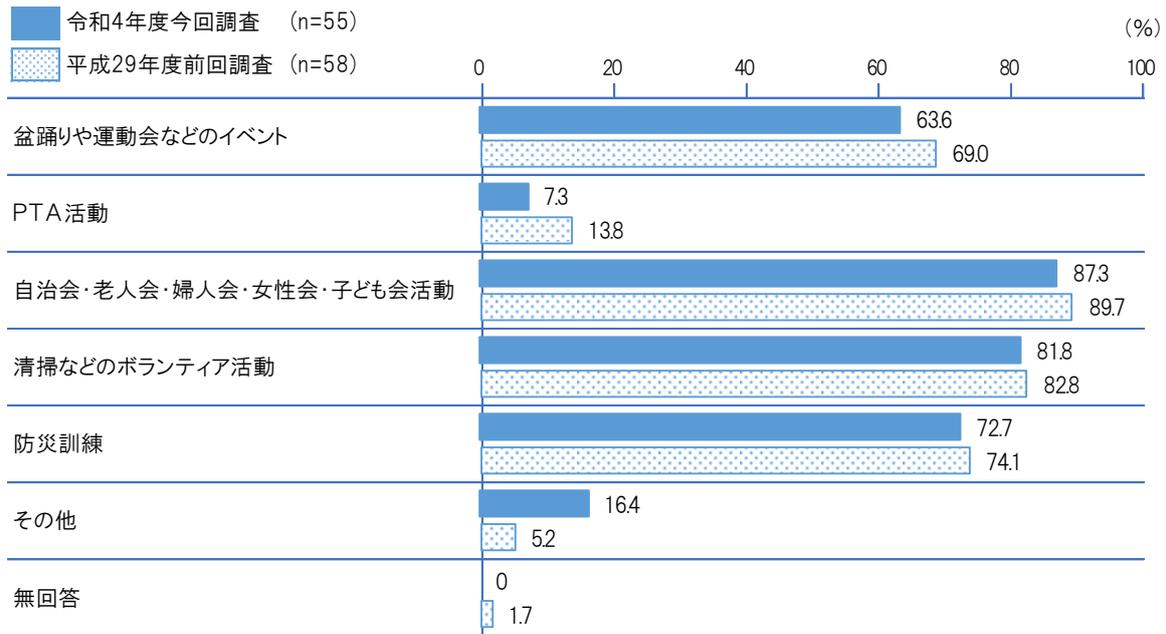
【○「よく参加している」または「ある程度参加している」を選択された方のみ】

それは、どのような活動ですか。

町民アンケート

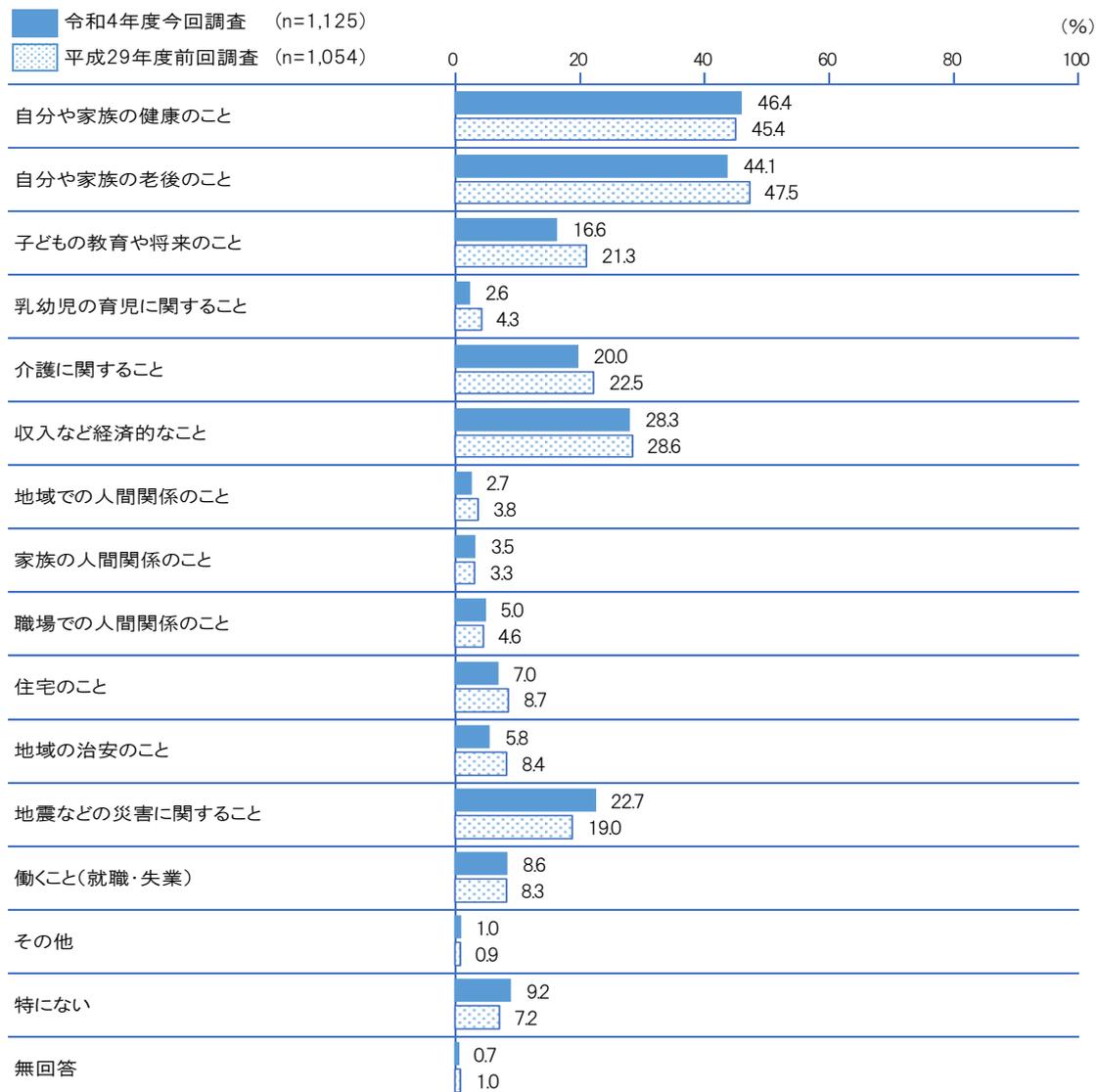


町内会長アンケート

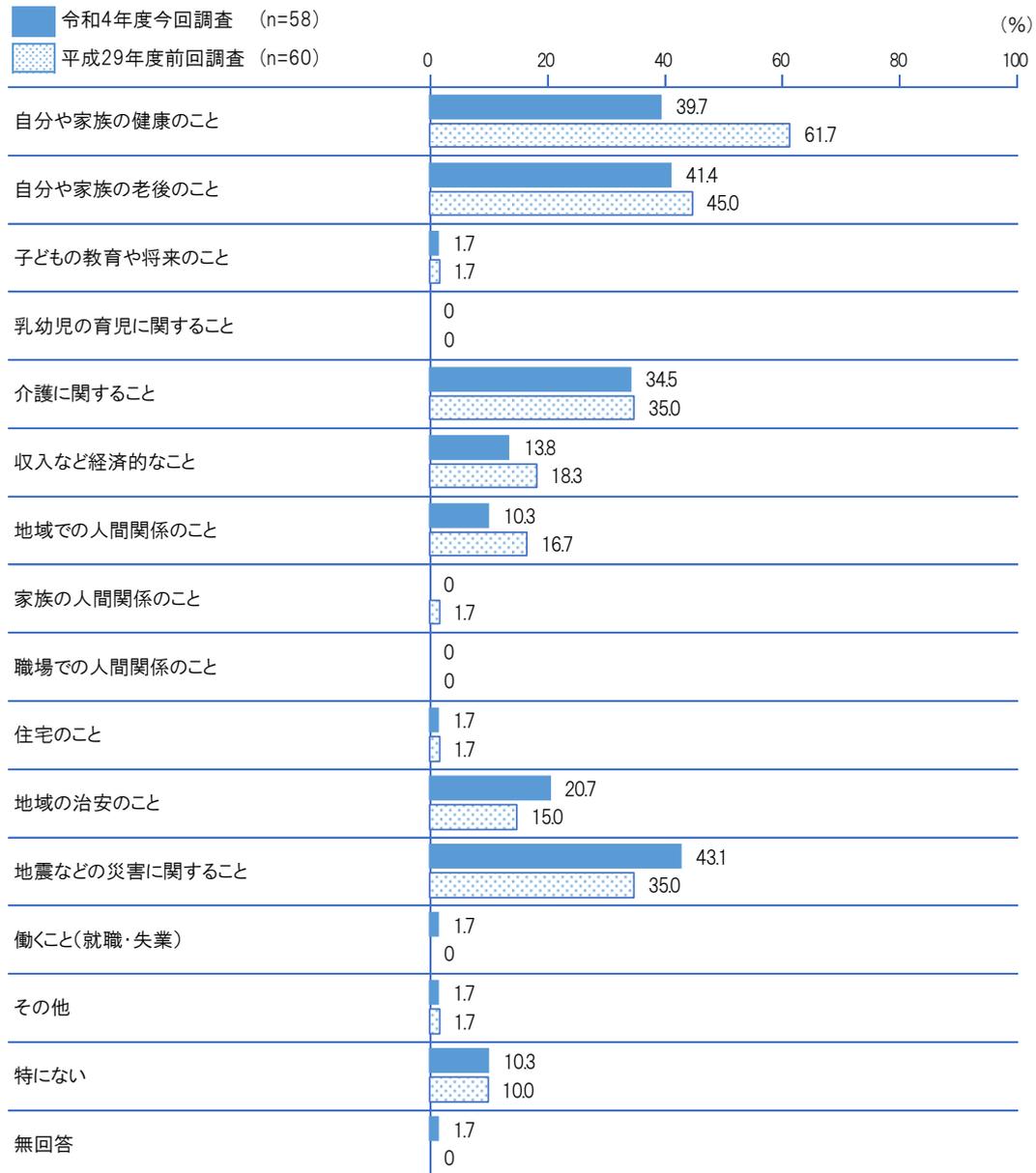


○ あなたが日常生活で悩みや不安を感じているのは、どのようなことですか。

町民アンケート

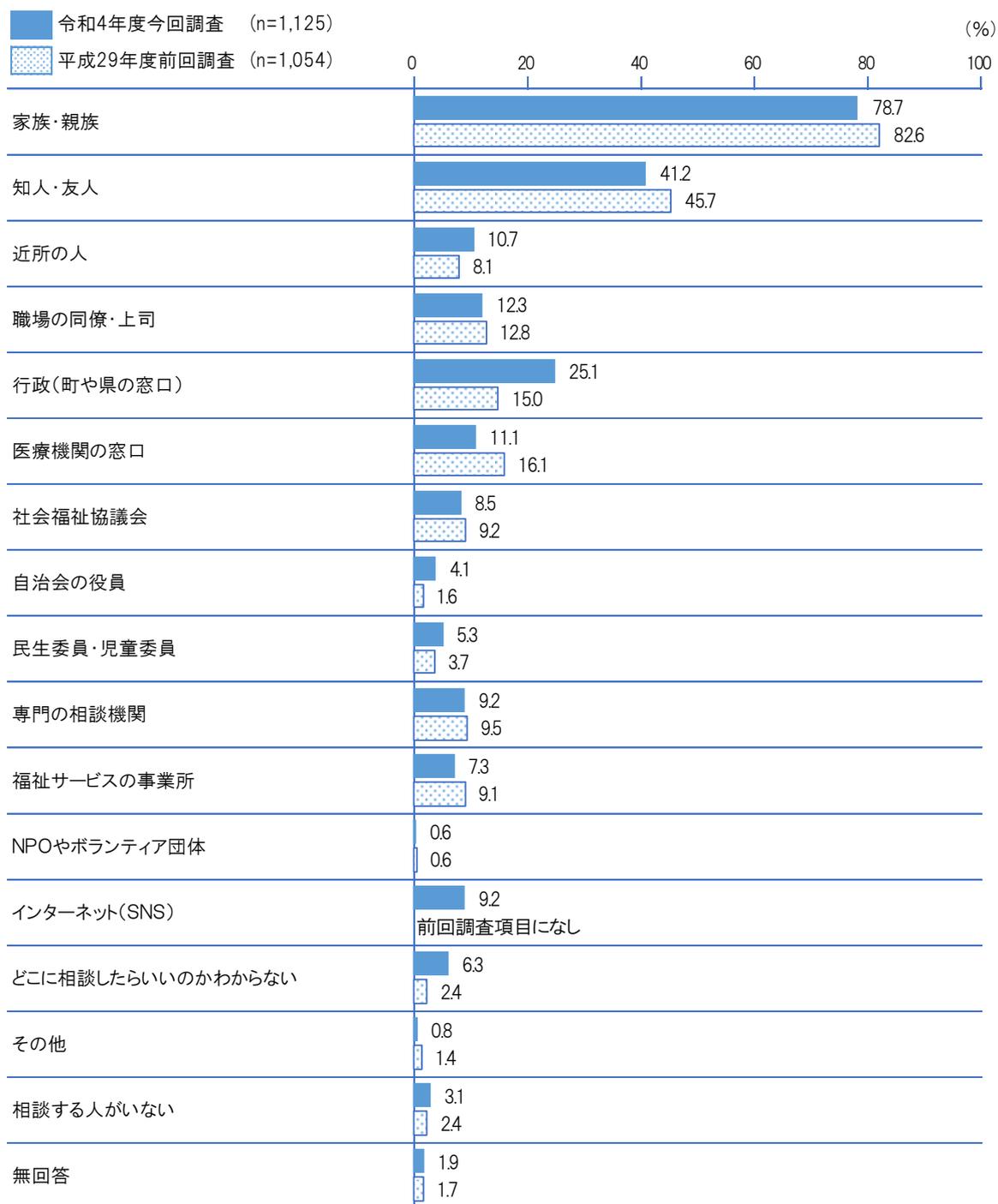


町内会長アンケート

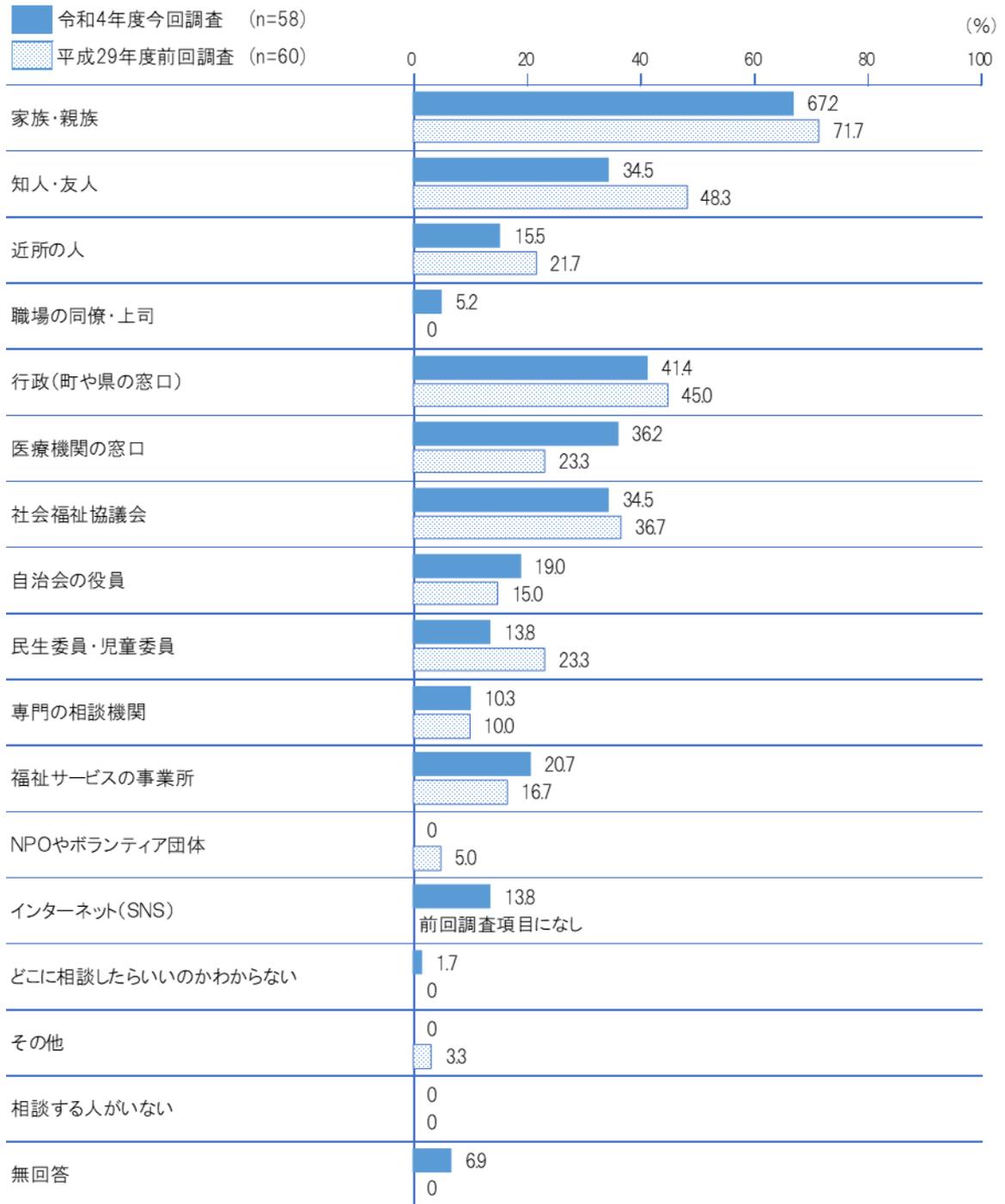


○ もしあなた自身が、前問のような様々な場面で困ったとき、相談するのは誰(どこ)ですか。

町民アンケート

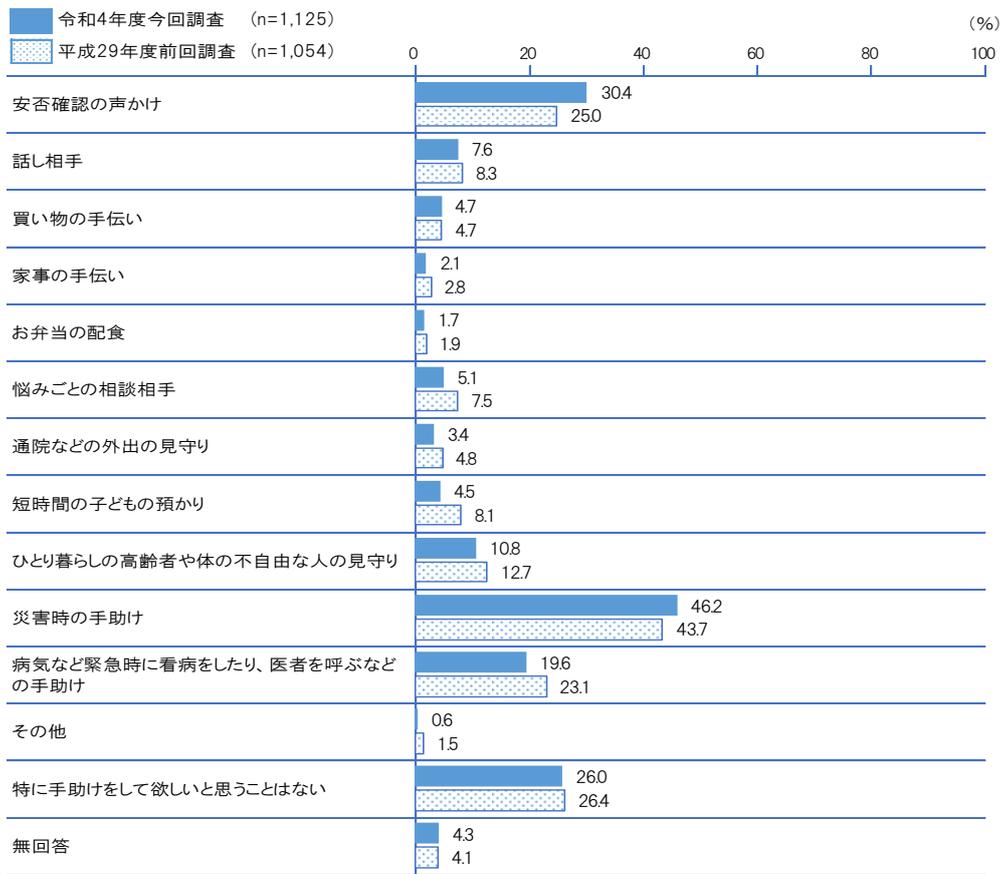


町内会長アンケート

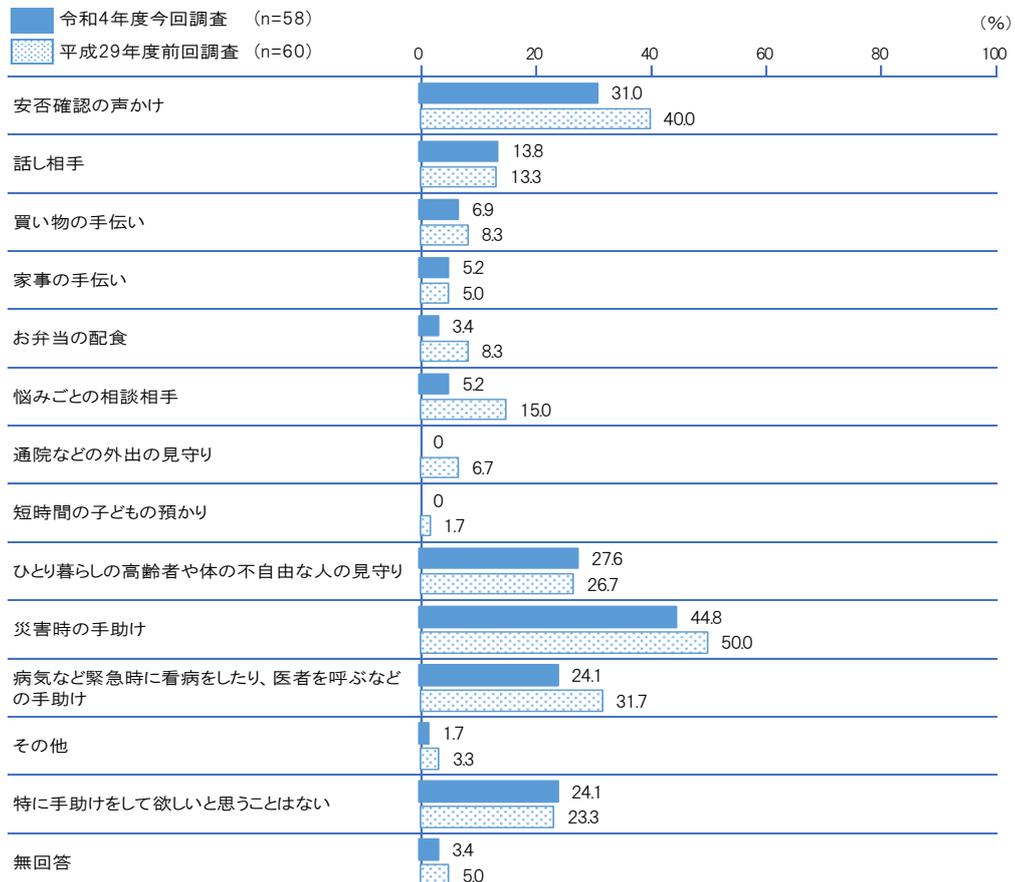


○ ご近所との付き合いの中で、あなたやあなたの家族が困っているとき「手助けをして欲しい」と思うことには、どのようなものがありますか。

町民アンケート

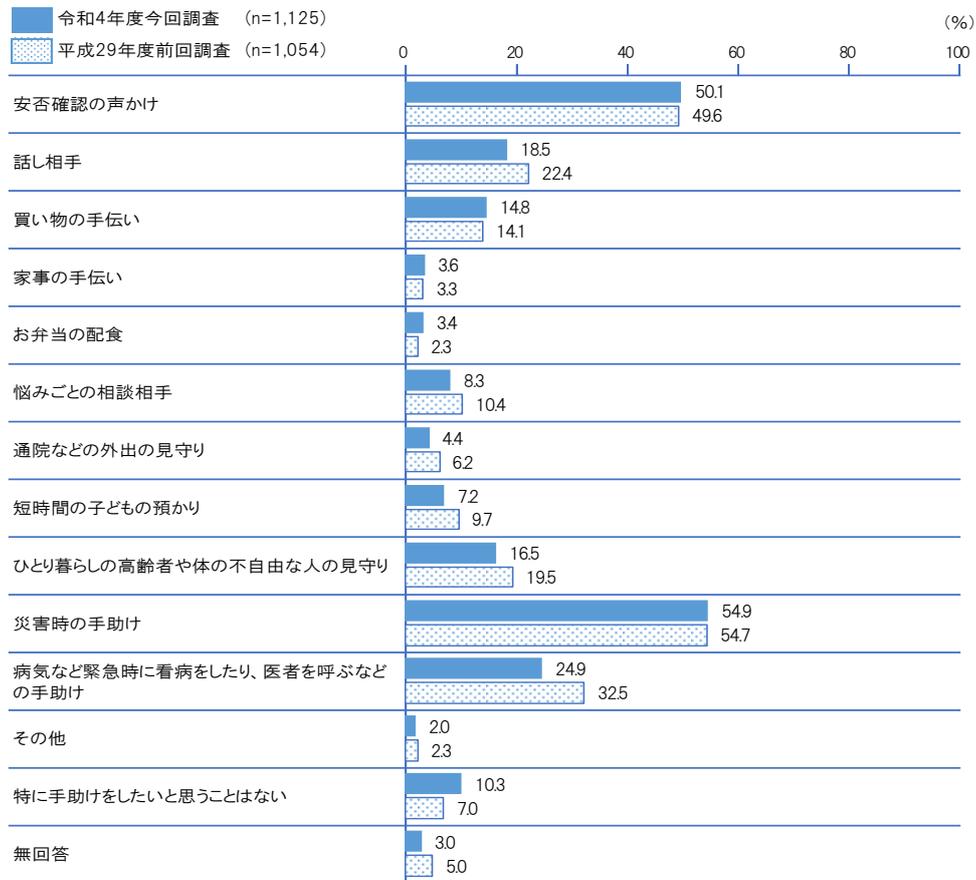


町内会長アンケート

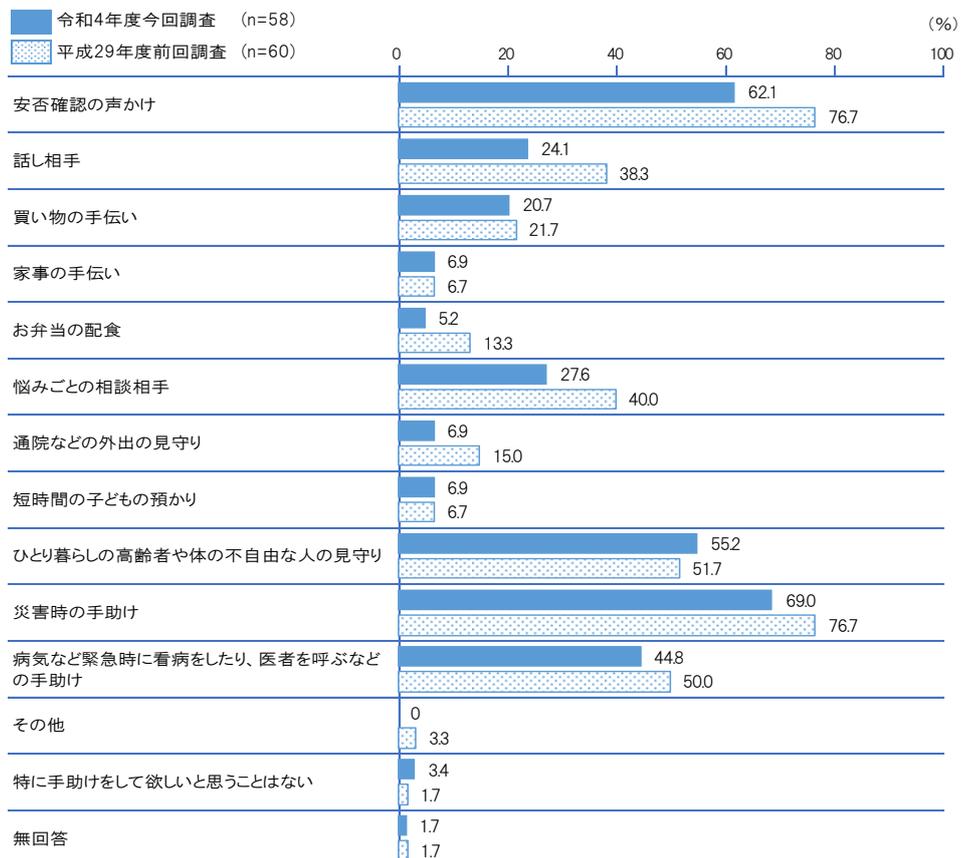


○ ご近所とお付き合いの中で、困っている人がいたときに、あなたが「手助けをしたい」と思うことには、どのようなものがありますか。

町民アンケート

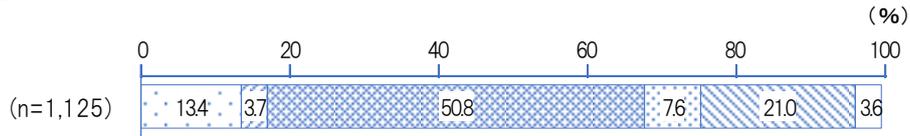


町内会長アンケート

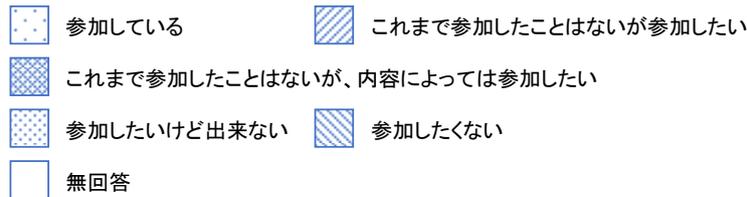
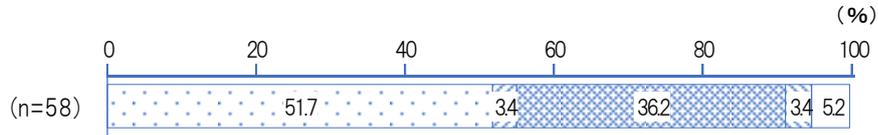


○ あなたはボランティア活動に参加していますか。また、参加したいと思いますか。

町民アンケート

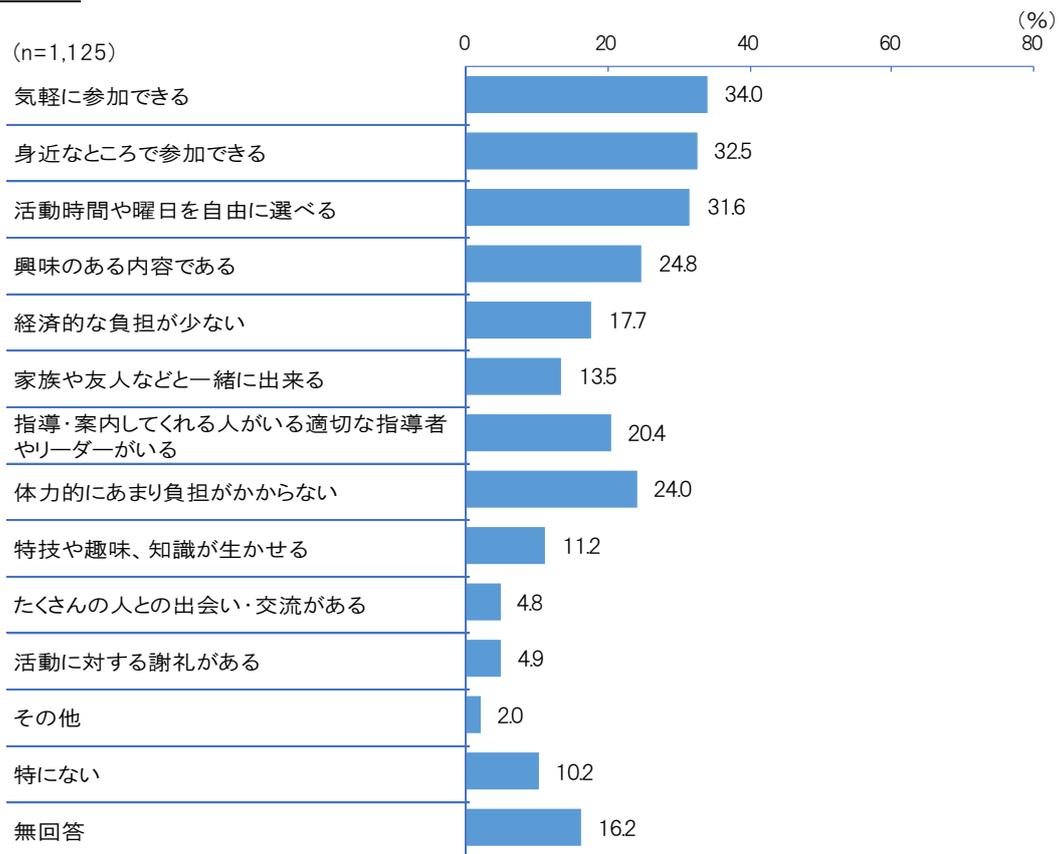


町内会長アンケート

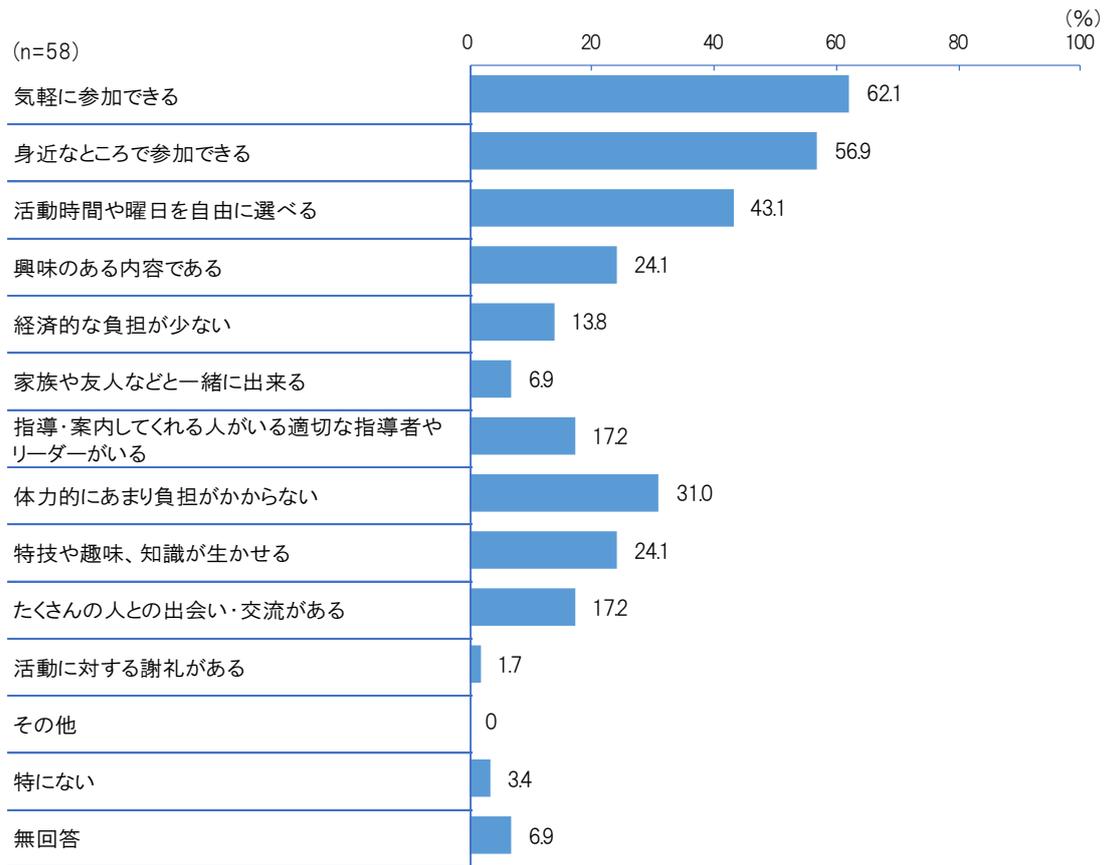


○ ボランティア活動に参加したことのある方は、どのような条件であれば今後も参加したいと思いますか。また、参加したことのない方は、どのような条件であれば参加したいと思いますか。

町民アンケート

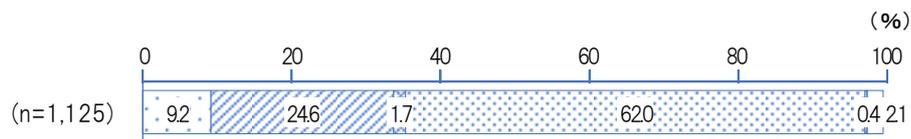


町内会長アンケート

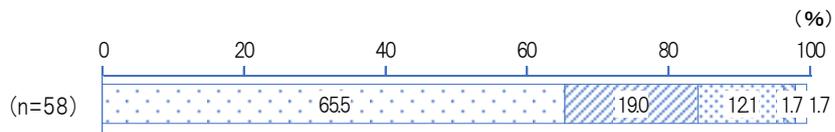


○ あなたは府中町のボランティアポイント制度(福祉ボランティアポイント・高齢者いきいき活動ポイント)を知っていますか。

町民アンケート



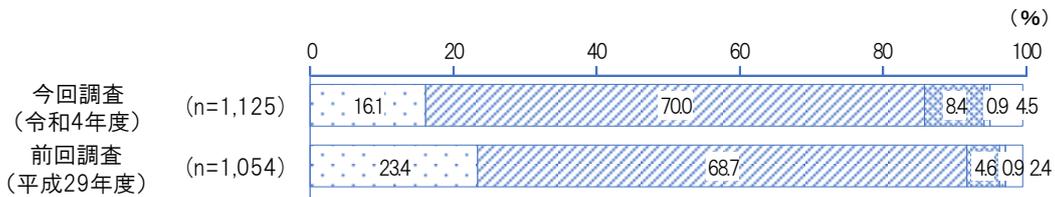
町内会長アンケート



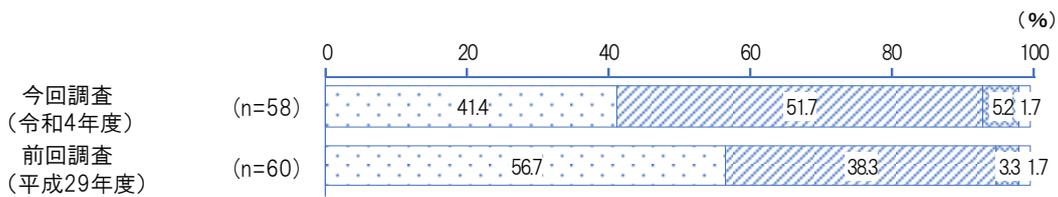
- 知っているし登録している
- 知っているが登録はしていない
- 知らないが今後登録したい
- 知らない
- その他
- 無回答

○ あなたは地域の福祉課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの必要性について、どのように思いますか。

町民アンケート



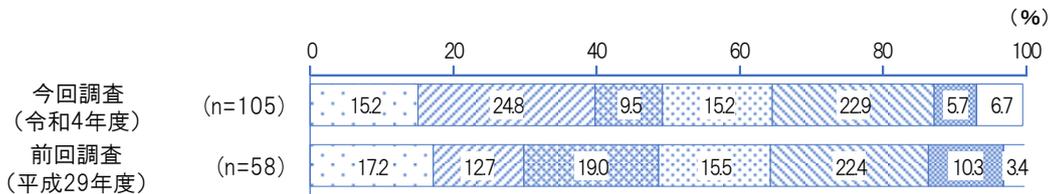
町内会長アンケート



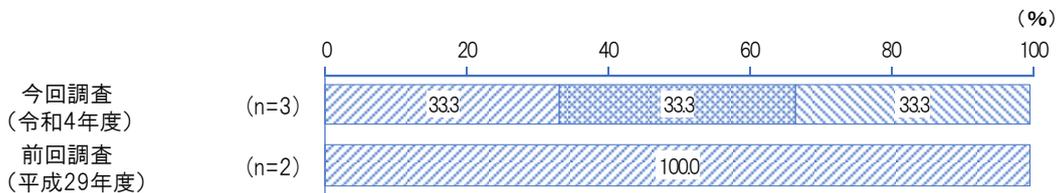
- とても必要だと思う
- ある程度必要だと思う
- あまり必要だと思わない
- まったく必要だと思わない
-

【○ 「あまり必要だと思わない」または「まったく必要だと思わない」を選択された方のみ】
必要だと思わない理由は何ですか。

町民アンケート



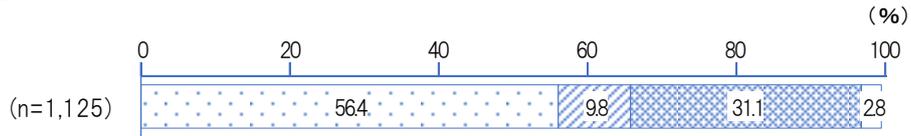
町内会長アンケート



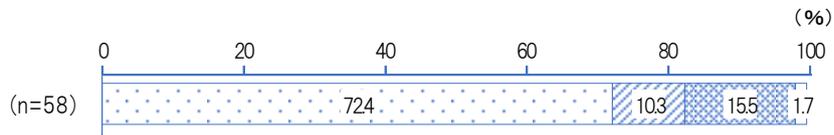
- 他人との関わりを持たない、自分だけの静かな暮らしを求めているから
- 個人の生活は一人ひとりの責任・自覚の問題であるから
- 住民相互の協力関係に基づく活動に期待していないから
- 友人・知人との結びつきがあれば十分であるから
- 地域社会の問題は、町役場などが全面的に対応するべきであるから
- その他
- 無回答

○ あなたはヤングケアラーについて知っていますか。

町民アンケート

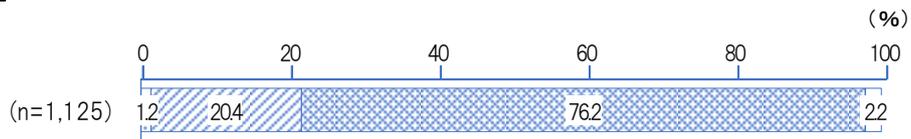


町内会長アンケート

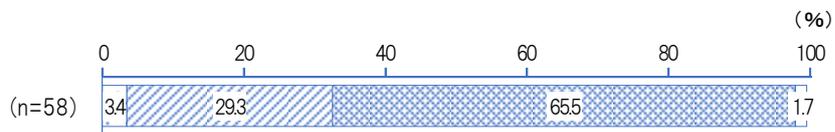


○ あなたがお住まいの地域にヤングケアラーに該当すると思われる子どもはいますか。

町民アンケート



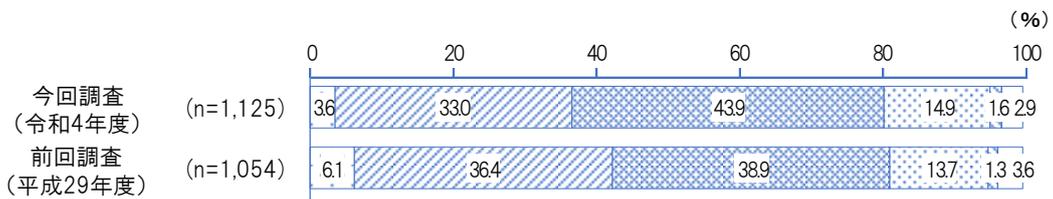
町内会長アンケート



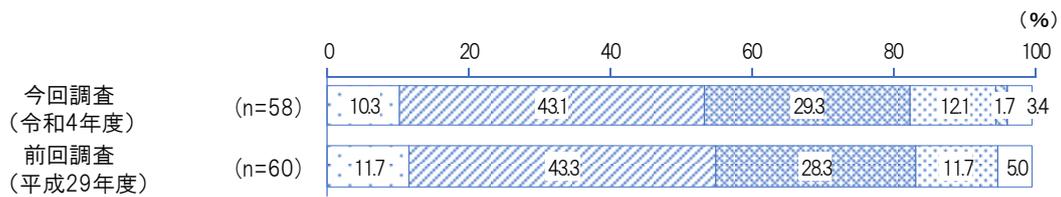
福祉サービスについて

○ もし、あなたの家族が介護を必要とする状態になった場合、どのような介護をしたいと思いますか。

町民アンケート



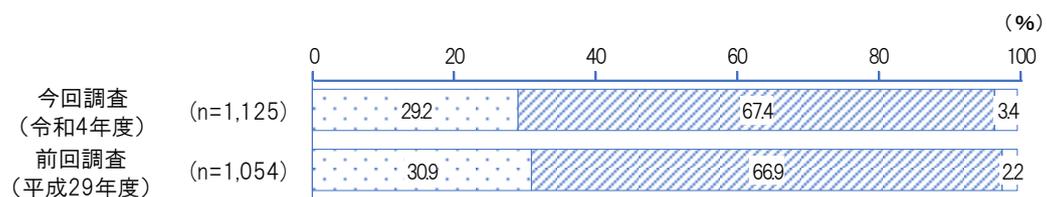
町内会長アンケート



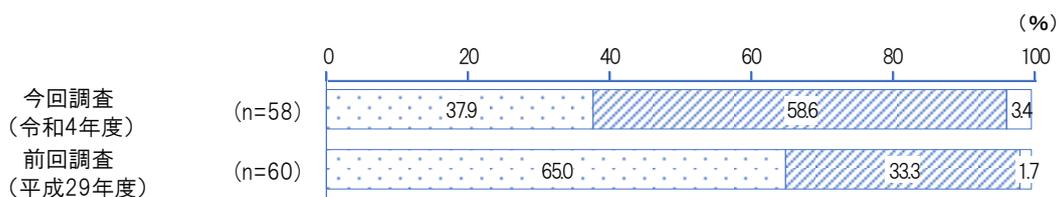
-  なるべく行政や他人の手を借りず、可能な限り家族の手で介護したい
-  主として、家族で介護し、不足部分は、介護サービスを利用したい
-  積極的に介護サービスを利用しながら、不足部分を家族で介護するようにしたい
-  家族の負担を考えると、介護施設などに入所してもらいたい
-  その他
-  無回答

○ あなたはこれまで、保育サービス、高齢者や障がいのある人への福祉サービス、健康づくりに関する情報など、町の保健福祉情報を必要としたことがありましたか。

町民アンケート



町内会長アンケート

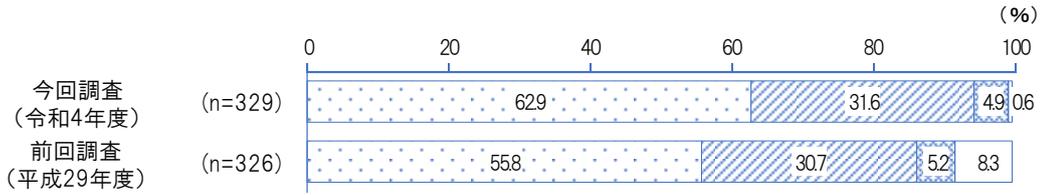


-  あった
-  なかった
-  無回答

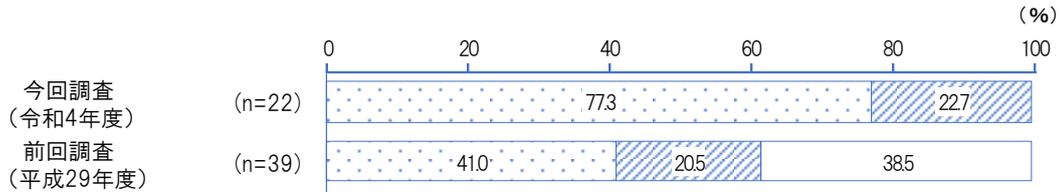
【○「あった」を選択された方のみ】

必要とされた情報は、すぐに手に入れることができましたか。

町民アンケート



町内会長アンケート

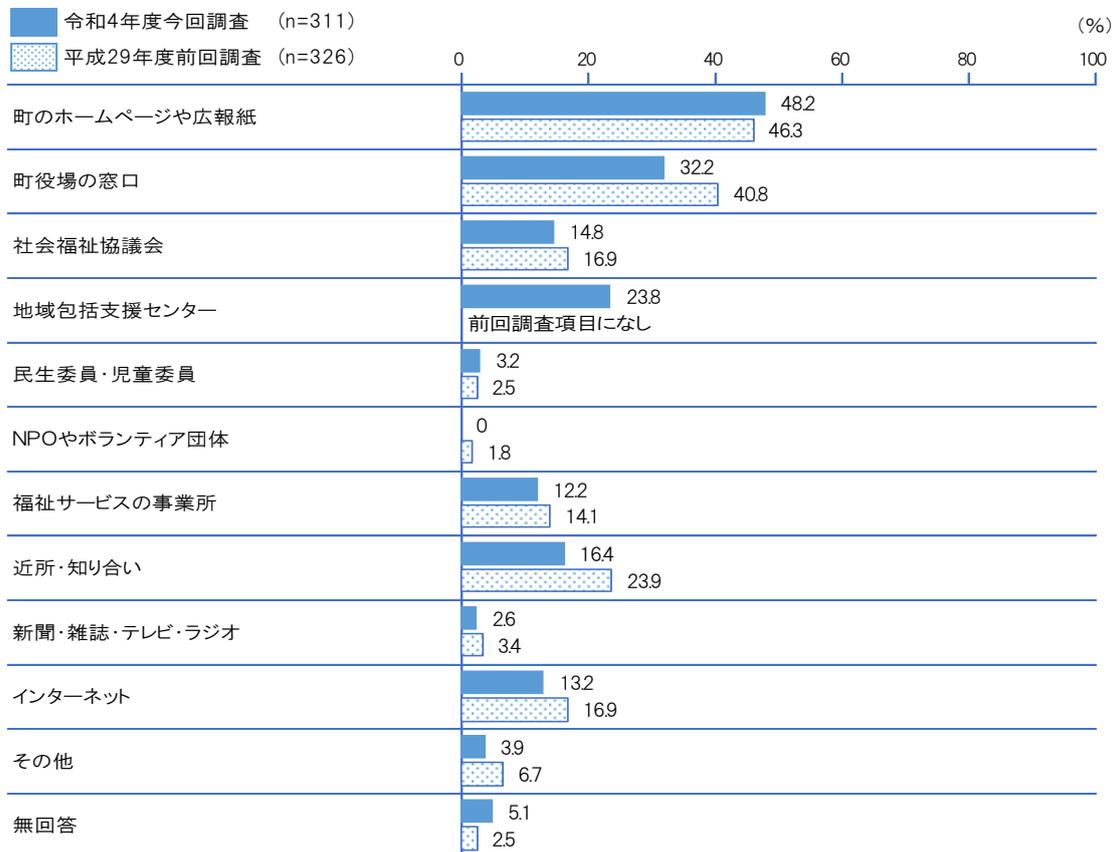


- すぐに手に入れることができました
- 時間がかかったが、手に入れることができました
- 手に入れることができなかった
- 無回答

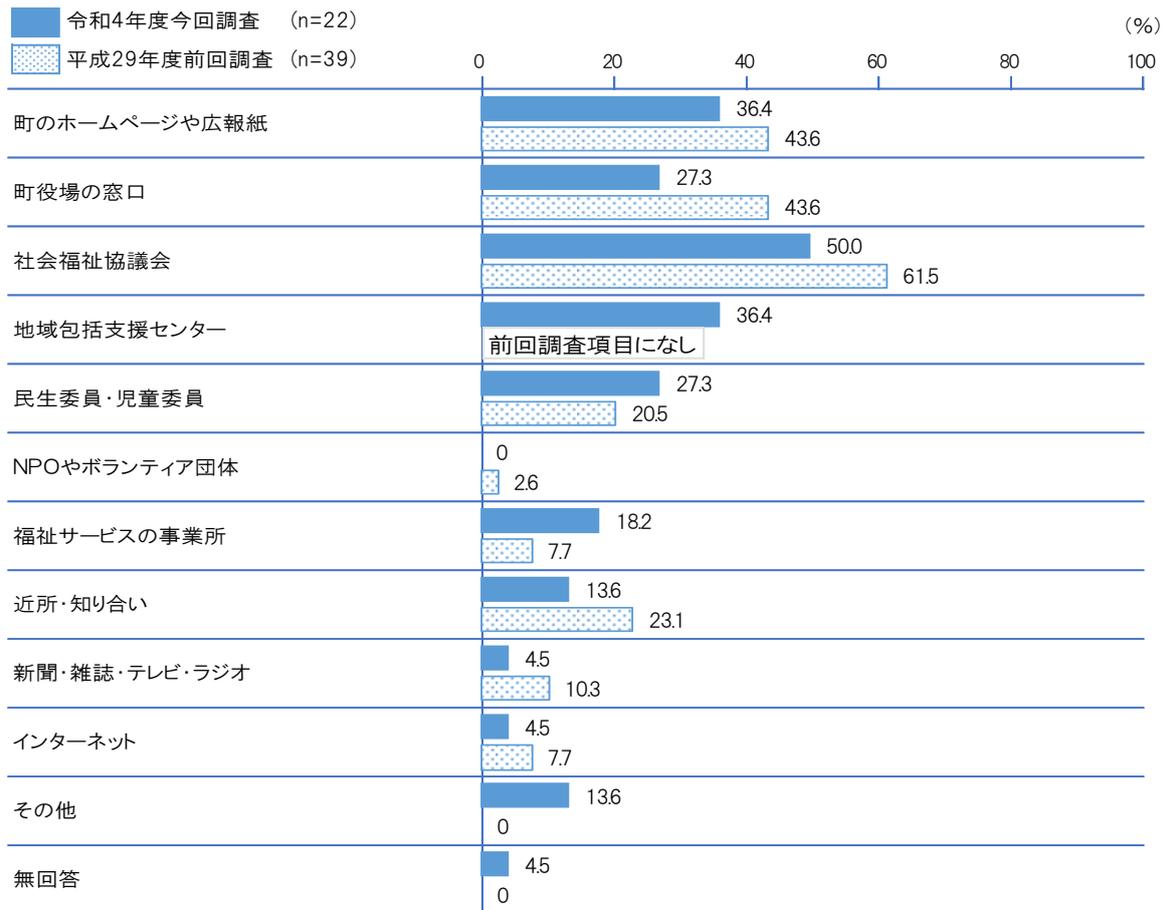
【○「あった」を選択された方のみ】

町の保健福祉に関する情報を主にどこから手に入れましたか。

町民アンケート

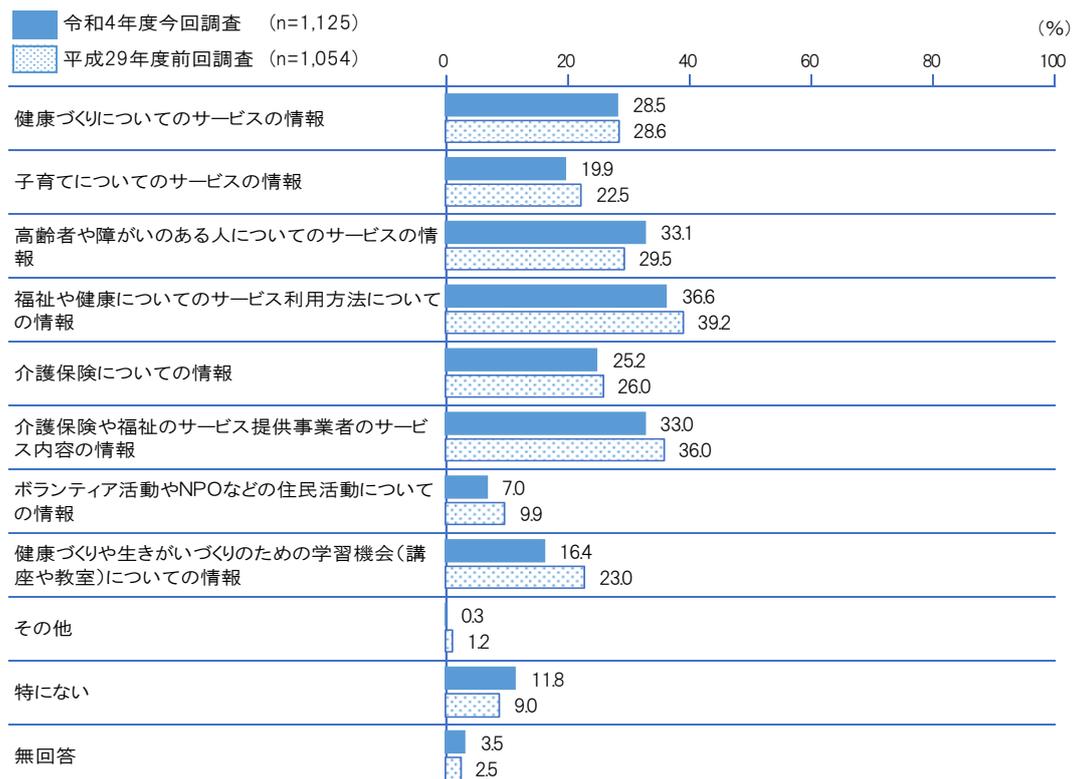


町内会長アンケート

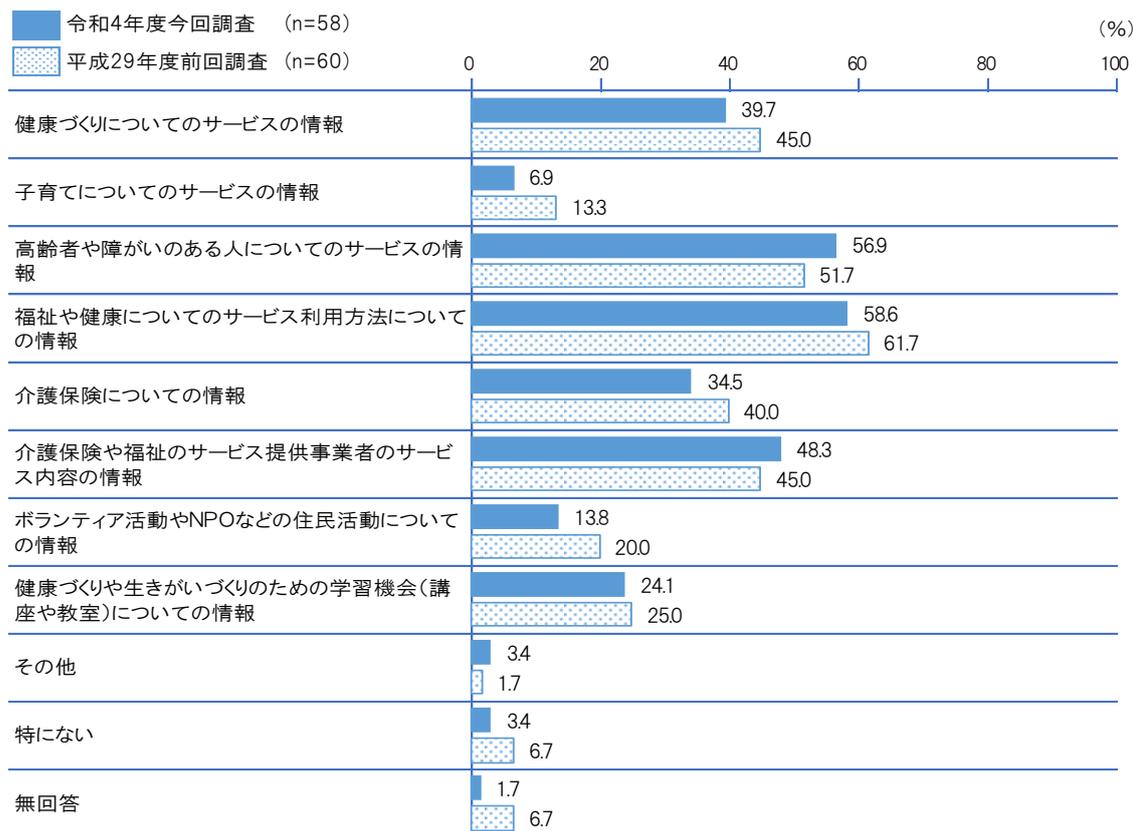


○ あなたは福祉や健康について、どんな情報を知りたい、どんな情報を提供して欲しいとお考えですか。

町民アンケート

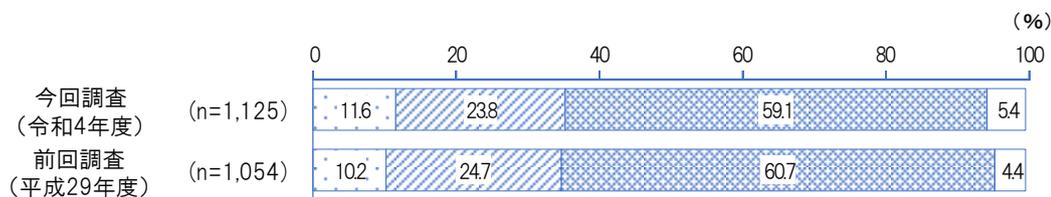


町内会長アンケート

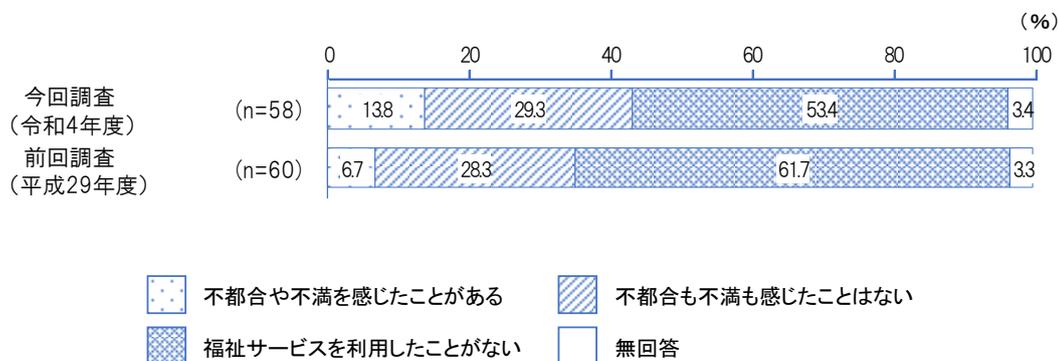


○ あなたやご家族は福祉サービスの利用に関して、これまでに不都合を感じたり、不満に思ったことはありますか。

町民アンケート



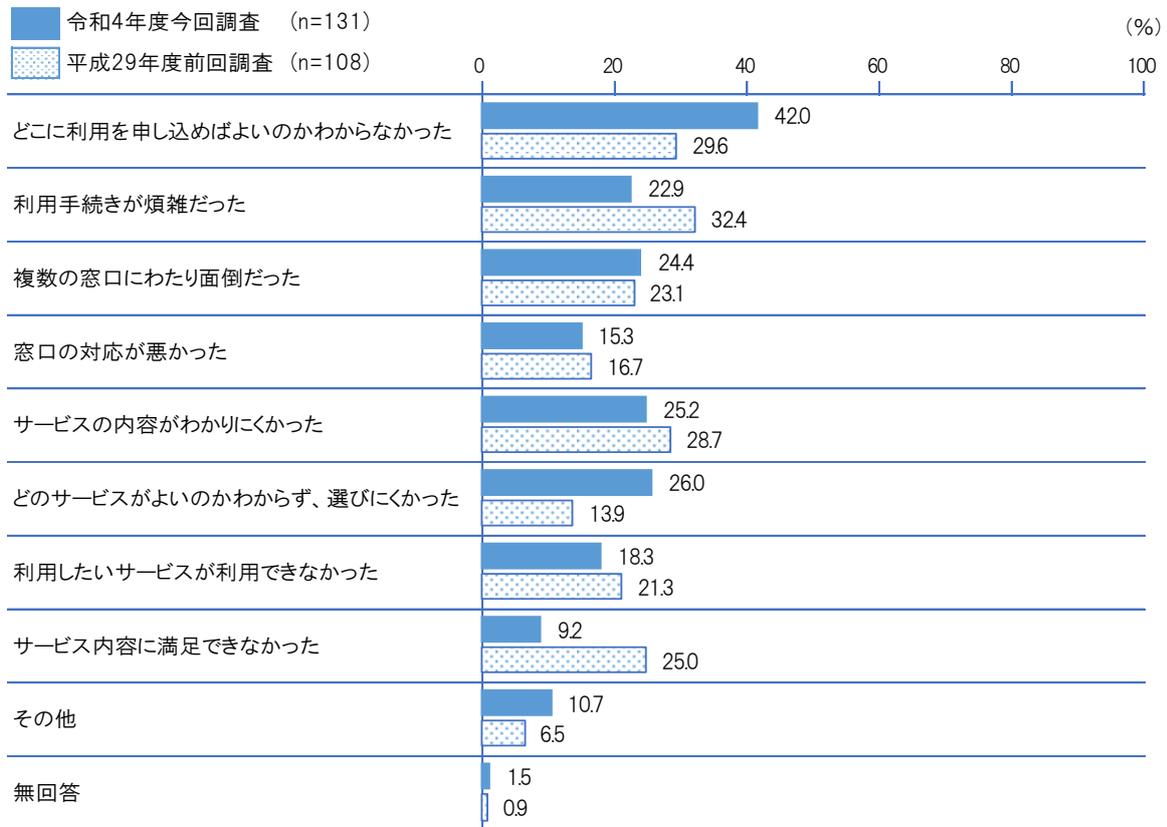
町内会長アンケート



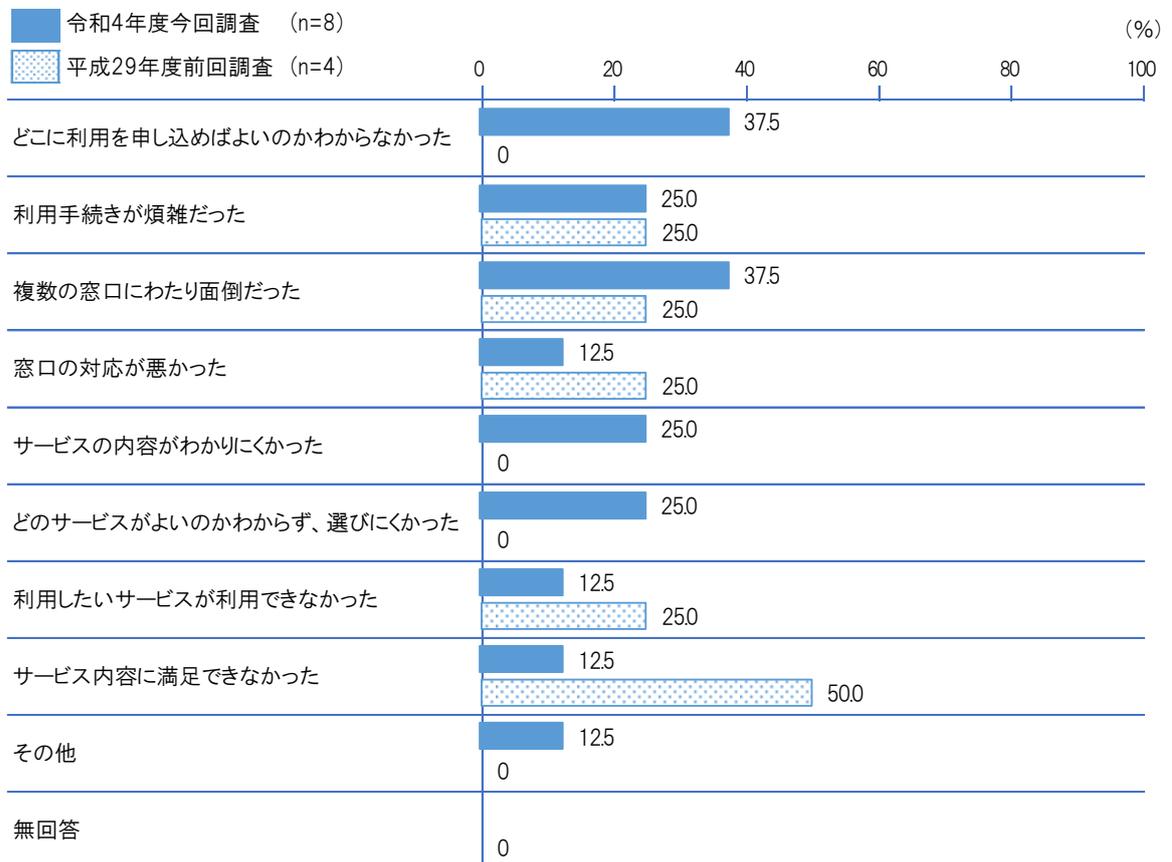
【○「不都合や不満を感じたことがある」を選択された方のみ】

不都合を感じたり、不満に思ったことはどのようなことですか。

町民アンケート



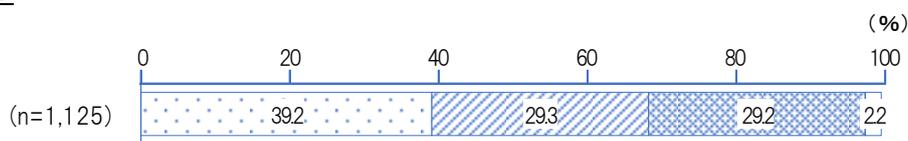
町内会長アンケート



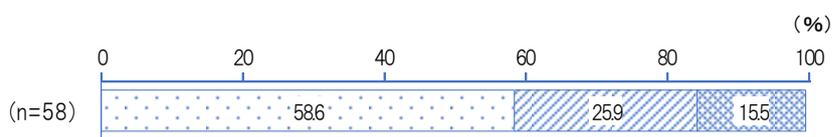
判断能力が低下した方への支援について

○ あなたは成年後見制度を知っていますか。

町民アンケート

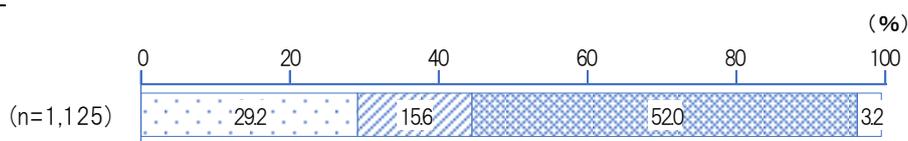


町内会長アンケート

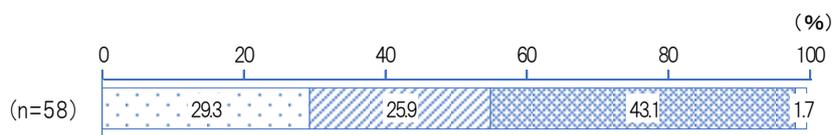


○ 将来的にあなた自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。

町民アンケート



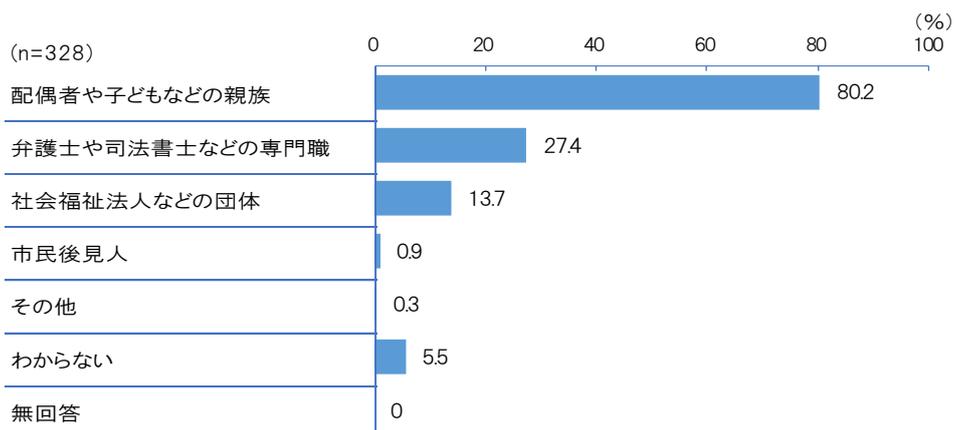
町内会長アンケート



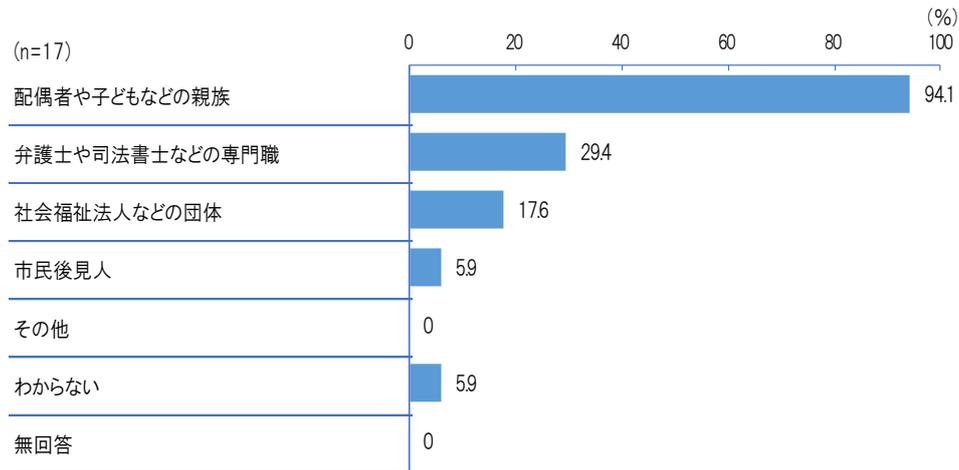
【○「利用したい」を選択された方のみ】

成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になって支援してほしいですか。

町民アンケート

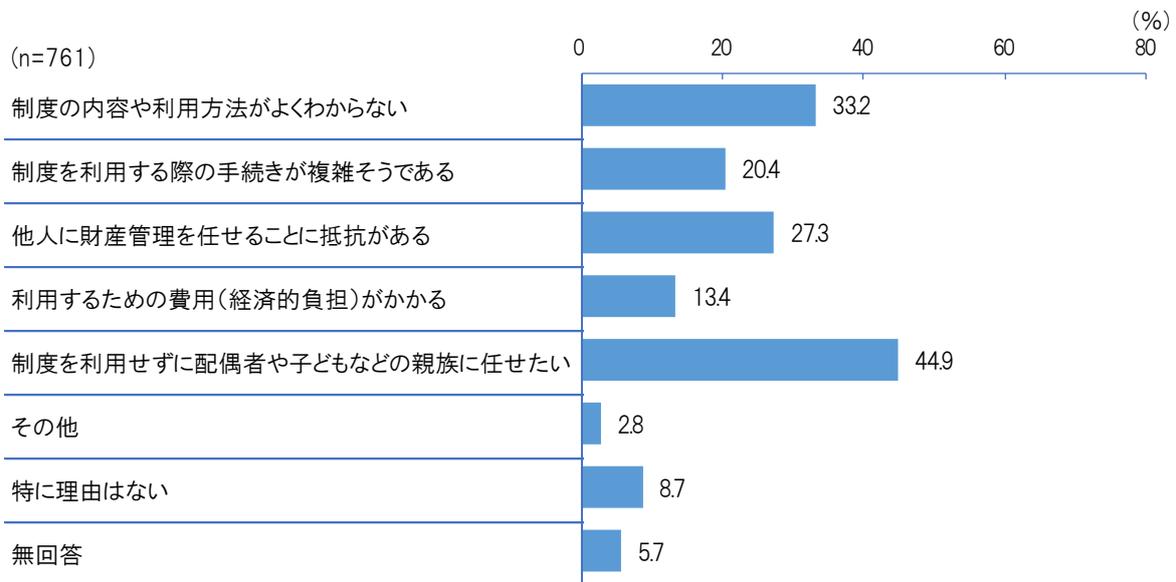


町内会長アンケート

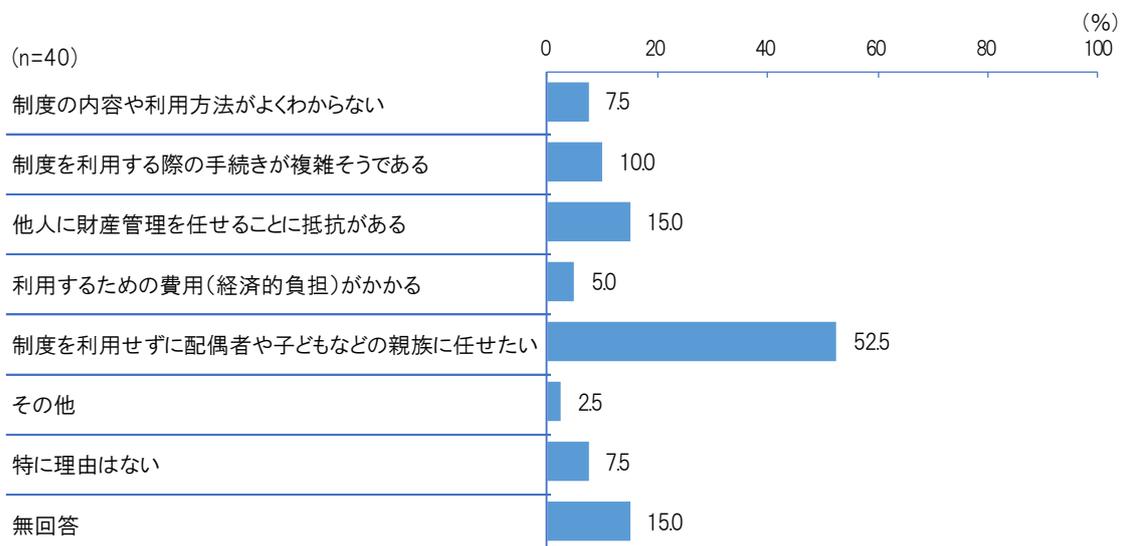


【○「利用したくない」または「わからない」を選択された方のみ】
「利用したくない」又は「わからない」と答えた理由は何ですか。

町民アンケート



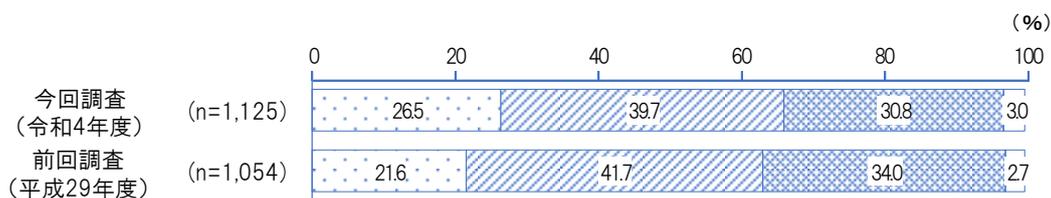
町内会長アンケート



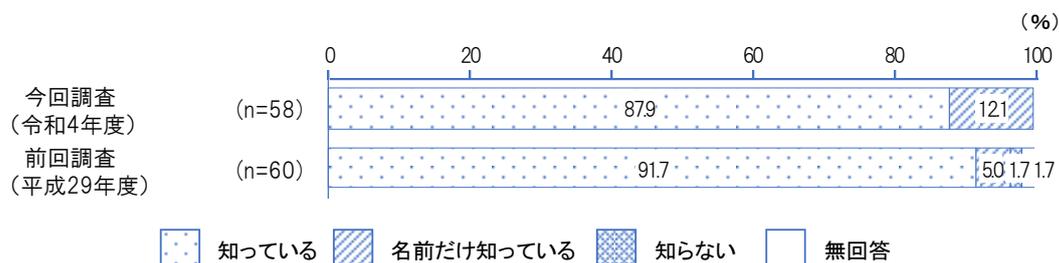
福祉のまちづくりについて

○ あなたは府中町の社会福祉協議会を知っていますか。

町民アンケート



町内会長アンケート

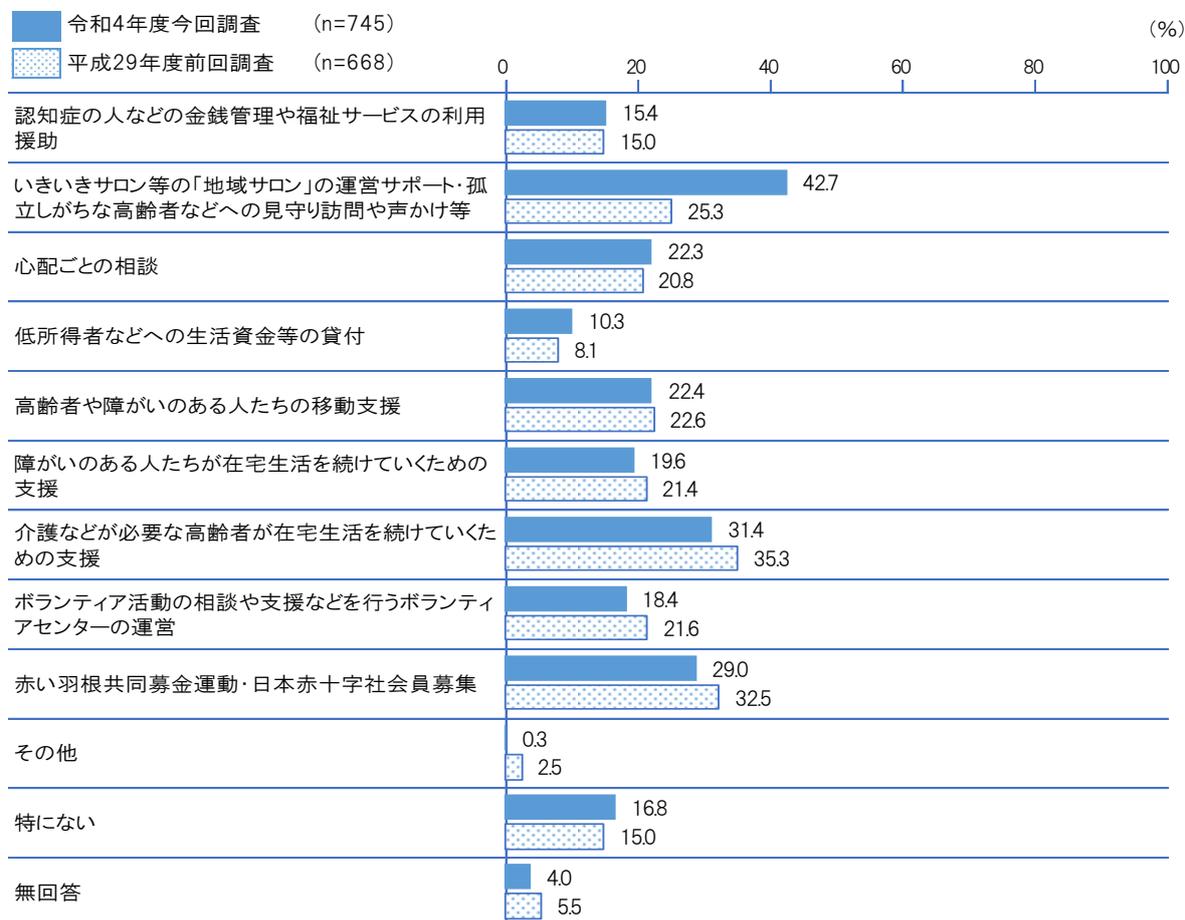


知っている
 名前だけ知っている
 知らない
 無回答

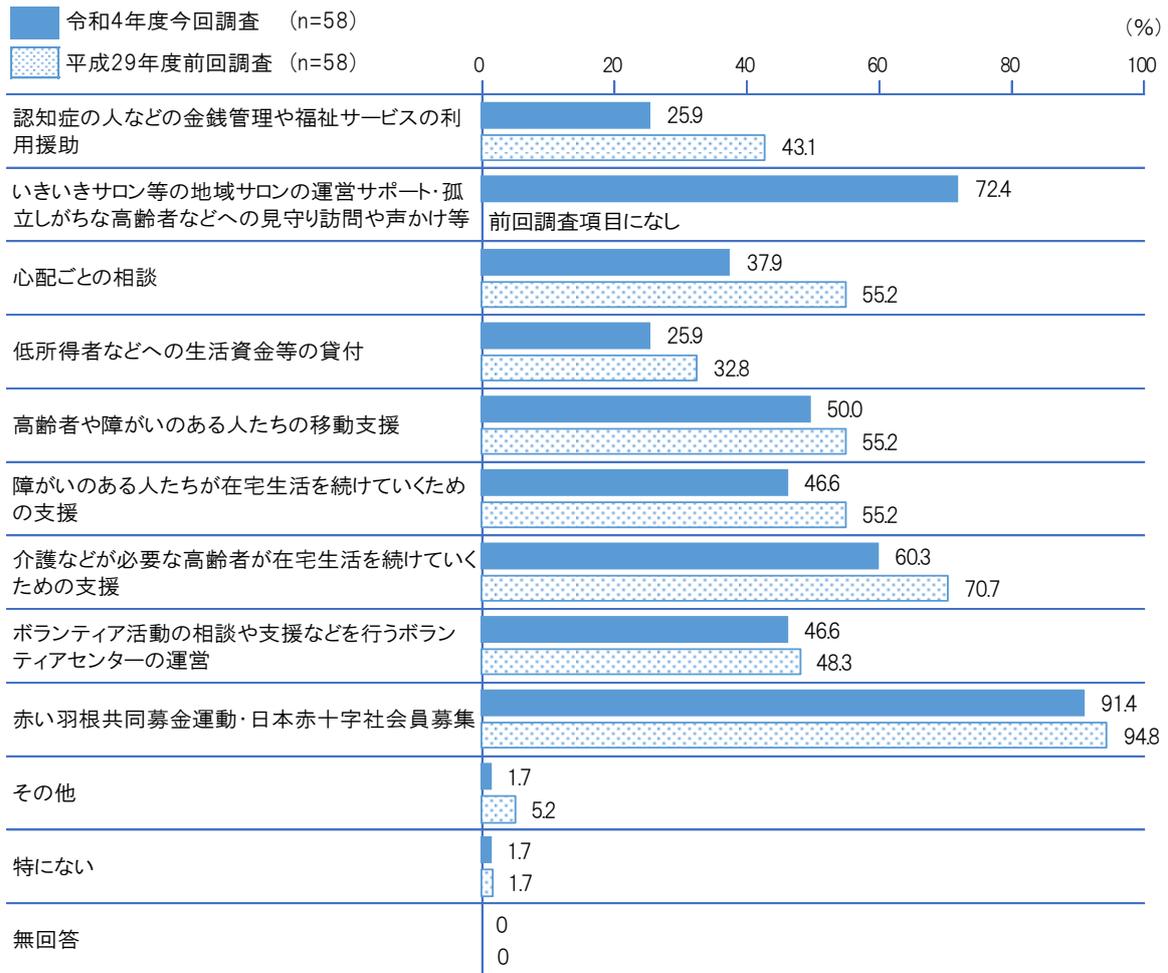
【○「知っている」または「名前だけ知っている」を選択された方のみ】

あなたが知っている社会福祉協議会の活動はどれですか。

町民アンケート

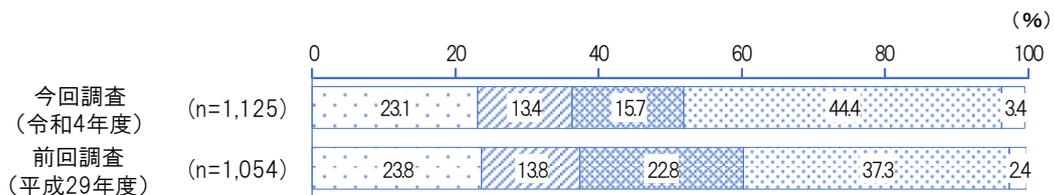


町内会長アンケート

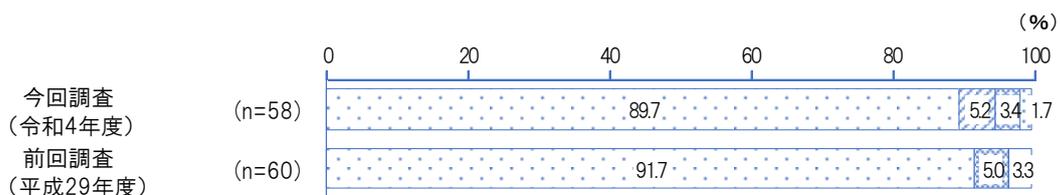


○ あなたは民生委員・児童委員の制度や自分の居住地域を担当している人を知っていますか。

町民アンケート



町内会長アンケート

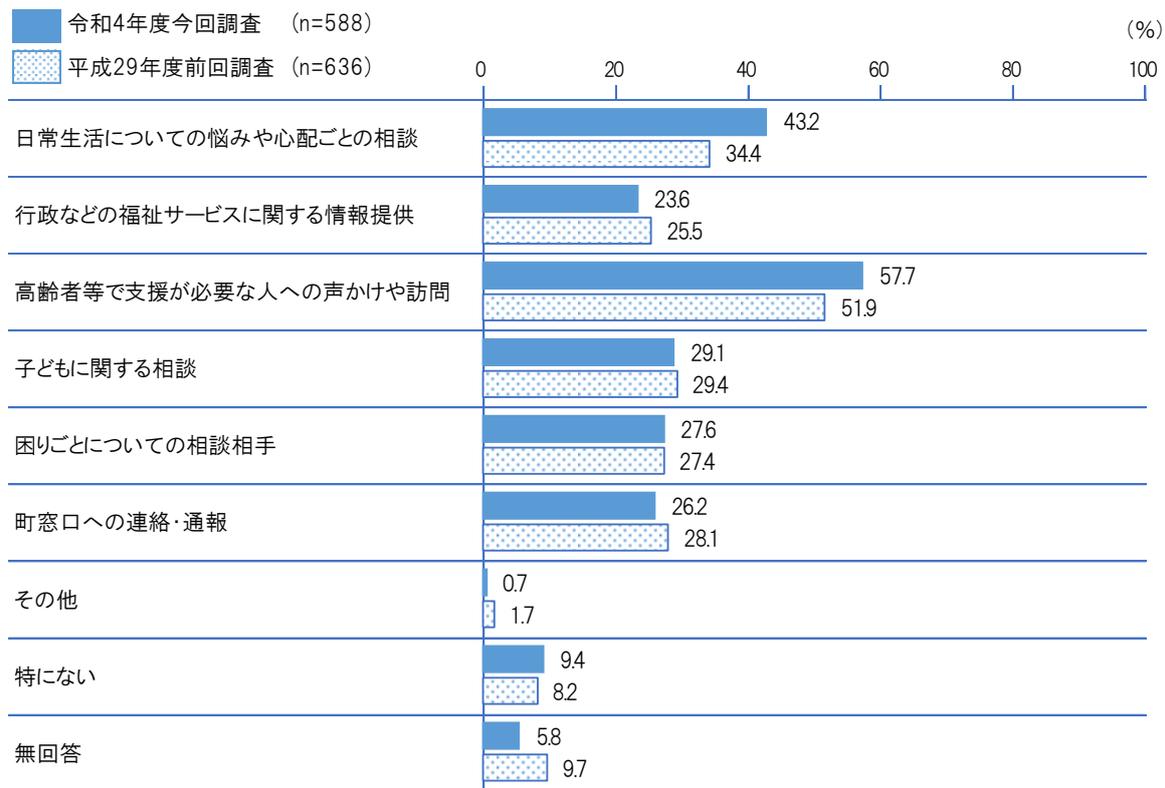


- 自分の居住地域を担当している委員を知っている
- 自分の居住地域を担当している委員は知らないが、制度の内容を知っている
- 制度の名前は知っている
- 知らない
- 無回答

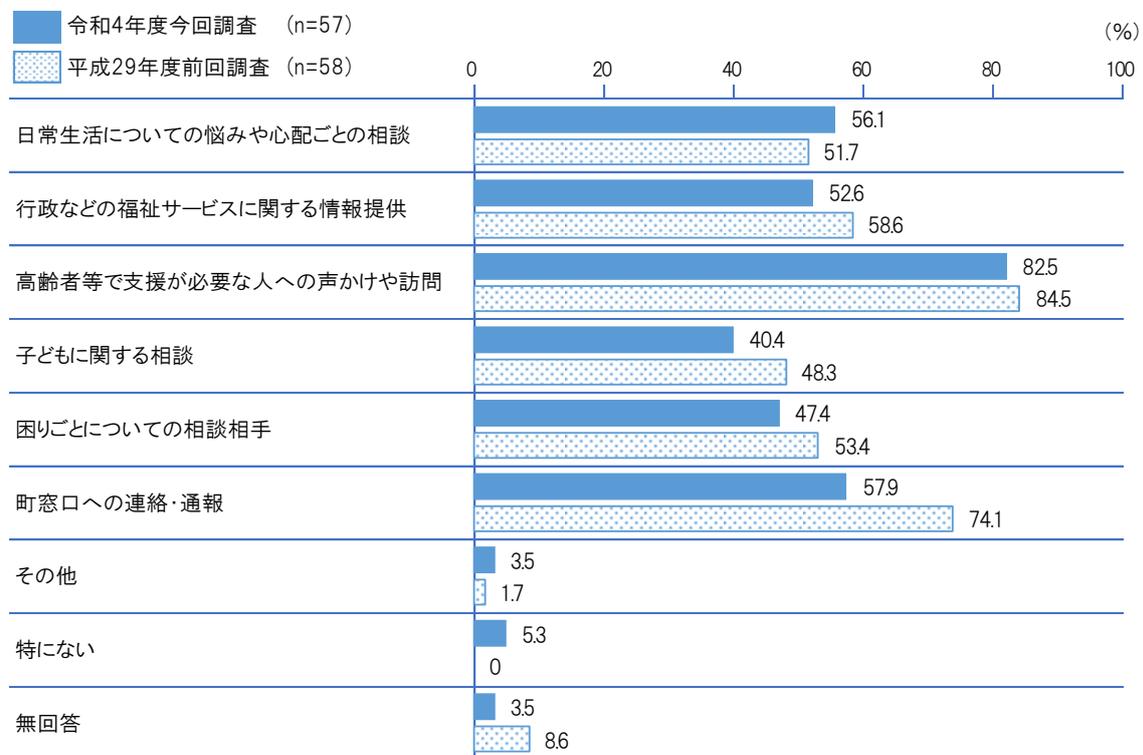
【○「知らない」以外を選択された方のみ】

あなたが知っている、地域福祉に関する民生委員・児童委員の活動はどれですか。

町民アンケート

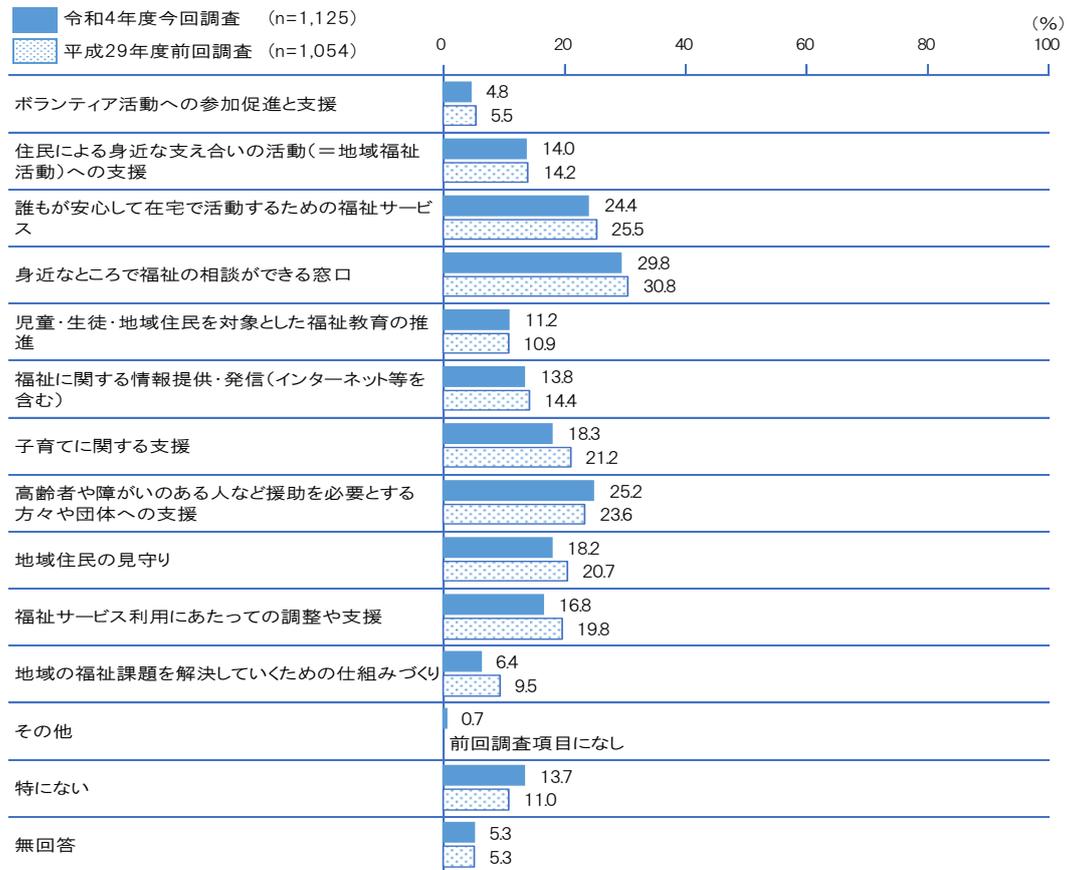


町内会長アンケート

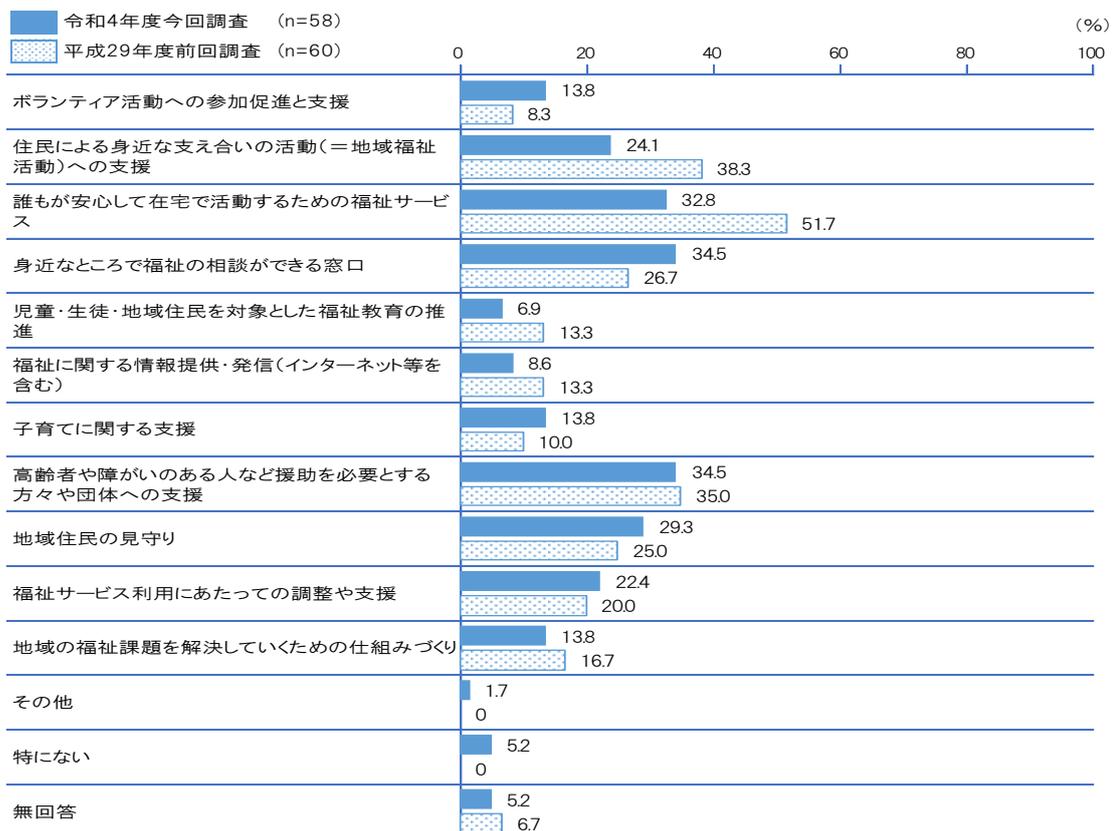


○ 社会福祉協議会や民生委員・児童委員が行う活動や支援のうち、あなたが今後、充実してほしいと思うものはどれですか。

町民アンケート

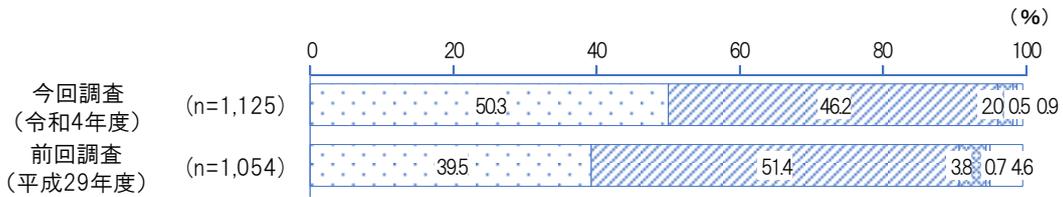


町内会長アンケート

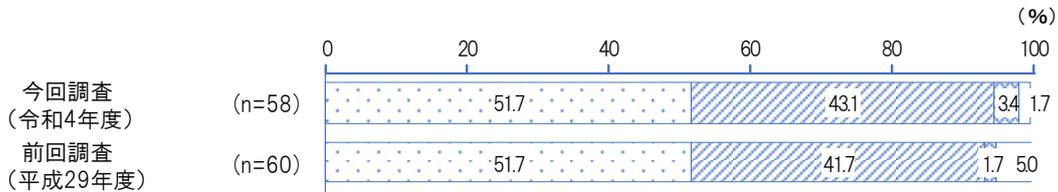


○ あなたは府中町の住み良さについて、どのように感じていますか。

町民アンケート



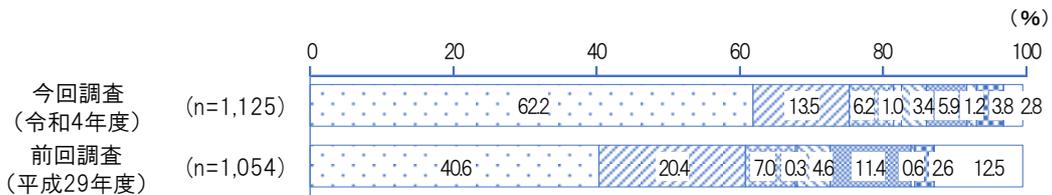
町内会長アンケート



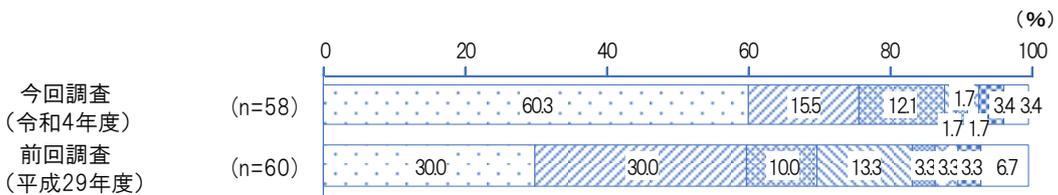
住みやすい
 まあ住みやすい
 やや住みにくい
 住みにくい
 無回答

○ あなたは地震や台風などの災害について知ったり、助けを呼ぶときに何が重要だと思いますか。

町民アンケート



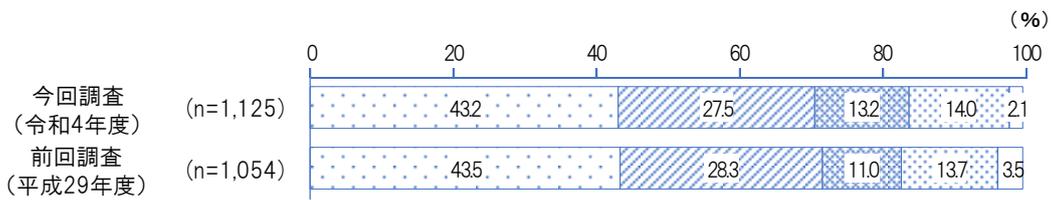
町内会長アンケート



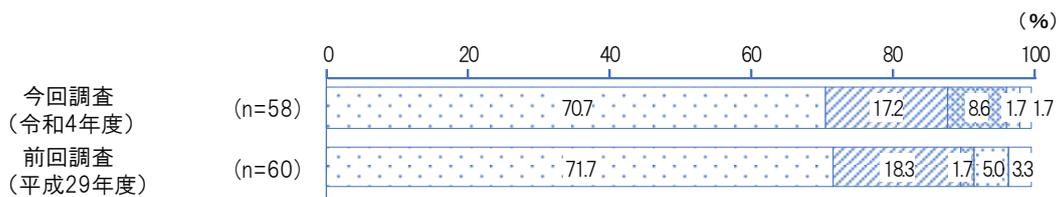
携帯電話に災害情報を送ってほしい
 防災行政無線で知らせてほしい
 町職員や消防団員が呼びかけに来てほしい
 民生委員・児童委員が呼びかけに来てほしい
 近所の人々に助けをもらいたい
 避難場所を事前に教えてほしい
 その他
 困ることはない
 無回答

○ 災害など、いざというときに支援が必要な人を速やかに救うことができるよう、その人の生活の状況（単身世帯かなど）や障がいの有無、緊急連絡先などを登録し、地域の方々に必要に応じて公開する仕組みについて、あなたは賛同しますか。

町民アンケート



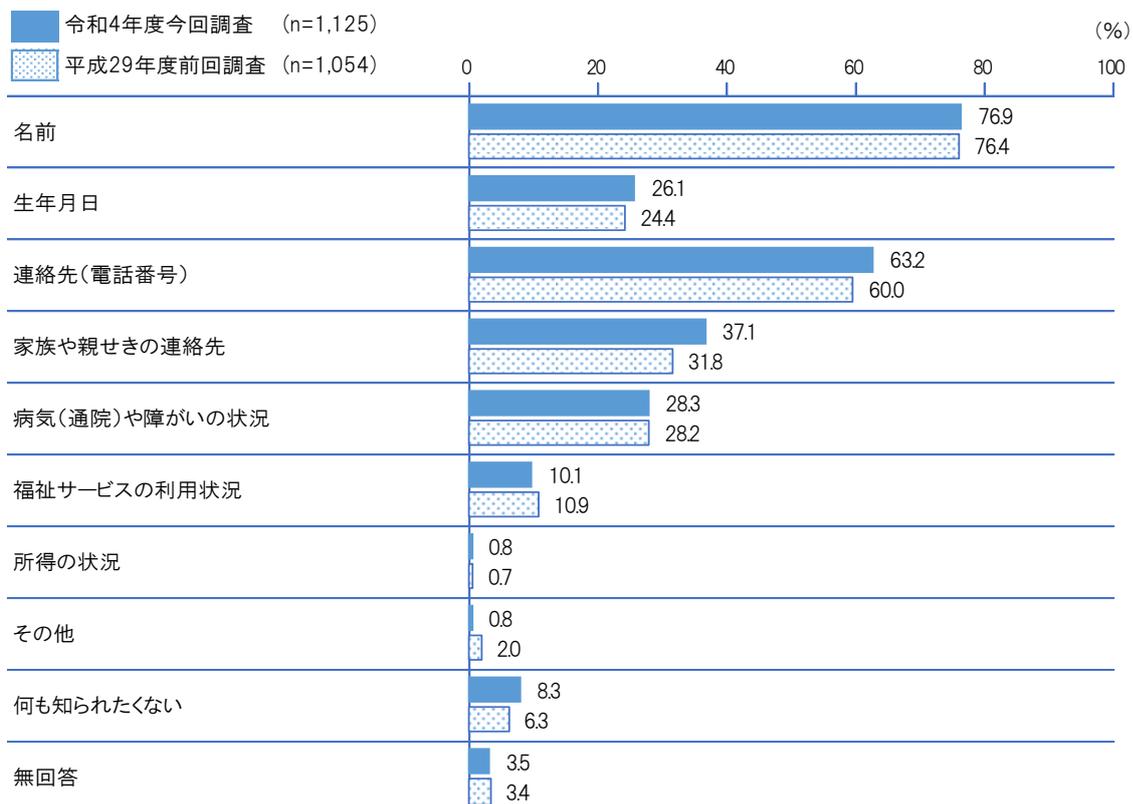
町内会長アンケート



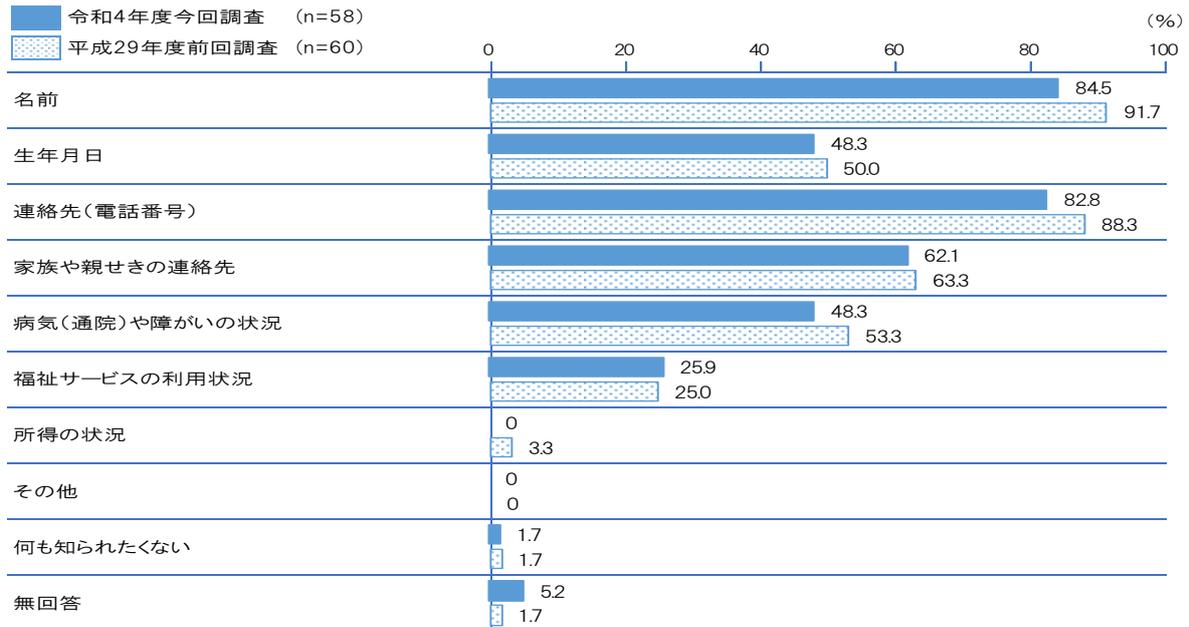
賛同できる
 やや抵抗がある
 抵抗がある
 わからない
 無回答

○ あなたが災害時などに地域の人から手助けしてもらう場合に備えて、どのような情報を地域の人に知らせてもよいと考えますか。

町民アンケート



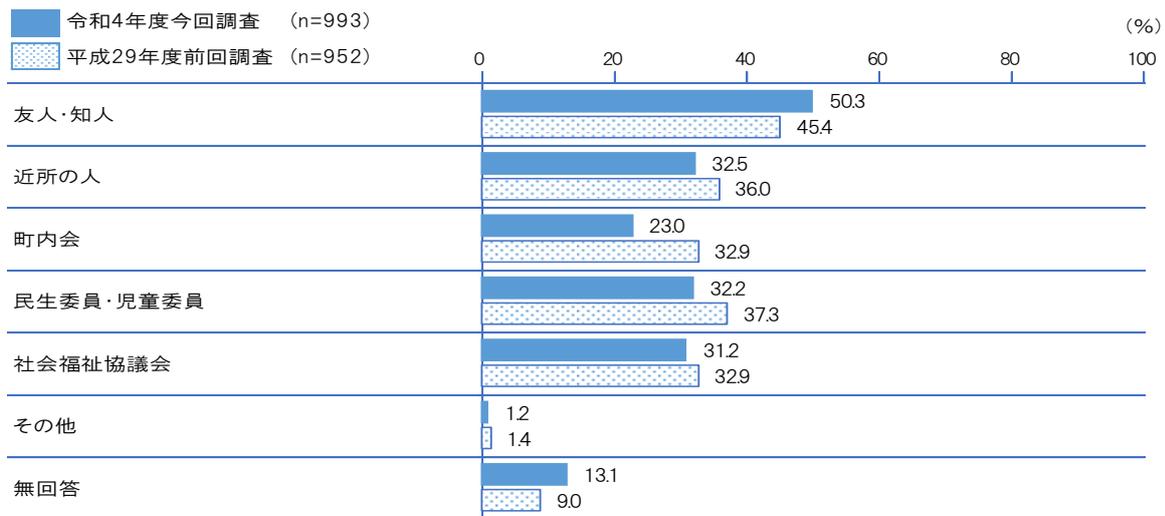
町内会長アンケート



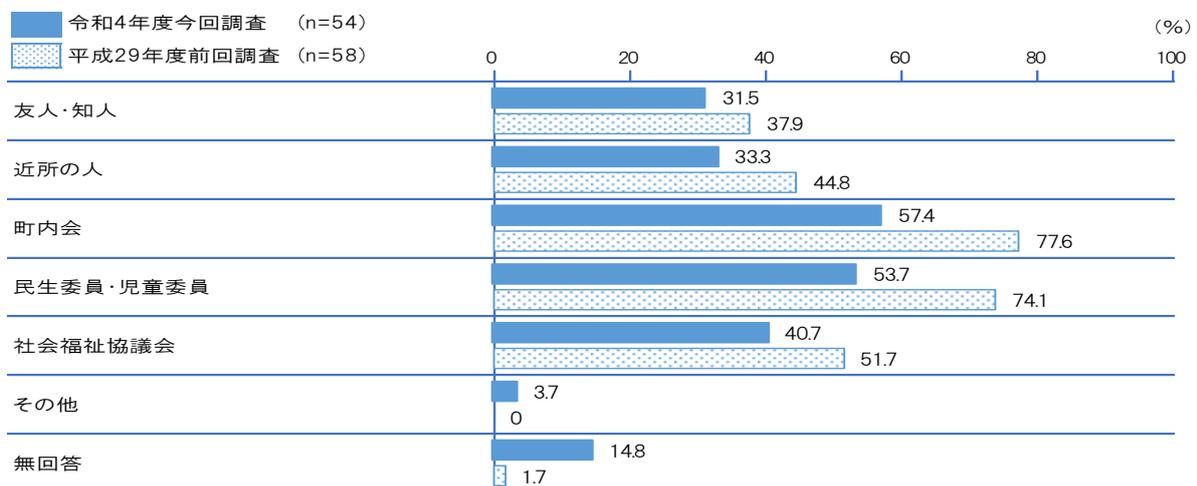
【○「何も知られたくない」以外を選択された方のみ】

あなたは知らせてもよいと回答した情報を、どの範囲までなら知らせてもよいと考えますか。

町民アンケート

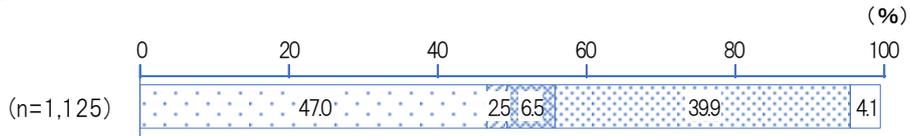


町内会長アンケート

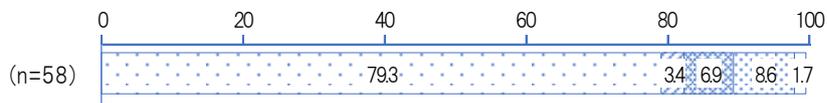


○ あなたは災害時などいざというときに、支える側として支援したいと思いますか。

町民アンケート



町内会長アンケート

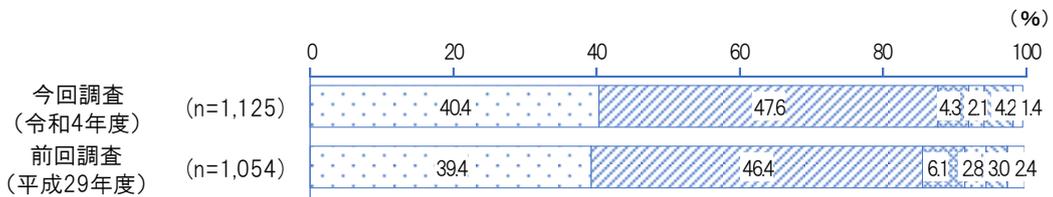


支援したい
 支援したくない
 その他
 わからない
 無回答

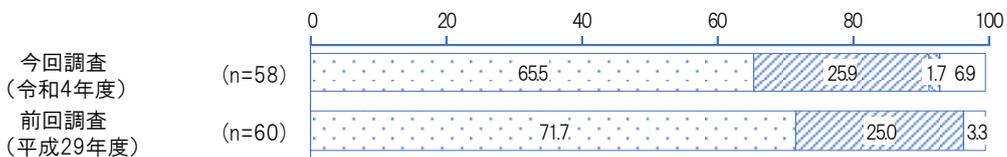
○ あなたはお住まいの地域や周辺の環境について、どのように思いますか。

【1. 住んでいる地域に愛着を感じている】

町民アンケート



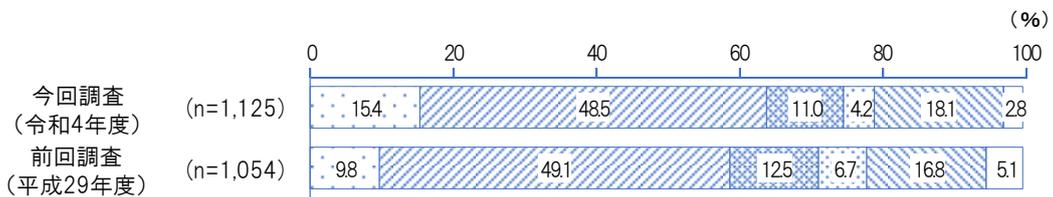
町内会長アンケート



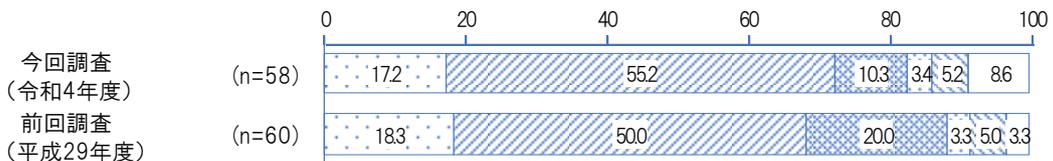
そう思う
 どちらかといえばそう思う
 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 わからない
 無回答

【2. 子どもが生き生きと育つための環境が充実している】

町民アンケート



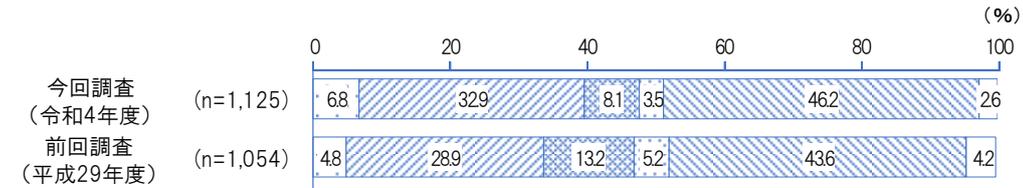
町内会長アンケート



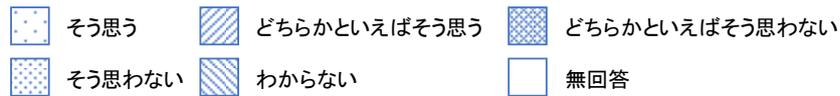
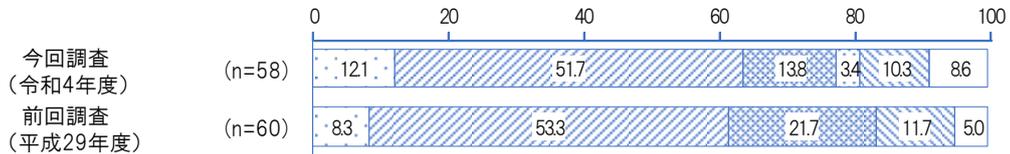
そう思う
 どちらかといえばそう思う
 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 わからない
 無回答

【3. 高齢者に対する福祉サービスが充実している】

町民アンケート

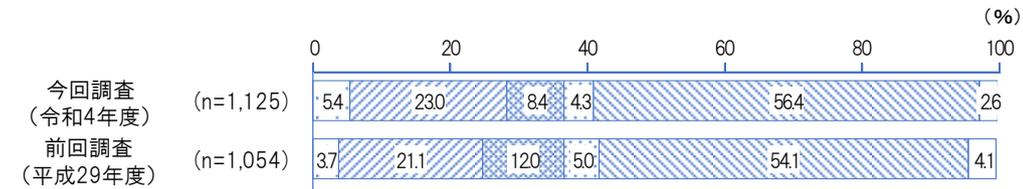


町内会長アンケート

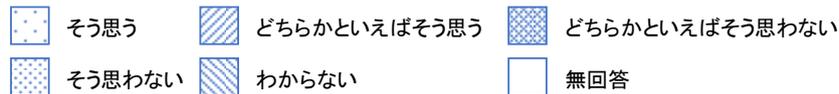
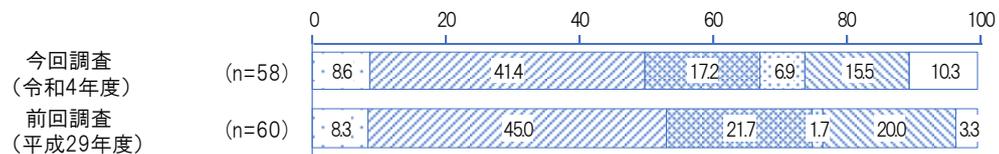


【4. 障がいのある人に対する福祉サービスが充実している】

町民アンケート

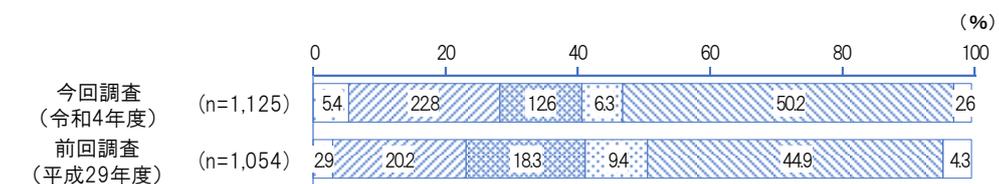


町内会長アンケート

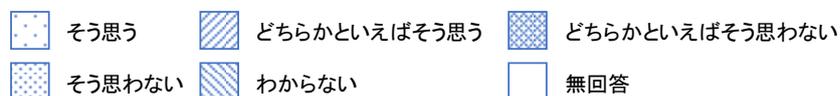
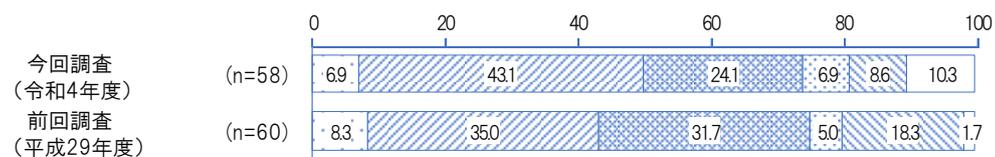


【5. 高齢者や障がいのある人にとって暮らしやすい都市環境が充実している】

町民アンケート

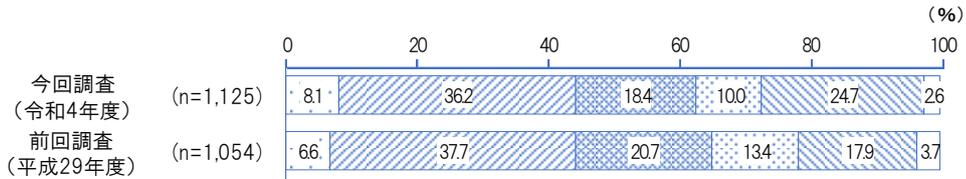


町内会長アンケート

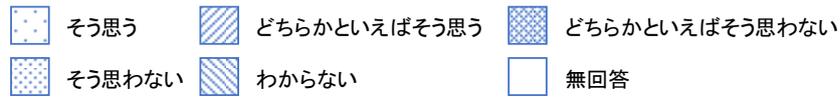
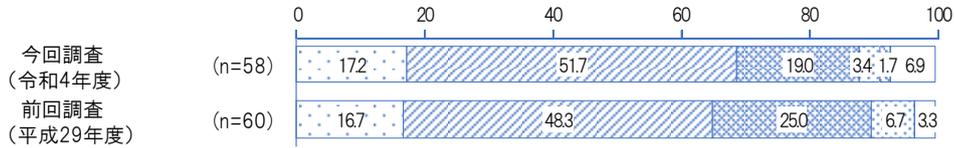


【6. 近所づきあいや助け合いなどの近隣環境が良好である】

町民アンケート

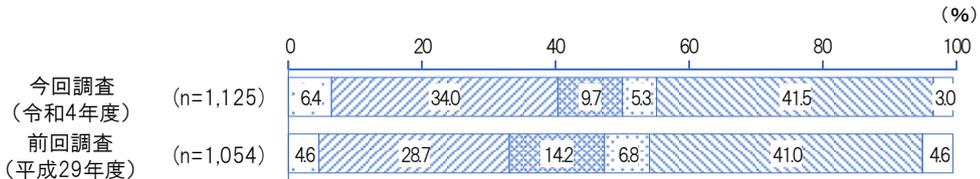


町内会長アンケート

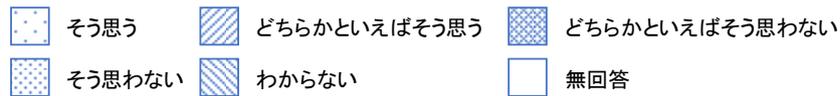
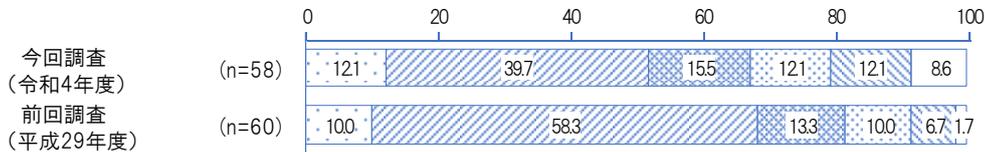


【7. 福祉に関する施設や事業所が整備されている】

町民アンケート

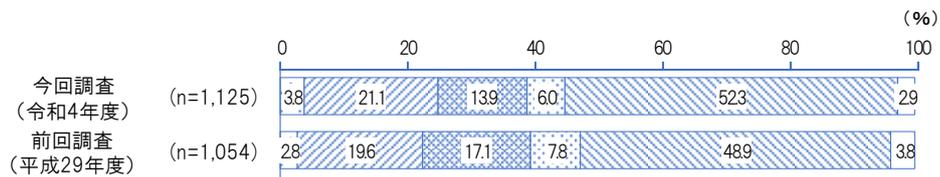


町内会長アンケート

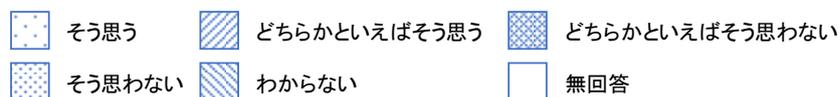
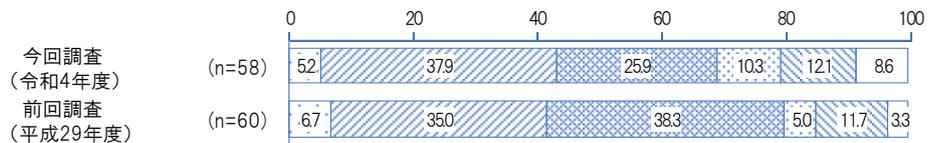


【8. 町民の福祉活動が活発に行われている】

町民アンケート

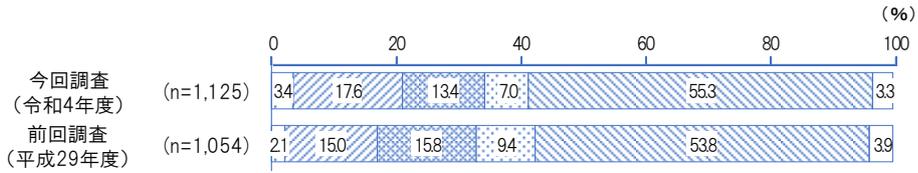


町内会長アンケート

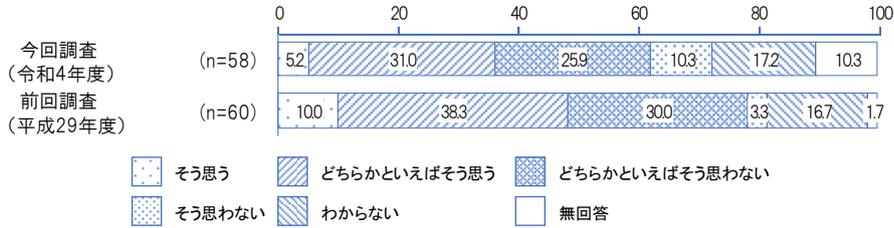


【9. 急な病気やケガに対する支援や組織の体制が整備されている】

町民アンケート

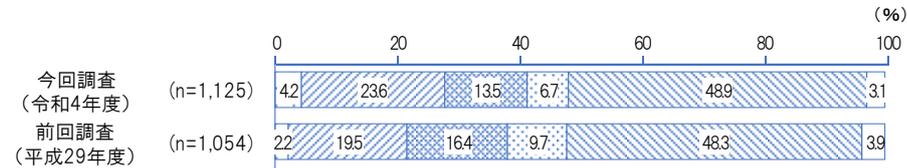


町内会長アンケート

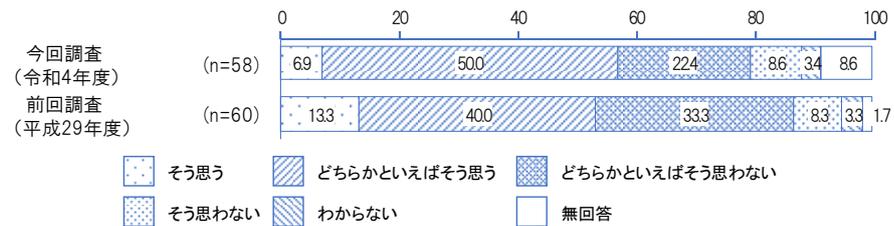


【10. 防災や防犯に対する支援や組織の体制が整備されている】

町民アンケート

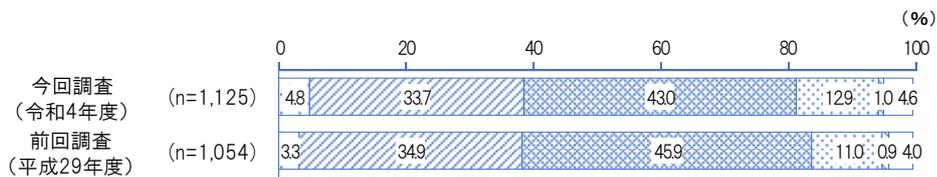


町内会長アンケート

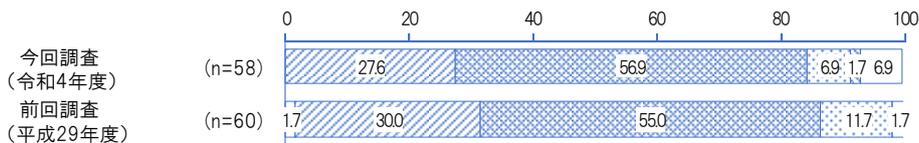


○ あなたは福祉サービスを充実させていく上で、行政と地域住民の関係は、どのようにあるべきだと思いますか。

町民アンケート



町内会長アンケート

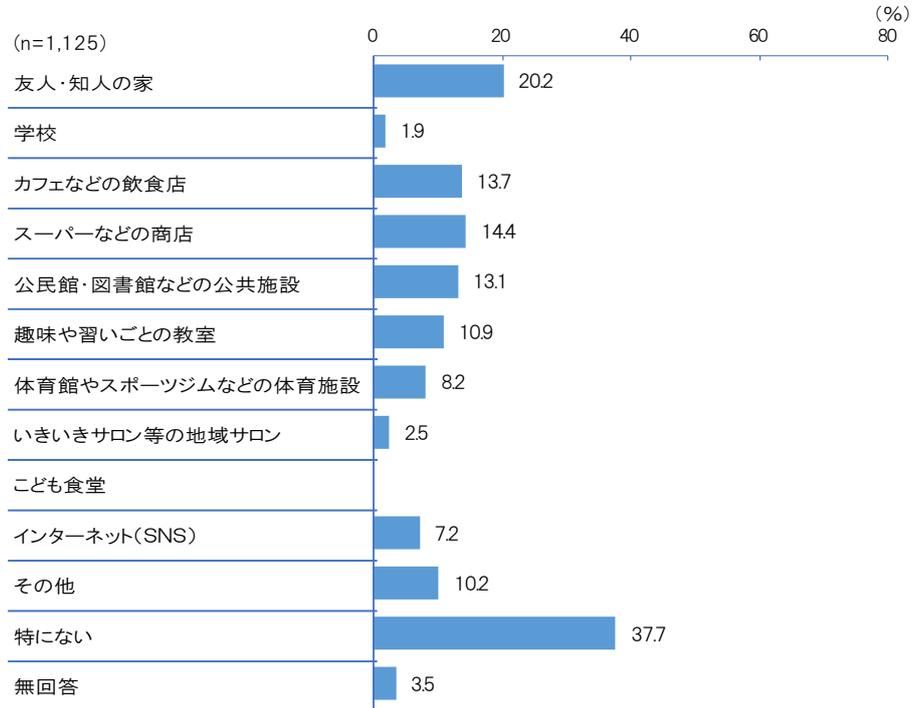


- 「福祉を充実する責任は行政にあるので、住民が特に協力する必要はない」
- 「行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は、住民が協力していくべきである」
- 「福祉課題については、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」
- 「まず、家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助するべきである」
- 「その他」
- 「無回答」

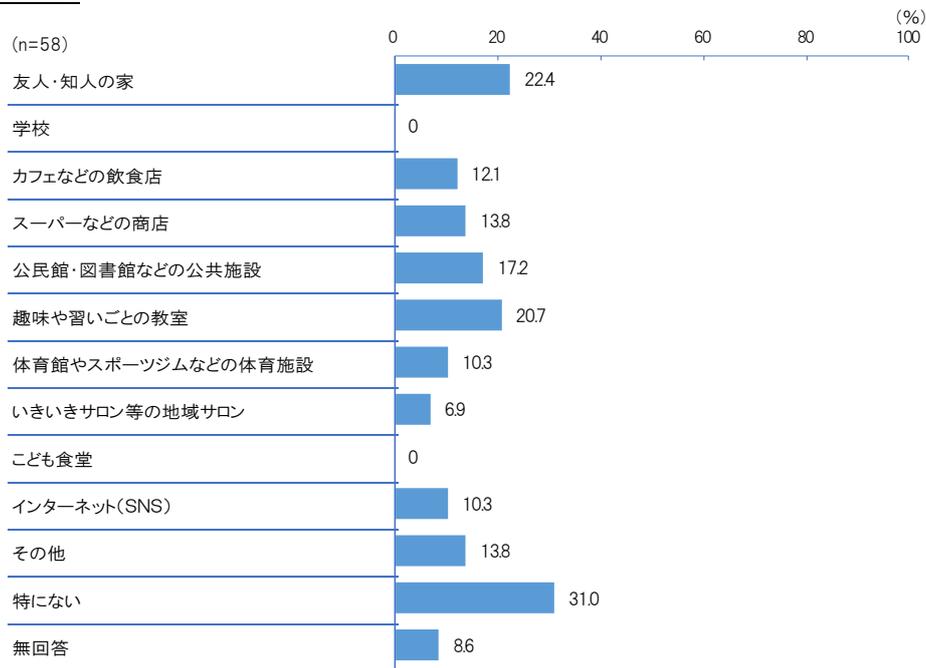
居場所について

○ あなたにとって自宅以外で「居場所」と感じられる場所は、どのようなところですか。

町民アンケート

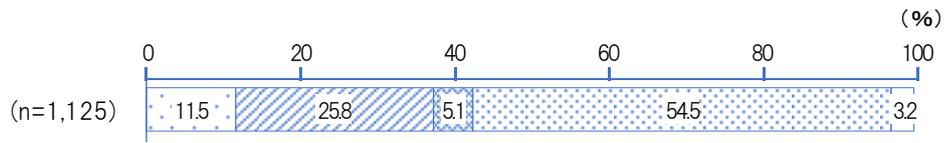


町内会長アンケート

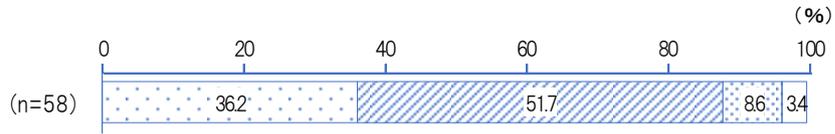


○ 子どもから大人まで気軽に集い、交流する場として、いきいきサロン等の「地域サロン」や「こども食堂」があります。このような場所が町内にあることを知っていますか。

町民アンケート



町内会長アンケート

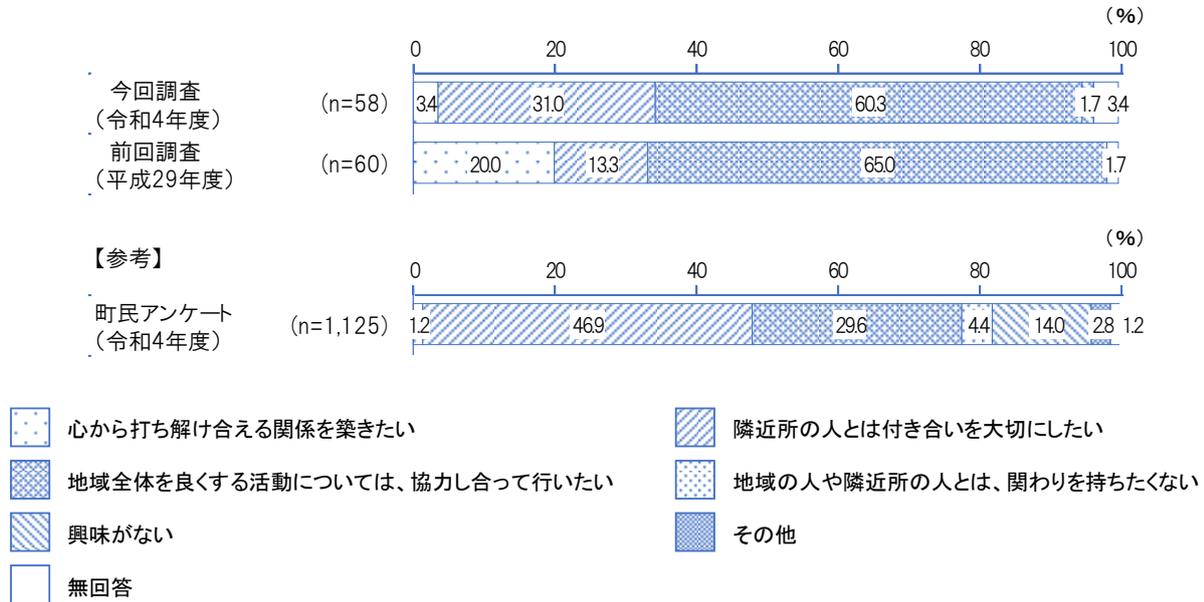


- 両方とも知っている
- いきいきサロン等の地域サロンのみ知っている
- こども食堂のみ知っている
- どちらとも知らない
- 無回答

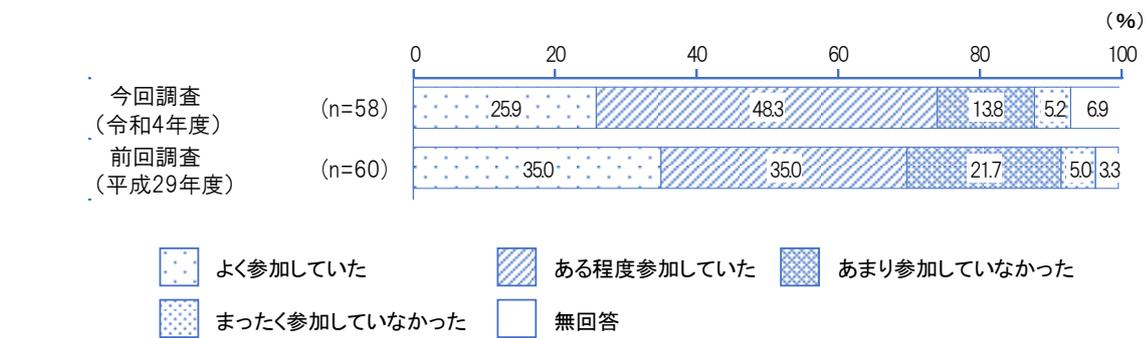
町内会長アンケートの調査の結果

地域生活及び福祉課題について

○ あなたは地域の人との関わりあいについて、どのようにお考えですか。

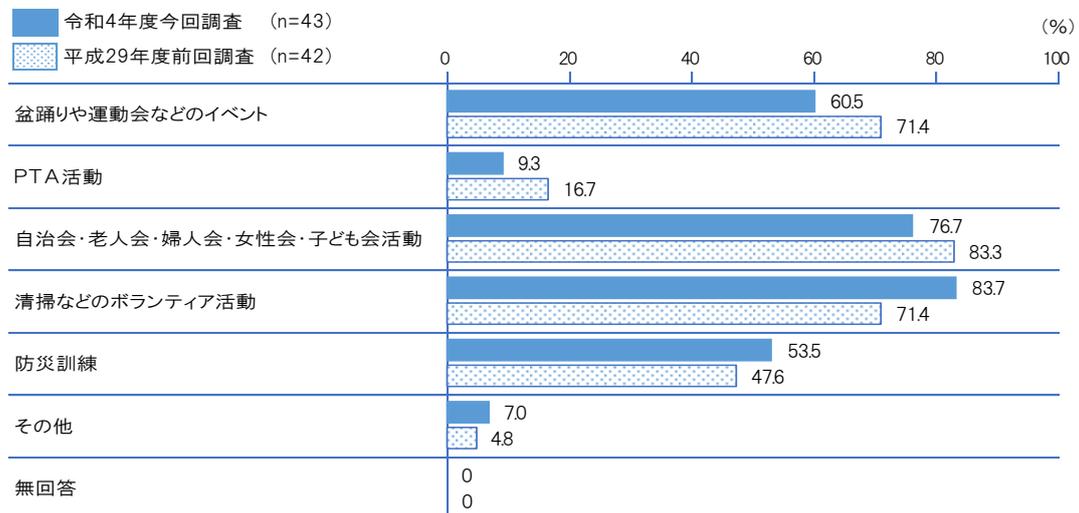


○ あなたは町内会長に就任する前、地域の行事、地域活動等へ参加していましたか。

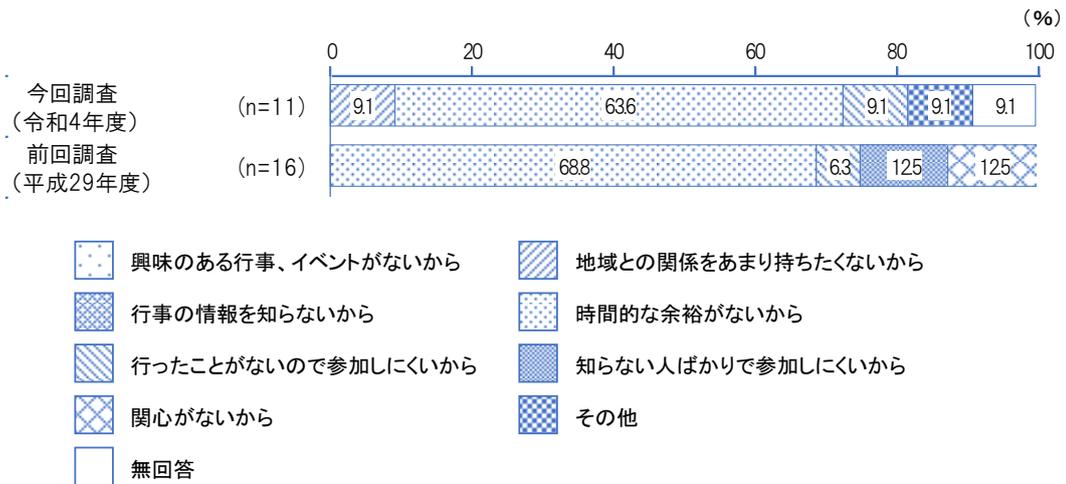


【○ 「よく参加していた」または「ある程度参加していた」を選択された方のみ】

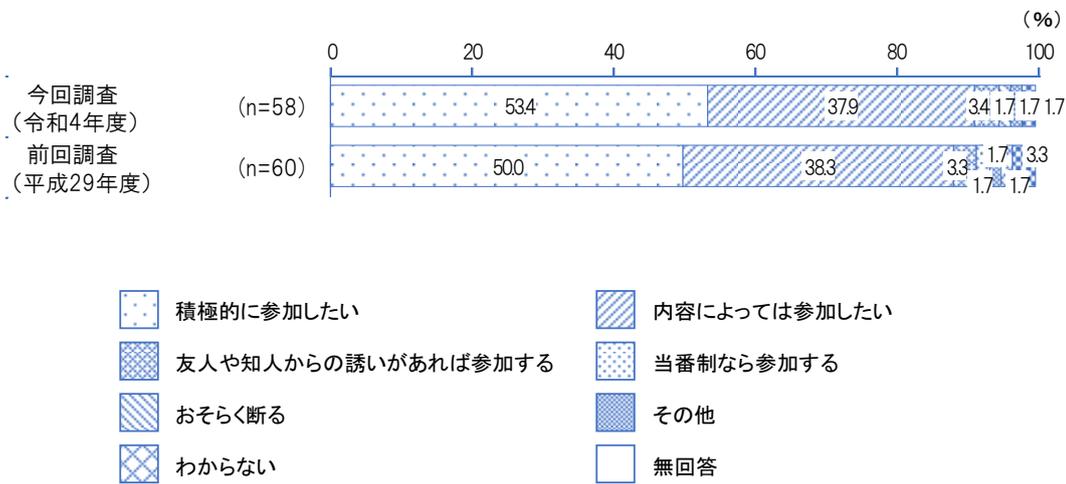
それは、どのような活動ですか。



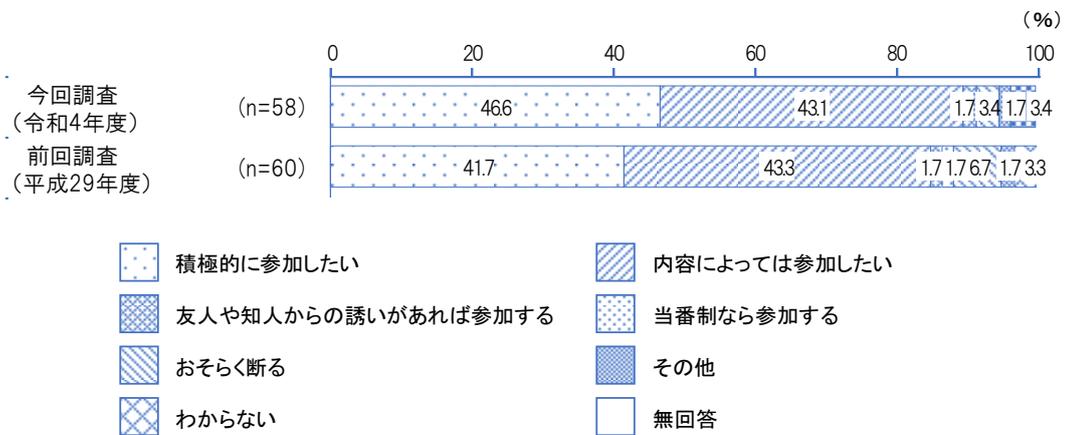
【○「あまり参加していなかった」または「まったく参加していなかった」を選択された方のみ】
町内会長に就任する前、参加されなかった理由をお聞かせください。



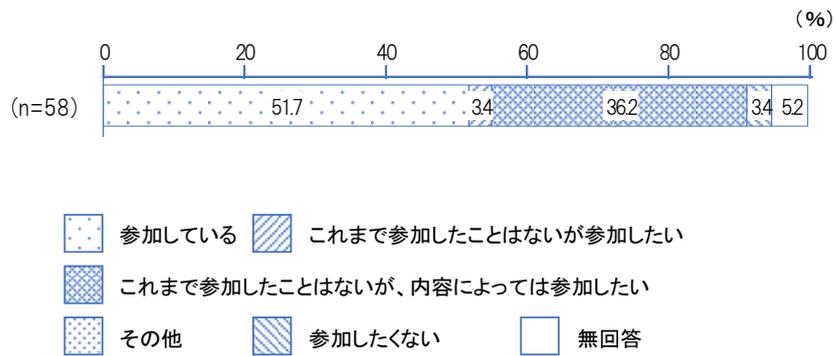
○ 今後、地域活動への参加の依頼があった場合、あなたはどうしますか。



○ 今後、町内会長を退任した後、地域活動への参加の依頼があった場合、あなたはどうしますか。

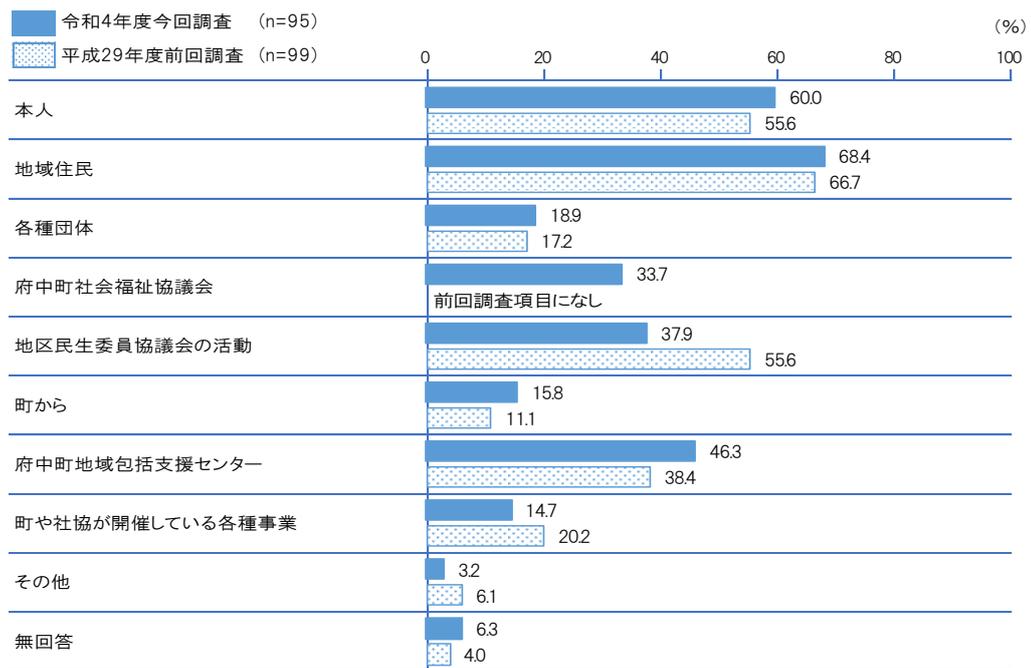


○ あなたは町内会長としての活動以外でボランティア活動に参加していますか。また、参加したいと思いませんか。

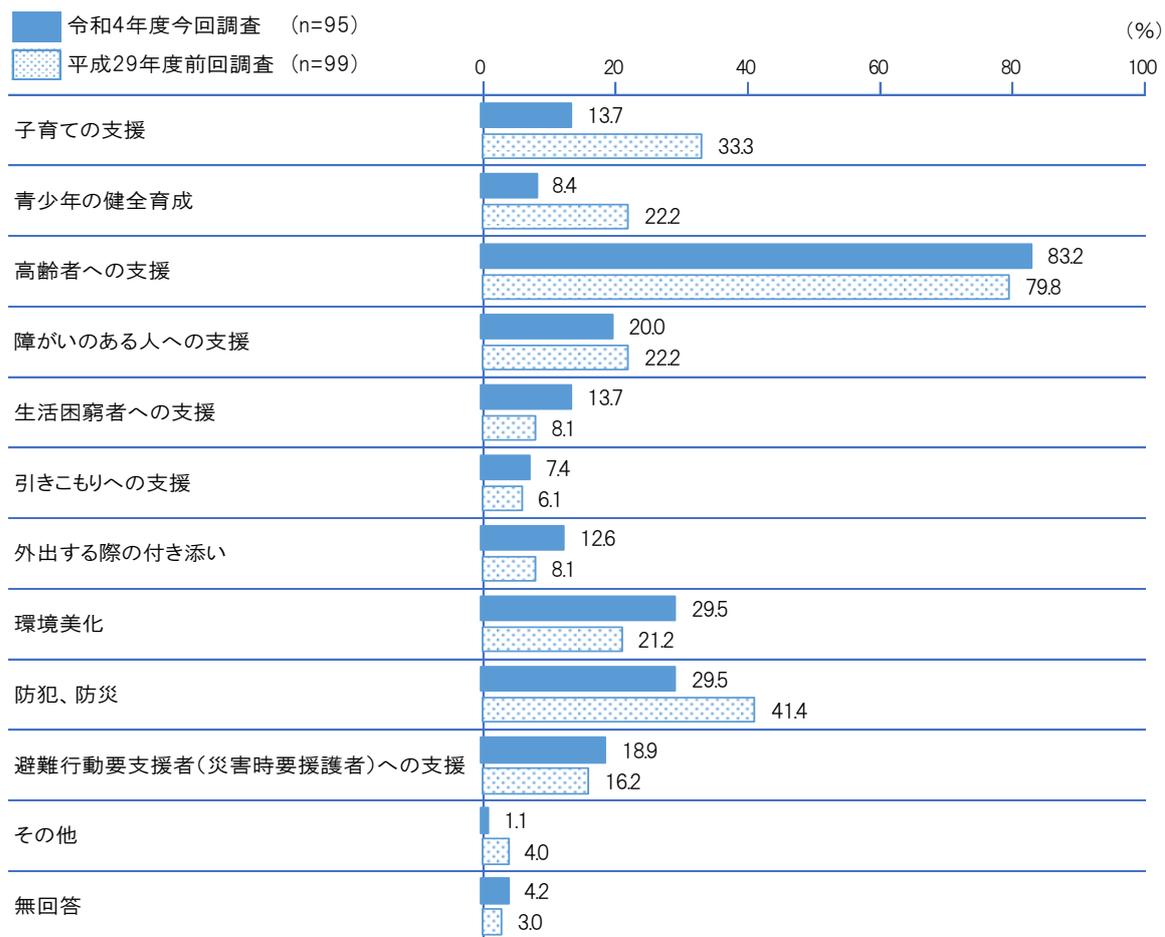


民生委員・児童委員アンケートの調査の結果

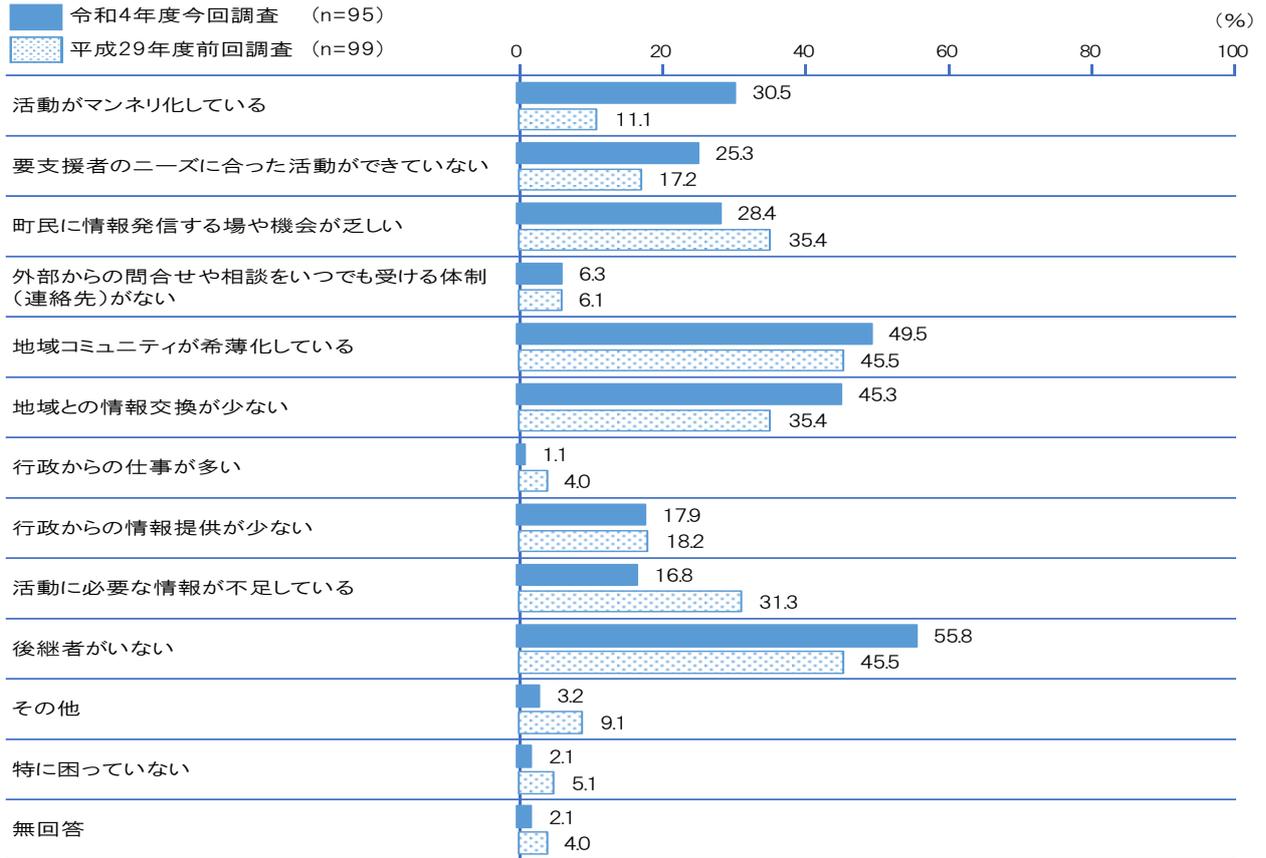
○ あなたが活動を行う上で、町民の要望をどのように把握されていますか。



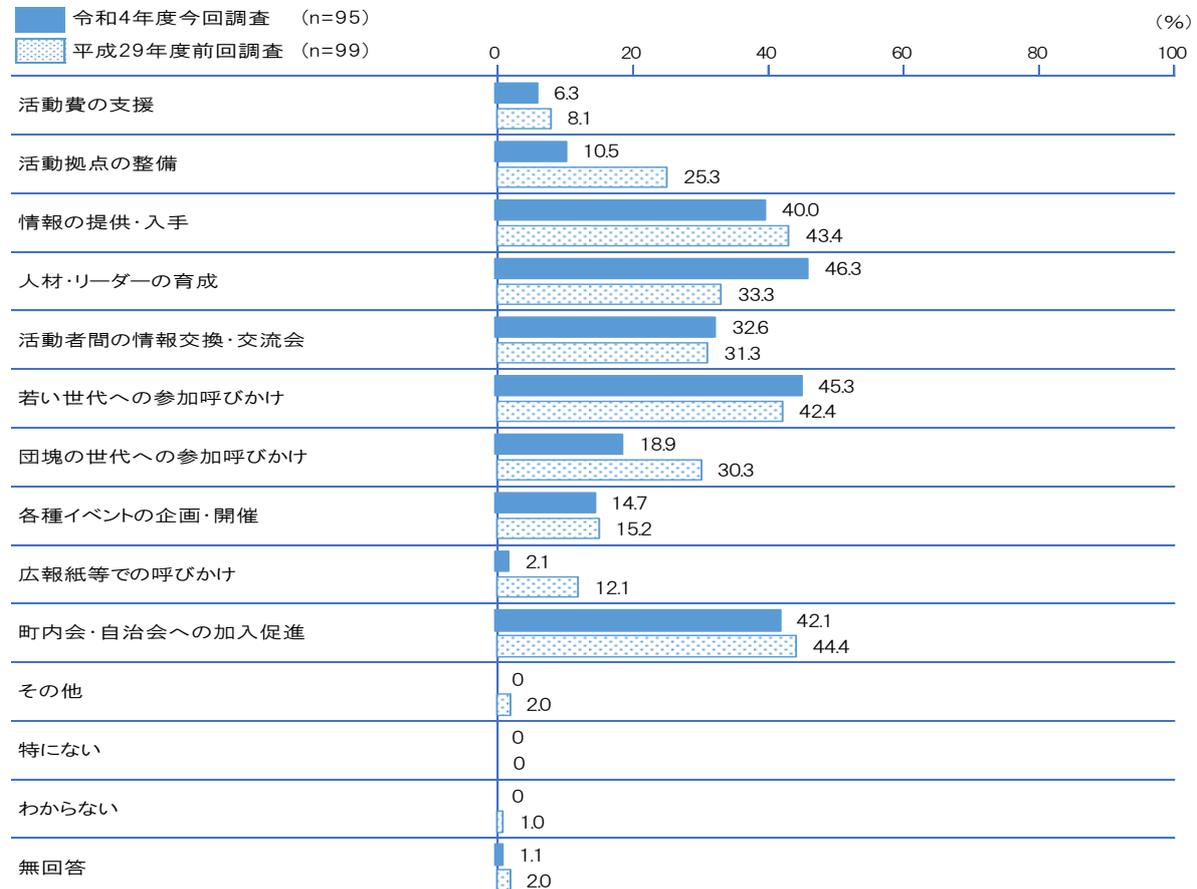
○ 町民の要望で多いものは何ですか。



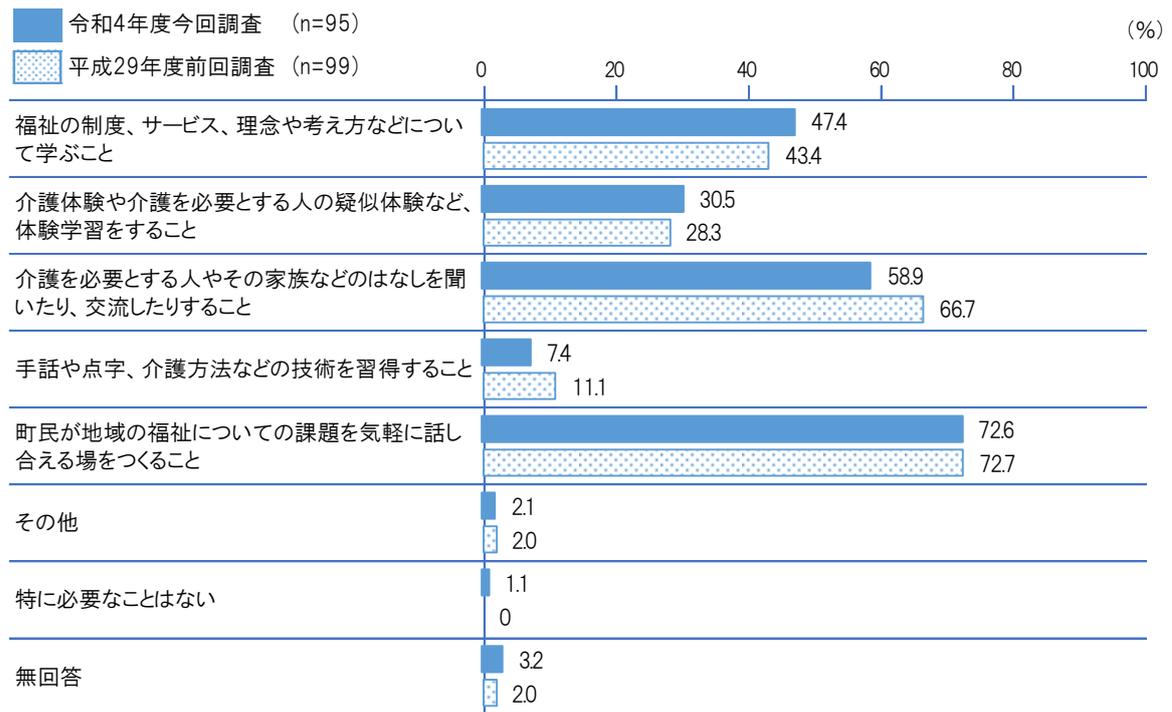
○ あなたが活動を行う上で困っていることは何ですか。



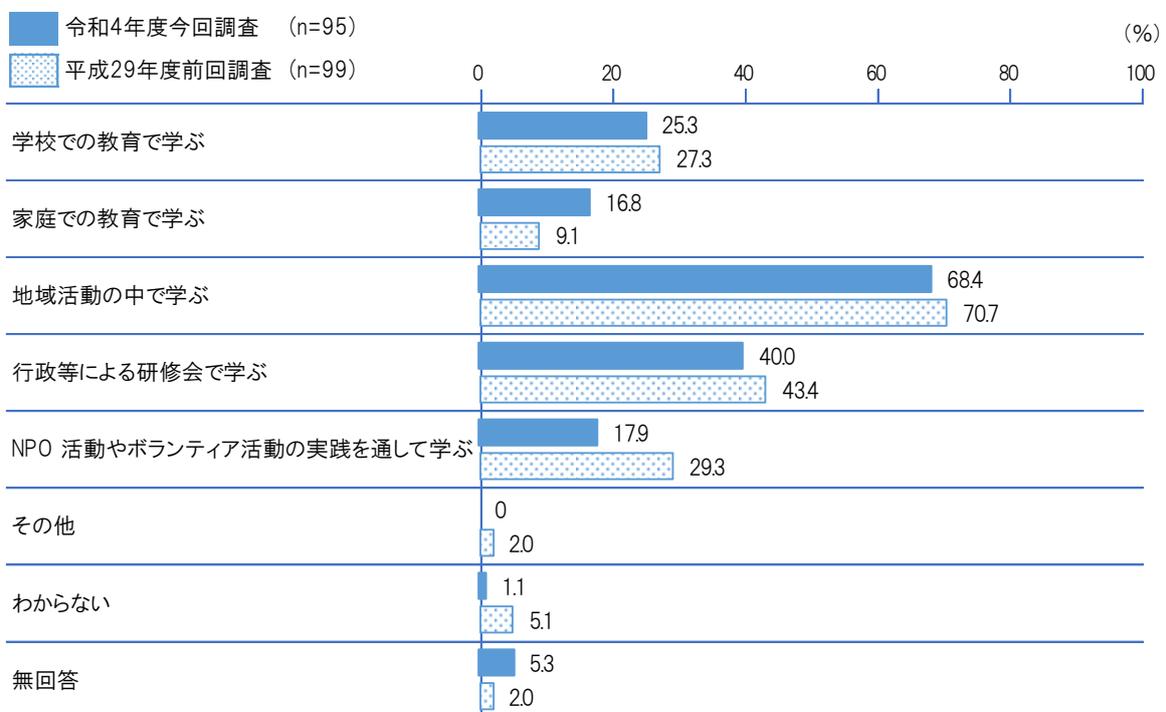
○ 今後、地域住民同士の地域活動の輪を広げていくために、どのようなことが必要だと思いますか。



○ あなたは町民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか。

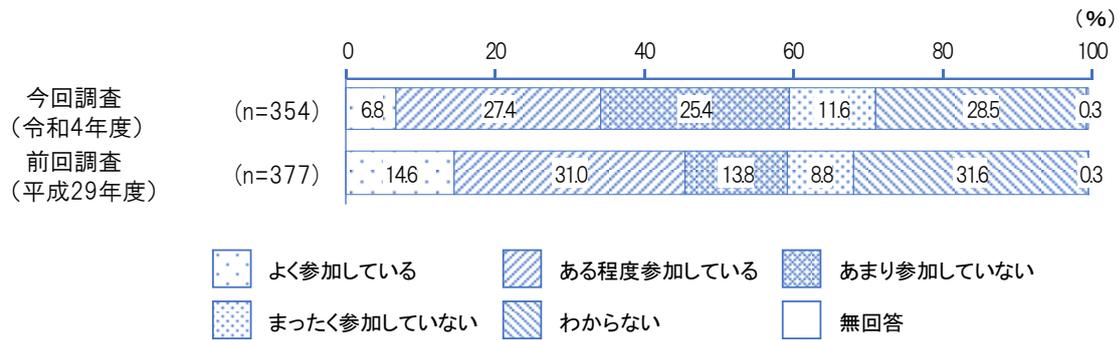


○ あなたは地域福祉活動に参加する人材を育てるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

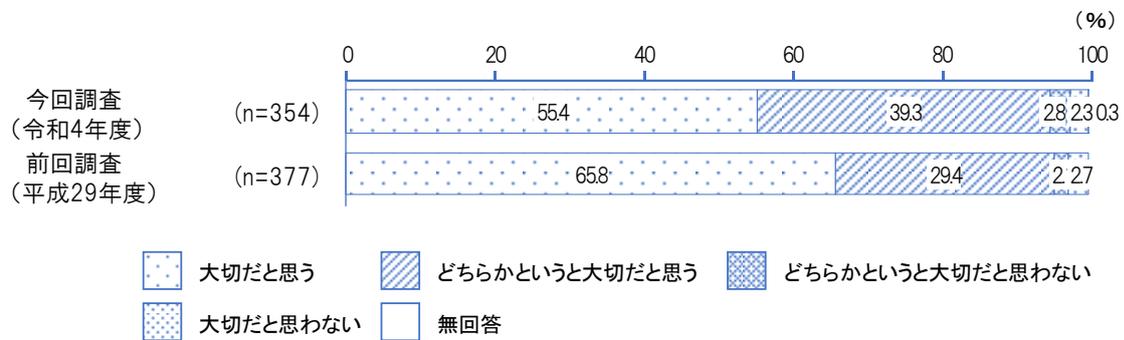


中学生アンケートの調査の結果

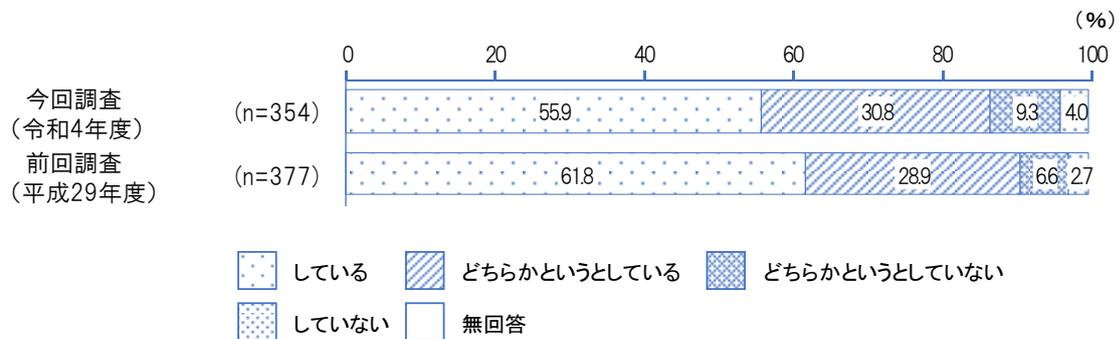
○ あなたのご家族は、自治会・町内会活動などにどの程度参加していますか。



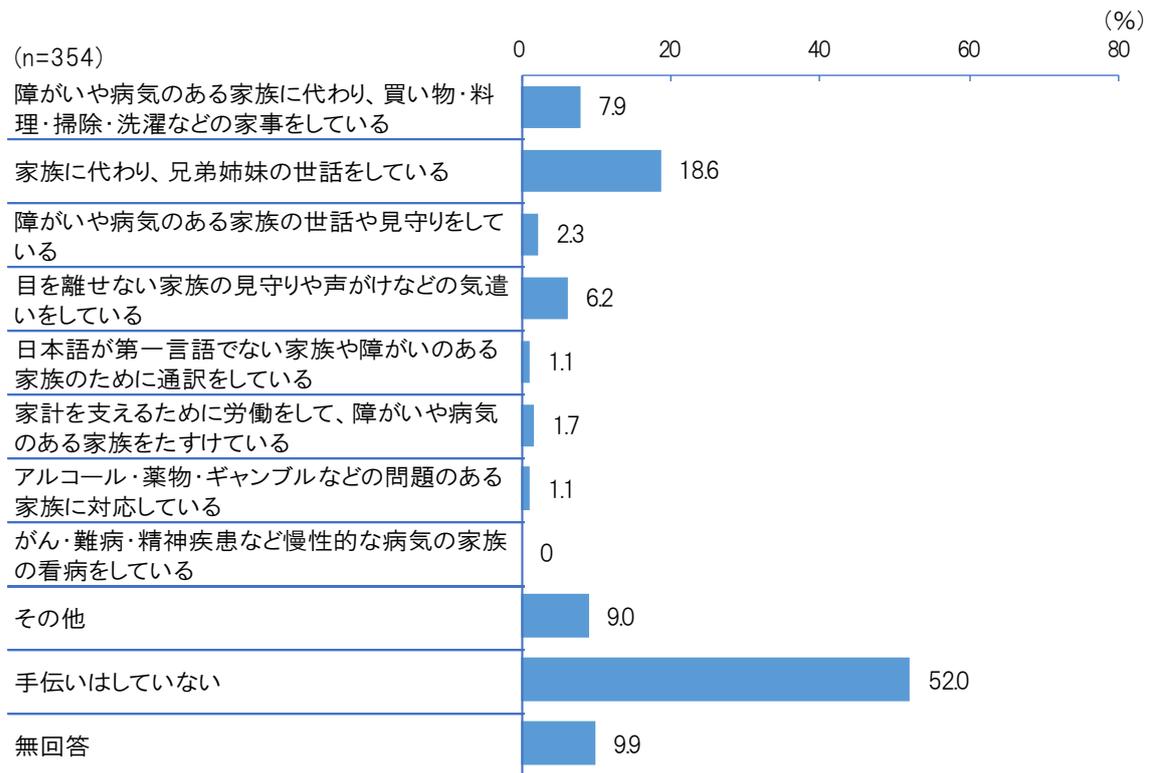
○ あなたは近所づきあいは大切だと思いますか。



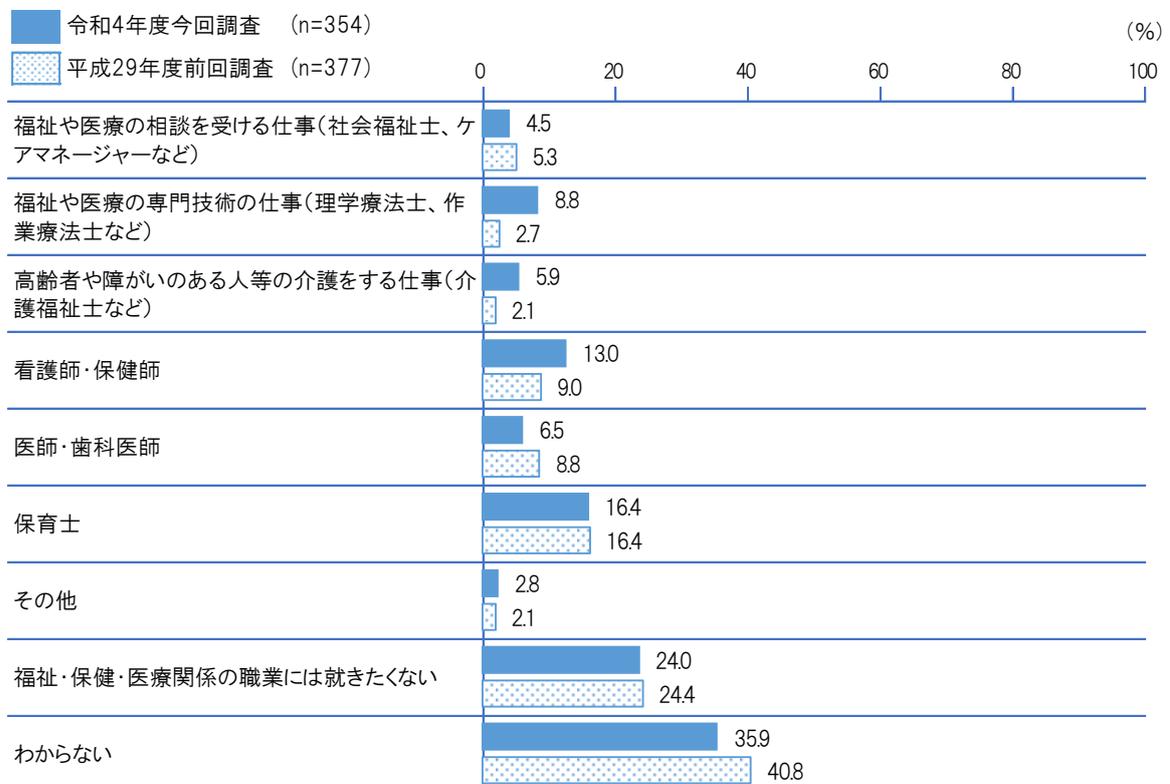
○ あなたは近所の方とはあいさつはしていますか。



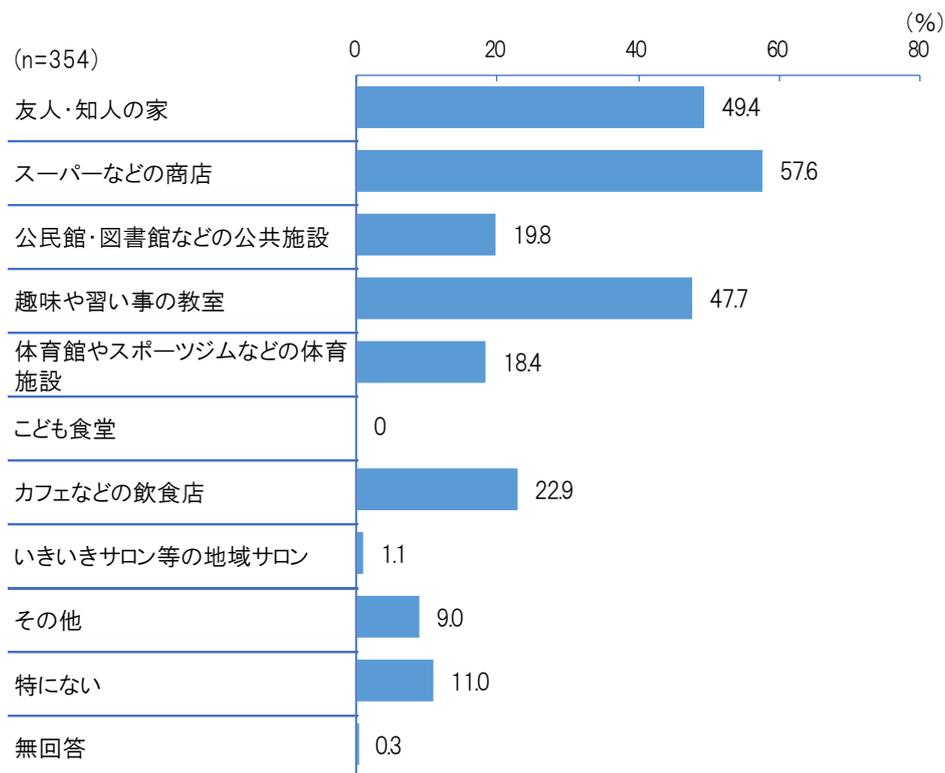
○ あなたは家庭内で以下のような手伝いを日常的にしていますか。



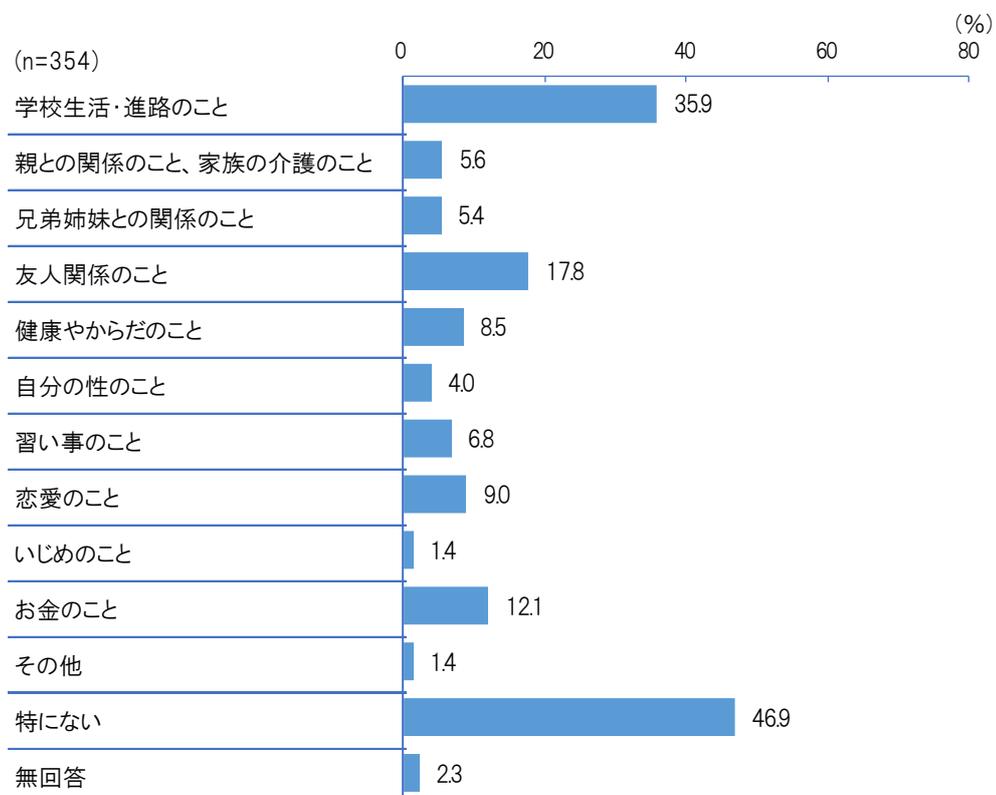
○ あなたは将来、次のような福祉・保健・医療関係の職業に就いてみたいと思いますか。



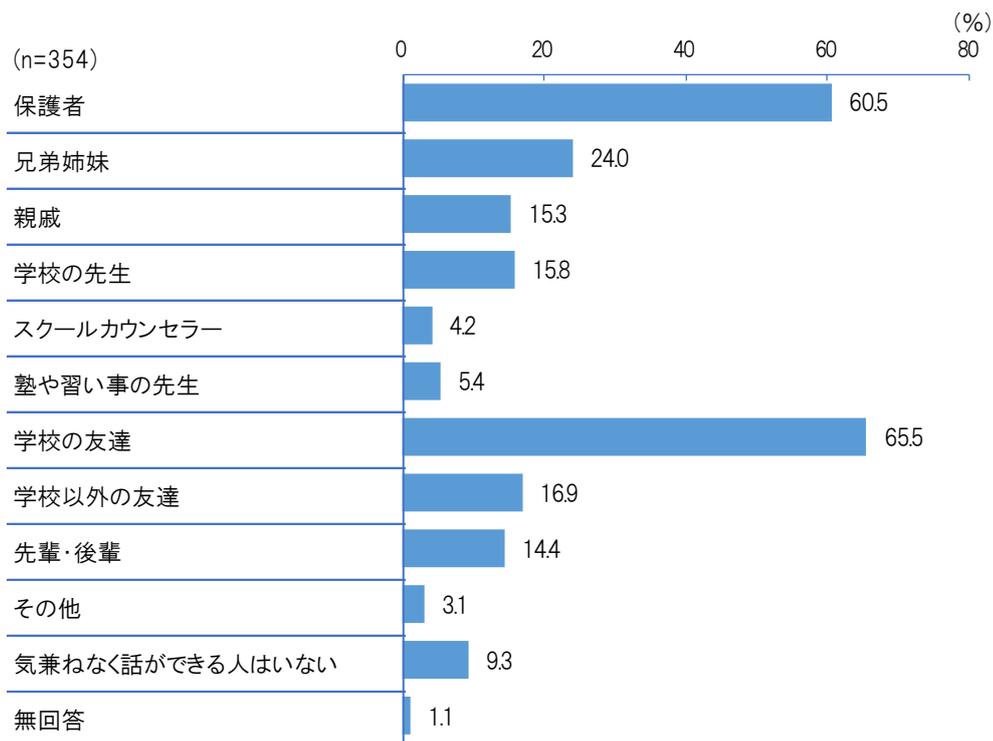
○ あなたが自宅・学校以外でよく行く場所はどのようなところですか。



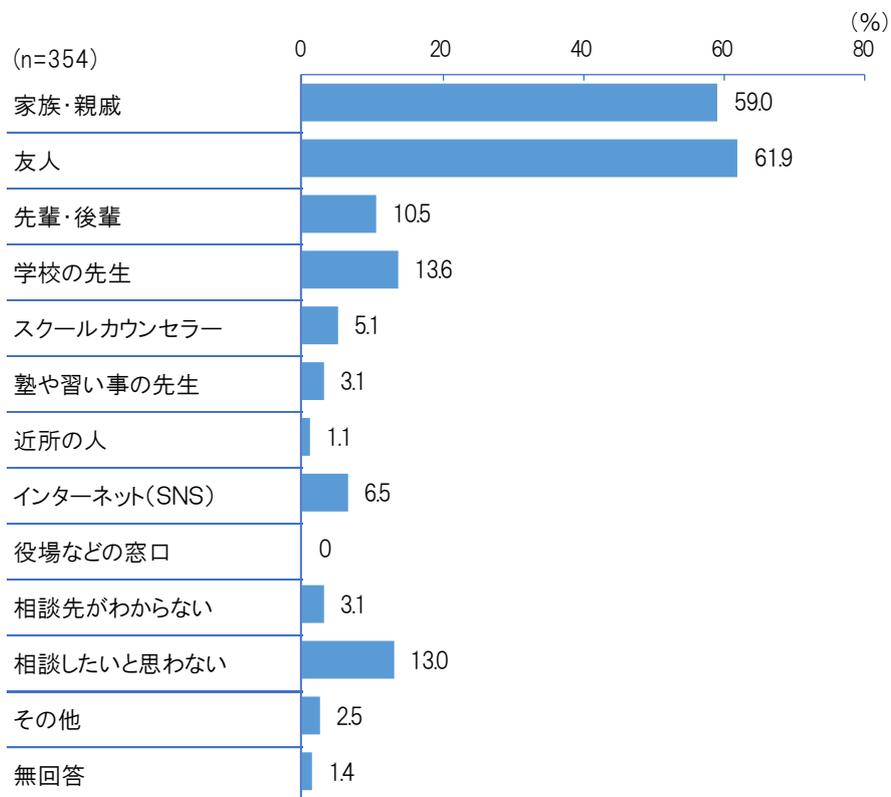
○ あなたは困っていることや、悩んでいることがありますか。



○ あなたにとって、何でも話せる人は誰ですか。



○ あなたが普段困っていることや悩んでいることは、どこに相談していますか(しようと思いませんか)。



○ 今後、住民同士がともに支え合う住みよいまちづくりを進めていくためのご意見やご要望、ご提案などがありましたら、どのようなことでも結構ですので、ご自由にお書きください。

町民アンケート

分類	件数(件)
施設・設備の充実	46
まちづくりについて	35
地域での助け合いや近所づきあい	30
道路・交通整備について	25
行政の取り組み	25
情報共有や開示について	21
町内会・行事・活動への参加促進や理解	20
障害のある人・高齢者支援の充実	17
教育・子育て支援について	15
相談体制の充実	9
今回のアンケートについて	7
民生委員について	7
福祉について	4
防災・防犯体勢の充実	4
その他	5

町内会長アンケート

分類	件数(件)
地域での助け合いや近所づきあい	11
町内会・行事・活動への参加促進や理解	11
まちづくりについて	5
高齢者支援の充実	4
行政への要望	3
民生委員について	2
施設の充実	2
教育・子育て支援の充実	1
その他	1

中学生アンケート

分類	件数(件)
相談先・方法について	56
まちづくりについて	19
町内会・行事・活動の充実	13
地域での助け合いや近所づきあい	6
ボランティア活動の充実	4
施設・設備の充実	3
道路・交通整備について	1
障害のある人・高齢者支援の充実	1
その他	2

○ 町内会長のお立場で、今後、住民同士がともに支え合う住みよいまちづくりを進めていくためのご意見やご要望、ご提案などがありましたら、どのようなことでも結構ですので、ご自由にお書きください。

分類	件数(件)
町内会への理解や取り組み	11
行政に対する要望	11
地域での助け合い・近所づきあい	4
その他	2

6 用語解説

あ行

アウトリーチ

生活課題を抱えているにもかかわらず支援が届かない人に対して、支援機関や団体などが積極的に働きかけて情報や支援を届けるような活動。

意思決定支援

意思決定過程のすべてのステップにおける支援が含まれます。ここでの支援とは、他者の意図をもった行為に対する働きかけであり、その意図を理解し、その行為の質の改善、維持あるいは行為の達成を目指すものです。

一時生活支援事業

生活困窮者のうち住居に不安を抱えている人に対し、一定期間、衣食住の提供を行うものです。

一般世帯

学生寮や老人ホーム等の施設に入所していない一般的な世帯のこと。

か行

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて総合相談・専門相談、地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止、地域の相談支援体制の強化の取組を行います。

共助

制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度等被保険者による相互の負担で成り立っています。

協働

住民・行政・企業など複数の主体が、対等な立場で地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力することです。

健康リテラシー

健康面での適切な意思決定に必要な、基本的健康情報やサービスを調べ、得、理解し、効果的に利用する個人的能力の程度を意味します。

権利擁護

知的障害、精神障害、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分であったり、意思や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護する活動のことです。

公助

自助・互助(費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合い)・共助では対応できないこと(困窮等)に対して最終的に必要な生活保護を行う社会福祉制度のことです。

高齢者いきいき活動ポイント事業

府中町在住の65歳以上の高齢者が、自らの健康づくりや地域ボランティア活動を行うことを奨励する事業です。活動団体が行う健康づくりや地域ボランティア活動等に参加するとポイントが付与され、活動実績(ポイント数)に応じて、町から奨励金を支給します。

高齢単身者世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯を意味します。

高齢者同居世帯

65歳以上世帯員がいる世帯のうち、高齢単独世帯、高齢夫婦世帯を除いた世帯です。

高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯を意味します。

さ行

再犯防止推進計画

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成30年度から令和4年度末までの5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

自助

自分で自分を助けること。健康維持のために健診を受けるといった自発的に自身の生活課題を解決する力。

社会福祉協議会

民間での社会福祉活動の推進を目的として、社会福祉法に基づいて設置される非営利の民間組織。

重層的支援会議

多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議。

生活困窮者住居確保給付金

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市区町村ごとに定める額(生活保護制度の住宅扶助額)を上限に実際の家賃額を原則3か月間(延長は2回まで最大9か月間)支給します。支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等へ、自治体から直接支払われます。

生活困窮者自立支援法

生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者を支援し、自立の促進を図るための法律(平成25年法律第105号)。生活困窮者対策と生活保護制度の総合的な見直しに伴って制定されました。本法に基づく「生活困窮者自立支援制度」により、自立相談支援事業や就労訓練事業などの実施、住宅を確保するための給付金支給、子供の学習支援など、被保護者の状況に応じた措置がとられます。

生活困窮世帯学習支援事業

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対して、学習支援や居場所の提供等を行い、学習意欲と基礎学力の向上を促し、自ら学ぶ力を養うことで、子どもの高等学校等への進学や将来における安定就労に繋げ、貧困の連鎖を防止することを目的とした事業です。

生活保護受給者就労自立促進事業

生活保護受給者であって、就労に向けた個別の支援が必要な人に対し、就労に関する相談・助言や、求職活動への支援、個別の求人開拓等を行うことにより、その自立の促進を図ることを目的とした事業です。

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、家庭裁判所が選任した支援者(成年後見人等)により、法律面や生活面で支援する制度です。成年後見制度は大きく分けて、“法定後見制度”と“任意後見制度”の2つの種類があります。

た行

ダブルケア

子育てと介護の両方を同時に負担すること。

(府中町)男女共同参画プラン

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。本プランは、これを根拠法とし、また「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」及び「DV防止法(配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律)」に基づく市町村基本計画として位置づけています。

地域共生社会

「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超越して、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すものです。

地域ケア会議

地域包括ケアシステムの実現・推進につながる支援内容や提供体制について検討する会議。市町村もしくは地域包括支援センターが実施・主催し、その地域の行政職員や各医療機関・高齢者向け施設などで働く医師・看護師・介護職員といった多職種が出席します。

中核機関

成年後見制度において、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。
国基本計画では、地域実情に応じて、市町村が設置している「成年後見支援センター」などの既存の取組も活用しつつ、市町村が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています(市町村直営又は委託等)。

な行

ニーズ

必要、要求、需要のこと。

は行

8050問題

高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれる。

パブリックコメント

公衆の意見。また、公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。

パンデミック

感染症が複数の地域や国にまたがって世界的に流行すること。特に致死性の高い感染症を指します。

PDCAサイクル

業務管理における継続的な改善方法のことです。Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(確認)→ Act(改善)の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法を意味します。

避難行動要支援者名簿

「避難行動要支援者名簿」とは、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人(避難行動要支援者)を、あらかじめ登録しておく名簿です。

(府中町)福祉ボランティアポイント制度

町にボランティアとして登録した人が、介護支援、障害者支援、子育て支援に関する施設等でのボランティア活動でポイントを得て、そのポイントを自分の健康づくりに関係するものや施設等の活動の助けとなるものと交換する制度。

ま行

まち記者

原則ボランティア活動で、本町で行われるイベントや旬の話題や素敵な人、大好きなお店、ほっとする風景などについて、広報ふちゅうへの記事の掲載や、FacebookやInstagramなどの府中町公式SNSへの投稿で発信する人。ホームページから応募可能。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、子ども、高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

や行

ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話などを、大人と同程度の負担で、長期間、日常的に行っている子供のことです。法律などによる定義はありませんが、一般には「年齢に見合わない重い責任をもって家族の介護や世話などを担い、自身の成長や教育に支障をきたしている18歳未満の人」を指します。

要介護・要支援認定者

被保険者が介護(予防)サービスを受けるために必要な要介護(要支援)状態区分等を、介護認定審査会の審査・判定に基づき保険者が認定することを「要介護認定」といいます。要介護認定の結果、「要支援1」「要支援2」を要支援認定者、「要介護1～5」を要介護認定者といえます。

わ行

ワークショップ

本来は「作業場」「仕事場」を意味する言葉ですが、現代では参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会等を指す言葉として浸透しています。様々な立場の人が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめ上げていくことを指します。

府中町第3次地域福祉計画

発行日 令和5(2023)年3月

発行者 府中町

住 所 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

電話 082-286-3162

FAX 082-283-5775

